

刑 政

第 四 十 卷 第 六 月 號 第 六 號

| | |
|--------------------|------------------------|
| 未決時代に於ける 感受性の善用 | 卷頭言 2 |
| 柔道と刑務所 | 嘉納治五郎 39 |
| 建國の精神 | 箕克彦 68 |
| 刑務委員會設立の是非 | 正木亮 4 |
| 懸賞文の發表 | 46 |
| 内 觀 外 觀 | K 生 25 |
| 治 國 と 宗 教 | 山岡萬之助 21 |
| 遺 蹟 巡 禮 | E 生 57 |
| 惡人即悖德症 | 下田光造 23 |
| 本誌四月號の 卷頭言を讀みて | 富井隆信 11 |
| 支那はどう動く | A 生 35 |
| 敢て申上候 | オハヨ州立刑務所 四九・〇六八號 14 |

談林 讀者の頁 家庭の頁 會報
 叙任辭令 令規 統計 犯罪文藝

財團法人 刑務協會發行

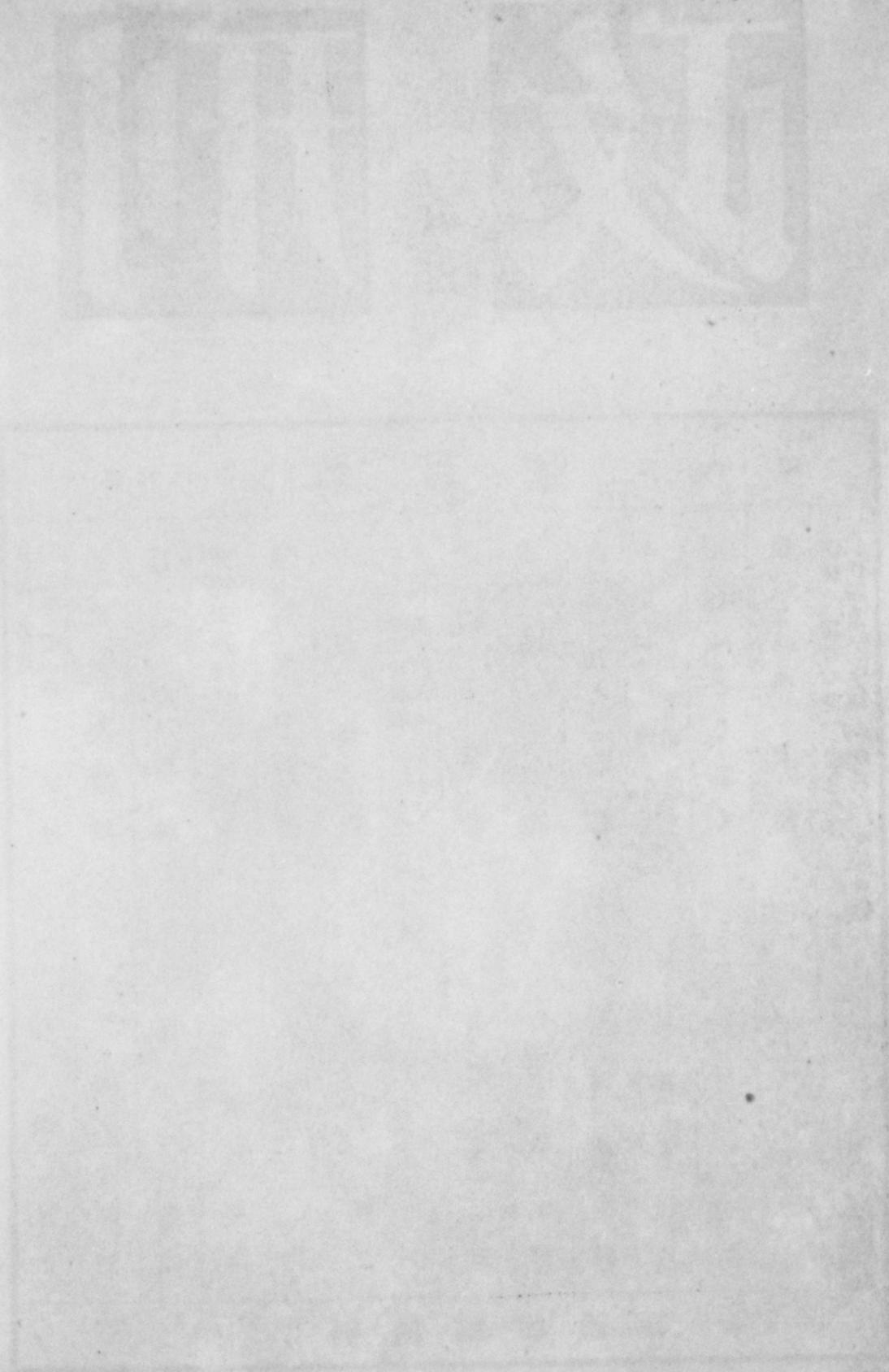


□ * □

オハヨー刑務所の
庭園と居房

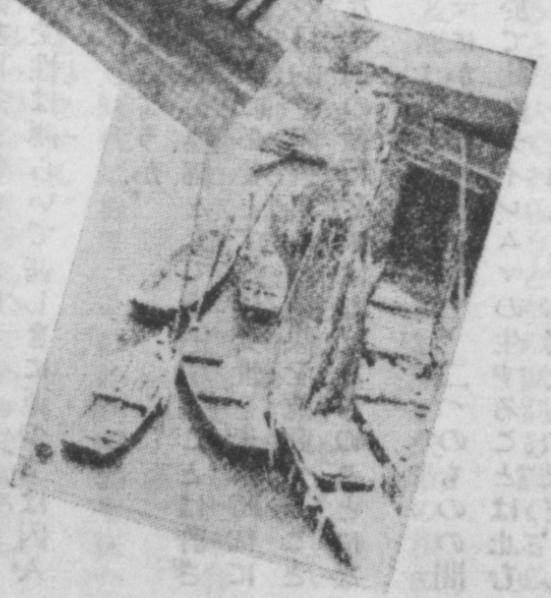
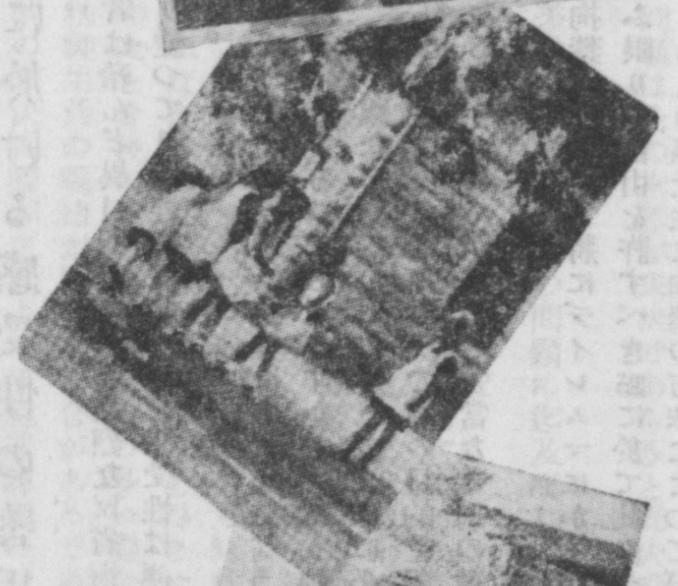
(十四頁参照)

□ * □



刑政

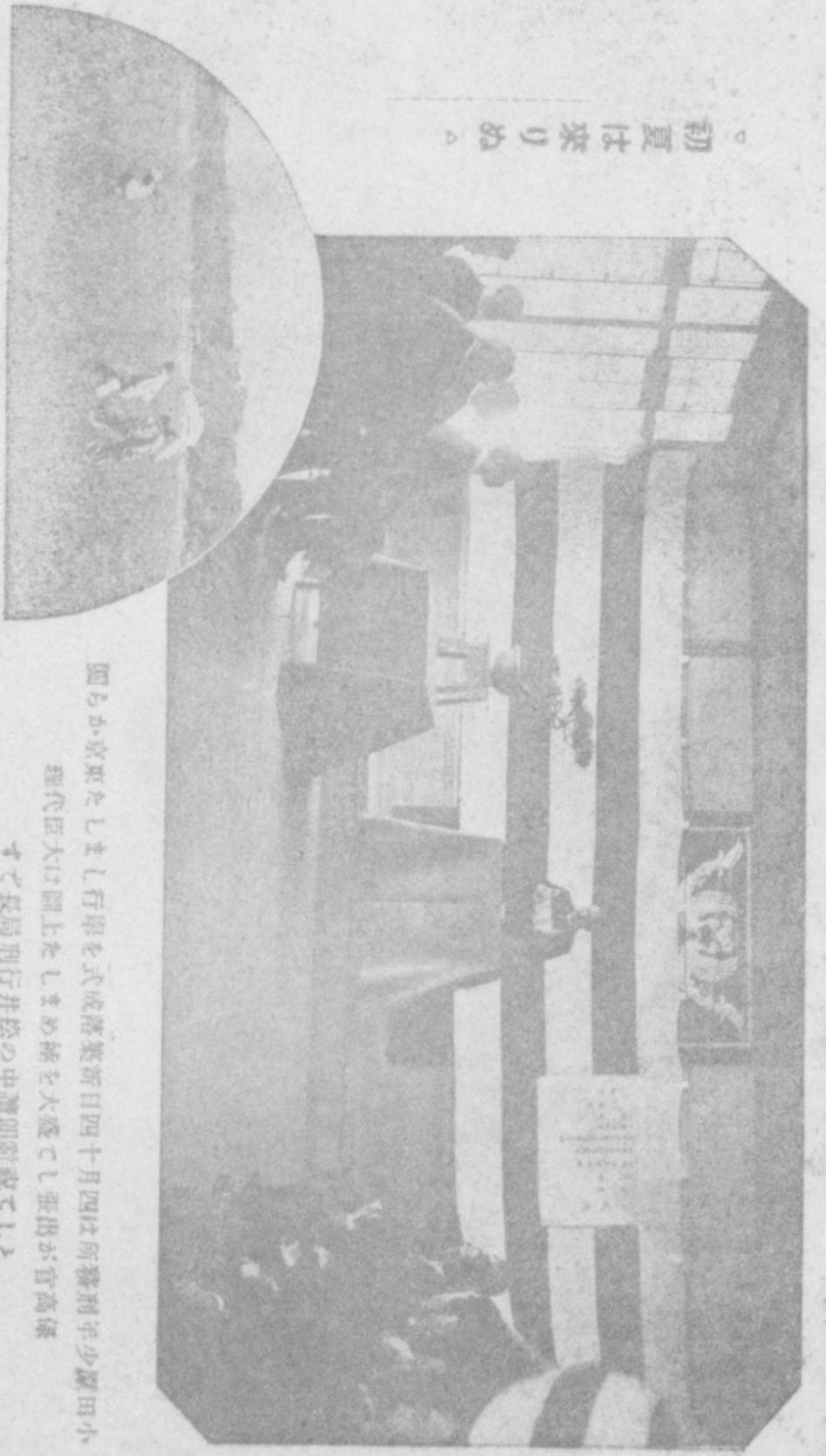
第 四 拾 六 號 卷



未だ御力の及ぶ。海軍の要員。...

六月の繪卷

初夏は来りぬ。



閣下が東京をしまして行軍を式成落葉新日四十月四は所務判平少原田小
理代臣大は閣上たしまあ緒を大盛てし張出が官高係
すて長局刑行井松の中讀朗新説てしと

(松風に吹きちらされし螢かな)

故渡邊霞亭翁

松風吹きちらされし螢かな
故渡邊霞亭翁

未決時代に於ける感受性の善用

わたくしが接した限りの受刑者は殆んど異口同音に最も熱烈な反省悔悟は未決時代にあると申しま
す。未決時代から受刑時代に遷り變つて日が経てば經つほど感受性は薄らいで甚しきに至つては囚人
根性が濃厚になるとさへ申します。

今日の行刑にとつて此の經驗談ほど皮肉な經驗談が他にありませんか。
未決と既決とは拘禁の基礎觀念を異にするのでありますから兩者を連綿として處遇することは許さ
れぬことでもあります。けれども、基礎觀念が異なるの所以を以て既決に必要とする感受性を未決時代に
冷却せしむることは證憑湮滅を防がんとするが爲めに反て刑の目的を阻害するの結果を惹起すること
になります。言ひ換へれば正當なる刑を定めんが爲めに妥當なる刑の執行を失はねばならぬことにな
ります。

現在の行刑制度は此の二つの拘禁方法に於て將にデイレムマにかゝつて居ります。二つのもの
に於て一は自由を剝奪し他は能ふ限りの自由を許すべき點に於て此のデイレムマの生ずることは止む
を得ないでありましょう。けれども人の感受性は拘禁の方法によつて區別しなければならぬほど、し
かく形式的のものではありません。未決拘禁が證憑湮滅を防ぐ以外に能ふ限り自由を興ふべきである

にしてもその間に於ける感受性を捉ふることは未決拘禁の性質と抵觸するところはない筈でありま
す。具体的に謂へばメンタルの問題はその拘禁が未決であらうと既決であらうと些の區別を設くる必
要がないと謂ふことになります。

今日の行刑は未決と既決との差異を精神的向上の問題に迄及ぼして居るところに行刑の失敗の根源
を胎して居るのではありますまいか。

既決に教誨を原則的に行ふべきならば未決時代にも亦然らざるべからざるものではありません。ま
か。否寧ろ未決に於てこそ一層教誨が原則的であらねばならぬとはわたくしの確信であります。

例令未決が無罪となつた場合でも修養の強制、反省の強要は肉體的動作に對する制限を爲した場合
とその趣きを異にせねばなりません。

故にわたくしは未決時代に於て、拘禁者が感受性を發揮して居る時代に於て、その心的活動を捉へ
ることを原則とする教誨の行はねばならぬことを強調せざるを得ません。

かくすれば未決が既決に定まつたとき後の教誨は更に効果の多い場合が生ずるのでありませうし、
無罪となつた場合にはその者の精神生活の端緒が開ける場合があるでありませう。

もつと根本的に考へれば手續的の未決拘禁が之によつて犯罪防壁の一作用をも兼ねる便法にもなる
のであります。(あき羅)



松島

板東秋岳画伯筆

行刑委員會設立の是非 (承前)

正木 亮

(四) 刑務委員會と情願

刑務委員會はそれが假令典獄の諮問機關として設立せられたとしても受刑者の情願に對しては之を獨立の權限としなければならぬ。

抑も現行監獄法に於ける情願もその成立の由來は受刑者の救済と監督の目標を得る爲めにあることは何人も異論を挾まないところである。而もその裁決に至りては僅かに情願書と之に添付して進達する典獄の副申書及び情願の内容に對する答申書とを書面上綜合考覆するに過ぎないのであるから情願の目的は監督の目標を得るに止まる場合が多い様である。勿論監督の地位にある典獄がその情願の結果或は懲戒を受け或は自己の計畫を取消さるゝが如きことがあらば受刑者に對する典獄の威信は地に墜つる場合が生ずるのである。けれども受刑者の救済をもその一つの要件として居るに拘はらず僅に監督の目標を得るに過ぎざるが如きは情願が救済に名を籍つてその實いたづらに受刑者の情苦しをそゝり、彼等の心情の矯正は反つて傷けらるゝの結果を惹起するものと化するものである。

加之受刑者の情苦しを裁く場合に於て之を書面審理に止むる程不合理なるものはない。何となれば利益が極めて

相反する場合に於て相互の辯解を文章につゞらしむるならば權力者が服従者を征服することは常住茶飯時のことである。而も此の場合の裁決に對して何人がよく論理的に自己の主張を非なりと承服するものがあるであらうか。わたくしは此の意味に於て現行監獄法に於ける大臣情願制度が知らず／＼の間に受刑者の心情を害し權力者への反感を助長されつゝあるのではないかを怖るゝものである。而してそは改善目的の大なる障害となりつゝあることを何人かよく否定し得るであらうか。

故にわたくしは少くとも大臣情願よりも巡閱官情願の方が論理的であると思ふ。巡閱官は例令短時日なりと雖親しく調査し親しく聴取して實驗的に裁決し得る點に就て受刑者を肯定せしめ得る機會を持つて居るからである。此の點に於て明治五年の監獄則が情願を巡閱官吏のみになさしめたことは現行法の夫れに比して遙かに妥當であつたと見ることが出来る。

- ① 大正九年十二月監甲第一二六二號情願傳達ノ際副申事項變更ノ件
- ② 明治五年監獄則第七條在監人ヨリ司獄官吏ノ處置ニ對シ若シ情苦しヲ訴ヘントスルトキハ第五條第一項第二項ニ記載シタル官更巡閱ノ際封書又ハ口頭ヲ以テ申告スルコトヲ得

けれども巡閱官吏が直接審理して情願を裁決するにせよその裁決も亦受刑者の心服するところではなからう。苟くも裁かるゝ者にとつては最も公平なる裁判者を得ることではなければならぬ。そしてその公平なる裁判者は受刑者にとりてはとりもなほさず行刑をことゝする官吏に非ずして第三者でなければならぬ。わたくしは此の意味に於て特に行刑委員會をして情願を裁決せしむべき必要を感ずるのである。

則ち行刑委員會は大臣のその如く書面審理をなさずして常に刑務の實行に干與し従つて眞實を發見し待べき地位を有する、而して巡閱官吏の如く一年又は二年といふ長期間に限り刑務所に望み、而も短時日の審理を爲す

にあらすして間斷なく詳細なる調査を爲し得る地位を有する點に於て最上の情願裁決者であらねばならない。オーストリアが情願の裁決(獨立の不當及び典獄の處置に對して改正を求め及び懲罰延期の場合に限る)を早くより行刑委員會に限つて居り、イギリスが巡閱委員會に情願を聽かしむるのはその意味に他ならない。殊に最近の立法例に於てチエコスロヴァキヤが拘禁者裁判所を設け監督委員によつてその裁判所を構成せしめて情願其の他受刑者の利害に干する事件に付き裁判を爲さしめんとするに至つた事は最もわたくしの理論を實踐する適例であるかと考へられる。今参考の爲めにチエコスロヴァキヤの拘禁者裁判所に關する正文を擧げると左の通りである。各懲役所禁錮所及保安拘禁所に拘禁者裁判所を置く拘禁者裁判所は監督委員會の委員を以て構成し且裁判官又は裁判長としての委員會の代表者及司法大臣が管理者及訴訟當事者を除く監督委員會の委員中より任命したる二名の陪席者を以て之を構成す。

拘禁者裁判所は管理者の請求により聯合し且法律により裁判所に指定せられたる事件に關し刑務所の管理者及監督委員會の一員たる當事者の意見を聽き之を決定す其他に付ては拘禁者裁判所の手續として違警罪に關する手續規定を準用す。

訴訟方法に付ては刑務所のある管轄地の第一審裁判所の非公開の法廷に於て裁判す當事者は被收容者の意思に反しても亦訴訟を起す權利を有す。

III Victor Le'tmaier: Österreichische Gefängniskunde, § 566, 631.

しかしわたくしは今直ちに拘禁者裁判所を設立しなければならぬと主張するものではない。只情願の裁決は刑務委員會乃至拘禁裁判所に於て嚴正になさねばならぬものであり且その裁判の如何は受刑者の改善に重大なる影響あることを諸國の立法例に認められたること紹介すれば足りるのである。而して將來の行刑法制上此の點が特

に考慮せられなければならぬことはわたくしの行刑改良論の一つであるといふことが出来る。

(五) 刑務委員の權利及び義務

刑務委員會の責務の遂行に關し委員個人の權利義務の觀念は之を明かにして置かねばならない。何となれば行刑の密行は刑務委員會に對しては例外的に之を解放しなければならぬことは當然である、けれどもその構成員一人に對しては原則として密行主義が行はねばならぬからである。例令委員會が監督機關なりとするもその監督權は委員會全體に存し一構成員として監督權の存せざることとは委員會なるもの、性質上當然のことと謂はねばならない。けれど若し此の理論を嚴守せんか委員會の監督權は到底運用せらるべきものではない。委員會の成立する時に於て始めて行刑の状態を視察し或は受刑者に接するが如き方法に出づるならばその委員會は竟に行刑の眞意を洞察すること能はざるに至るであらう。

茲に於て苟くも行刑委員に對しては行刑の密行を制限的に除外する必要を生ずるのである。如何なる程度に於て委員が個人として行刑を調査し又は干與することが出来るか少時諸國の立法例に就て之を見よう。

ドイツ行刑委員の權利(自由刑執行原則第二十一條)

- 一、委員は刑務所長の同意を得て刑務所施設に關する知識を發し權利を有す。
- 二、受刑者が如何なる拘禁をせられ、如何なる業務に従事し如何なる給養を受け又如何なる處遇を受けつゝあるやを熟知する權利を有す。
- 三、委員は以上の目的の爲めに刑務所長の許可を受けて看守の立會なく拘禁場に受刑者を對面し之と交談するの權利を有す。

委員に對する此の權利は密行主義の大なる解放と見ることが出来る。殊に行刑に對して第三者の地位にある一

委員が受刑者を自由に訪問し之と交談を爲し得る権利を有するに至りては従來の行刑原則に比すれば甚大なる變更と見なければならぬ。けれども行刑委員會が刑罰の公正なる執行を豫期し受刑者を完全なる市民に作りあげんとするが爲に設けらるゝ以上少くとも行刑と國民の此の種の接渉とは理論上之を否定するわけには行かない。

われ／＼は受刑者に對し將來に於ける保護の點をも行刑の任務と考へぬわけには行かない。果して然らば受刑者は既に拘禁中に於てその性格行狀を社會に紹介することを得策とするのである。而してその意味に於て一委員の上述の権利は將に之を肯定するの値あるものといふことが出來よう。況んや一委員が委員會の爲の資料を蒐集せんとするの意圖に出でたるに於ておやである。

- 一、何時でも自由に刑務所に入るの権利を有す。
- 二、自由に受刑者と交談するの権利を有す。
- 三、總ての帳簿を自由に閲覧するの権利を有す。
- 四、情願を開き刑務官吏の立會を拒絶するの権利を有す。
- 五、刑務所の不良状態を主務大臣又は中央官廳に申告する権利を有す。

イギリスか一巡閱委員に與へたその權限は監督官としての權限としてならば之を是認することが出来る。けれども行刑委員會が單なる諮問機關として設立せらるゝ場合に於ては之を享け入れる譯には行かない。何となれば諮問機關としての行刑委員會はその委員會の成立によつて始めて權限を行ふことが出来るものであるから單なる一委員か或は情願を聽き或は受刑者と自由に交談するが如きは典獄の職權に對するかん犯といはねばならぬ。

けれどもその然る所以を以つて一委員の調査研究の途を塞かんか之等の相倚つて來るべき行刑委員會は竟に空名を擁しその評議は緊背に當らざるの恨みを買ふの虞なしとしないのである。故にわたくしは例令行刑委員會が諮問機關として是認さるゝ場合に於ても其の一委員の行刑調査に對しては相當なる權限が賦與されねばならぬと考へる。

一委員に對する此の種の權限の賦與は他方に於て行刑の密行を害するの虞がある。故に此の弊害に對しドイツの立法例は一委員に對して次の如き義務を負擔せしめて居る。

行刑委員は秘密を守らねばならぬこと特に拘禁者の私的事件に關し秘密を守る義務を負はねばならぬこと。委員が此の義務に違反する場合には解職せらるゝか解職の決定あるまでは刑務所長に於て假にその出入を禁止し且拘禁者と交通を拒絶することが出來ることとなつて居る。

此の種の義務負擔は當然の事といはねばならない。何となればわれ／＼は行刑委員會を通じて行刑に國民を干與せしむる事を以て自由刑執行の公平を期せんとする以上、又之によつて自由刑の效力を害さるゝの虞あることをも防止せねばならぬからである。

(六) 結 論

以上の議論からわれ／＼は現代の行刑思潮に行刑は最早職業的な刑務官によつてのみ獨占せらるべきものでないといふ流れが起つて居ることを明かにする事が出来る。行刑が受刑者の入所以前の生活状態や環境から離れて眞にその目的を達せらるゝものでないといふ思潮はソヴィエトの勞働局の代表者を行刑に干與せしむる事によつてあらはれた。行刑が受刑者の釋放後の保護と不可分なりとの思潮はチエコスロヴァキヤに於ては社會保護殊に

被釋放者保護の領域に活動する人々の干與となり、ドイツに於ては被拘禁者の個人的保護及被拘禁者及被釋放者の保護に協力する者の干與となつた。改善の基礎は受刑者の保健にあらねばならぬとの思潮はチエコスロヴァキヤに於て保健大臣の任命する醫師の干與となり、スウイスの醫師の干與となつた。換言すれば此等の者を干與せしめねばならぬことを認むるに至つた近時の行刑立法は少くとも従來高い壁の中にたて籠つた監獄術を社會政策として之を社會にさらけ出そうとする意思にあることは言はずもかなである。

行刑は社會に出すべき人の養成であることを確信して居た刑務官の確信を之によつて實行せしめようとする計畫に導いたのである。

故に其の趣旨に於て行刑委員會の設立は今後の行刑に一新期を劃したものとて行きつまつた行刑界は何れも之を試みねばならぬ責務を負はされたものである。そしてその委員會の職務に至つては要するに刑罰目的を達するに欠けて居る現在の欠點を補正する範圍に止むれば夫れを以つて足りることであらう。(完)

社會事業の一方面

守屋 榮夫

近頃では金を與へるよりは彼等に自ら金を得る方法を指示し又金を得るの手段を講じさせてやるといふ事を考へて來たのである。劣敗者とし哀みを乞ふ者として彼等を自暴自棄させるのではなく、吾々と同じ人格者として、自重自愛を促し、君等自らの力に依り生活し得るのである、君等の努力に依つて自活し得るやうにならなければならぬ、人に頼り物を乞ひ金を貰ふといふ事に依つて自らの尊い人格を汚してはならないといふやうに國民を指導して行かうといふのである。即ち原則としては自ら救済の手段を講じて行く事にしたのである。それが即ち職業紹介の事業が重視されて來た他の一面の理由である。更に職業紹介の行はるゝ事を前提として、職業の補導といふ事が所れなければならぬ。又實業補習教育といふものが重く見られなければならぬのである。(斯民)

教 誨
の
本誌第四十卷四月號の
卷頭言を讀みて
富井隆信

哲學史の講義や、華嚴天台の教理の説明ばかりに教誨師が浮身をやつしてゐるなら、下層級者が大多數を占めてゐる刑務所收容者に對する教誨としては實用を超えてゐるとも云はれやう。が、まさか教誨堂を大學の教室ととりちがへてばかり居る教誨師があらふとは思はれぬ。

しかしながら、ものを平易に説くことは随分困難な又面倒なこと、此點は教誨師が一方ならハ苦勞するので、でも調子によつては佶屈な術語が出てしまつたり、新しい言ひかたになつたりしてしまふことは免れないこととす。又平凡平易といつても、人に教諭するに全く理論ぬきでは濟むものでない。一人前の年輩の者に對して

理解させずに教ふることはできぬからである。

教誨師は宗教哲理を説くを目的とはしないが、信仰は説きます。その必要、その過程、その相狀、信仰と實生活との交渉などは説かずにはをられませぬ。それが合法的生活をなす基調であるからです。

以上のことを前提として、『刑政』第四十卷四月號の卷頭言——思想家を作る教誨と小僧を養成する教誨——を拜見して合點のゆきにくい所があるやうに思ひますから、卑見を掲げて高教を請ふ次第であります。

「教誨の目的は被收容者の徳性を涵養し之を合法的社會生活に適合せしむるにあることは謂ずもがなであります」

「合法的社會生活」は「法網にふれぬ程度」といふ意味らしく思はれるが、合法的社會生活をなすには合法的人間生活をなすものであらねばならぬ。法網にふれさせねばよいのでなく、合法的の人——正しくくらす人たらしむることが教誨の目的であります。

「その徳性の涵養といふことはあなたが哲學的意味のもののみ極限して考へてはなりません。言ひ換れば教誨師はその教誨に於て宗教哲理を説くことを以て能事足れりと考へてはなりません。被收容者の大多数が社會の下層民のなれの果なる以上宗教哲理は教誨師の自己陶醉に了る場合が多い様であります。」

「宗教哲理」とは宗教教理の哲學的解釋といふ意味か、又は信仰の説話までも包含する意味か分明でありませんが、信仰の上からいへば、人の信後の全生活は信仰を離れませぬから、能く信仰を説き得たならば能事了るものであります。説示の方法として哲理に亘ることももとより避くべきことではありませぬが、しかし講義では勿論ありませぬ。又六かしい言葉が良いのでは有りませぬが、時としてそんな言葉の交ることもありませう

之によつて彼が再び犯罪に陥ることがありとするならばその犯罪の原因は果して社會に責がりましたようか、又は改善を目的とする教誨そのものにありますようか。

收容者の中に半可通の生意氣な者の少からぬは事實ですが、それらが聞いたり讀んだことをふりまわして生意氣ぶるのは、怠惰か、無能を欺瞞する手段です。話が生意氣でなくとも放逐せらるべき性格なのです。又それと同時に收容されてゐた者で、同じ教誨を聽いて反省し悔悟し、後に成功する者も有りませう。然れば再犯の責が教誨にあるなどいふのは餘りにも輕率な淺慮な云ひ方ではないか。

「刑務教誨が實生活を離れた宏遠の眞理を傾注するにあるならばその教誨は高尙過ぎて既に墮落して居ります。教誨師の自己陶醉が竟に犯罪原因に化して了ふ虞れがないでもありません。」
唯物論的思想や、小學校の修身讀本や、成金の術策や、成功談や、貯金談のやうなものを説いてをればよいといふお考えが、宏遠の眞理を説くのがなぜ墮落でせう？。説き方が空論浮説ならば効能は無からうが、眞理

が、それを「教誨師の自己陶醉に了る場合が多い」といふのは獨斷的な杞憂ではないだらうか？。

「假にそれが被收容者に享け入れられたとしても彼等はそれによつて實生活に何等益するところがない様であります。否寧ろそれが實生活に障害せらるゝ場合が多いといふ話さへ聞くことがあります。」

宗教哲學の講義ならば無教育者に享け入れられまい、享け入るゝほどの素養ある者なら幾分品性向上に利益ありとしても、實生活の米代にはなるまい、もし信仰の説示が享け入れられたのならば、その後の實生活を支配し統制する力あることは勿論である。いづれにしても實生活の障害になるとは思はれない。

「或る釋放者、それはもと高等小學校丈けを出た男でありましたが、その男が或る商店に雇はれたことがあります。彼は收容中に聞いた宗教理論と拾ひ讀んだ哲學智識とを同僚や時には主人にさへ吹聴致しました。その話が生意氣であればある程自己は陶醉し他人は彼をうとんじ始めました。それから何日かの後彼は生意氣だといふ理由のもとに放逐せられました。」

を平易に説くことに苦心してゐながら平易に説けぬのは術が拙いので、それを墮落呼ばりはいかゞなものか。又人生に離れた眞理もないと思ふし、仙人や聖者になれとて教へもすまいと思ふ。(二・四・二二)

花の陰と共榮觀

足立栗園

も、花見の場所へ來れば、そこは四民平等で、我こそ平の景清なりといつて獨り威張つては居られない、必ずや七兵衛でも社會的に、平民共と同じく花の座に坐らねばならない。そこには共榮の意義がある。さればこそ「世の中を木の下にする櫻かな」(日人)の句や「花の陰赤の他人はなかりけり」(一茶)の句もある通りで、そこは如何に獨裁政治の世の中でも、此の享樂場所では、今日の所謂民主主義のデモクラシーでなければならなかつたのであります。

思ふに世の中全體が、いつも此の花の陰の如くにデモクラシーであるならば、そこに階級的や利己的やの社會共存を無視したる態度や行爲がなくなつて、吾人の追求する理想郷が實現さるゝこととてありませう。然るに一步此の花の陰を遠退くと、早くも人は他人行儀で獨善主義で利己主義で、相互扶助どころか共存共榮を」とんと忘れて了ふ。誠に果敢ないことは夕に散る櫻の花の如くである。これは全く吾人御互が社會に依存するものなるを忘れた結果で自體が本能的に引ずられ易き慾の塊であるからであります。

〔弘道〕

What's wrong with
our prisons?
By Convict 49,068

敢て申上候

オハヨール・ペニテンシアリー

49,068號

この一文の筆者は、嘗つて一度び我が誌上（大正十五年一月）に紹介した人で、現在尙ほオハヨール・ペニテンシアリーに刑を受けてゐるのである。

本文中に挿入した寫眞の中央に見える教誨師リード君についても當時の誌上にその目覚しい活動を紹介したが、茲處ではチームのコーチ（監督）となつてゐます。この文の發表せられた「アウトトルック」誌記者の曰ふ通り、活潑な監督の行き届いたサポートは、たしかにビリアル・インスティテュション（刑務所）をしてサニタリー・ケージ（衛生櫛）以上の或物たらしむる一方法でありませう。一段高い處で神だの佛だのと言つてはばかりが教誨師の能てもありますまい。

定期刑の下に在つては、犯罪者は判事の裁判し確定し

た刑期に服するために刑務所に入つて来るのである。然し、このシステムの弊害は今日漸く明白となつたのである。一年の刑を宣告された受刑者は、行狀が悪からうが改悛の情がなからうが、幾度か前科があらうが（屢々巧みにかくされてはゐるが）、裁判所で定められた期限より長くは一時間たりとも拘禁されてはゐないのである。

で、彼は短いバケーション（休暇）の終ると共に、にや／＼笑ひながら出て行くのである。然しインデターミニート・センチンス・ロー（不定期刑法）の下では、勿論巧みに取扱られた場合だが、刑期はたゞ改悛の明かな十分な證據にのみよつて定めらるゝのである。固より不定期にも之に伴ふ弊害はあつて、政治上の勢力の干渉のため

に不公平に陥る場合も往々あるのであるが、それは之を處理するもの、罪で制度其者の罪ではないのである。

如何にして判事は數分間罪人の顔をながめたばかりで正しい道に彼を教化するに幾何の月日を要するかといふことを定めることができよう。判事が改悛の情の起つて来る時をしか／＼ときめるといふのは、恰も醫者が猩紅熱を治すために三日とか一日半とかの入院を命ずるが如く等しく不合理の甚しいものである。然るに、何を以て彼等は、一つは余りに短きに過ぐるがために効果なく、一つは余りに長きに過ぐるがため公平を欠くが如き刑期を定めなければならぬのであらうか。何故に、つむじ曲りのトムやデイツクやハリエツトを、腐敗してゐない、パロール・ボード（假釋放委員）をして自由に行動せしめても差支ないと信ぜしむるまで、プリズンに收容してはをかないのであらう。當推量でなく精確に判斷する能力のある委員をして確信せしむるまで、金力や政治上の勢力の有無に拘らず、彼等は拘禁せられなければならないのである。かくして、初めて、プリズンをサポートするため支出された租税に代るだけの何物かゞ成就されるのである。

國家によつて自分の身に不正事加へられたといふ感じよりも更らに一層有害な効果を受刑者に及ぼすものはないのである。重罪の數々を規定した我等の刑法と、規定の範囲内で自由な裁量を下すことを得る幾多のヂヤツヂ（判事）を以てして、尙且つ刑の公平を得るといふことは難いのである、一人／＼のヂヤツヂは何等の拘束もなく自分自身の判斷を下すのであるが、その時には既に己に自分の先人主となつた觀念によつて支配されてゐるのである。別々に裁判をして、二人の判事が同じ判決を下すといふことは決してないものである。で、定期刑が與へられるとすれば、拘禁の期間は法律に依るのほ勿論であるが、同時にまた判事其人の如何にも依るものである。かくして生ずる不公平は何等別に法則で支配されるものではないのである。理性は毫も働いてゐないのである。

然し若し Parole Board（假釋放委員）が賢明な判斷を下すならば、かゝる不公平は幾分か訂正せられ救済せらるゝことにはなるのである。毫も改悛の情を示さない Overbilled（うらて過ぎ）てどうにもならない奴とか、精神缺陷のため常習となつたやつは、社會のため法律で定められた極量刑の間拘禁して置くことができるのである。これは正當な事で誤つてはゐないのである。かういふ型のやつは永久に拘禁せらるべきで、彼等は己に悔ひ改むるには不適當なものである、プリズンは何等彼等を害することもないければ、また、改善の役にも立たないのである。何物も彼等を如何ともすることはできないのである。

勿論、自分は、パロール、ボードが千里眼を有つてゐるのではないから、判断を誤る事のないとは言はないのである。誤つても不思議はない。色々ケース（件）が、至當なものも不當なものも、親戚知己並びに各種の保護団体から不斷委員の前に持ち出されるのである、政治上の勢力にたよるといふことも始終行はれるのである。いくら情の硬いものでも、夫を思ふ妻や自愛交りの老い疲れた母の涙には動かされがちである。そして委員もつい誤つた判断を下すこともあるのである。然しそれは誰れにもあるまじがいてある。大統領や知事に依つて公職に任命された人々も屢々信頼をうらぎることもある。銀行の重役は見出せる限り優良の青年を行員に撰擇するのであるが、しかもかくして出納掛りとなつた青年が行金費消でプリズンへ入つて来るのを見れば、人間の判断の絶對に確實ではないといふことを證據立て、るのである。然るに、パロール・ボードが時として後に至つて再び罪を犯すに至つた受刑者に憐れみをかけた場合には、社會は委員が優良な人達からではなく、家庭でも學校でもチャーチでも手のつけようがなかつた人達からその者を撰ばなければならなかつたといふ事實を認めてはやらないのである。そして、新聞の第一面に「前科者ハム二本を盗む」(“ex-convict steals two hams”)といふやうな瑣細な事を大きな活字で書きたてるのである。然かも、我等の仲間の八百人が最近家庭復活會の席上で改心の結果、コムミニテイ・チャーチの會員となつたといふやうな奇蹟ともいふべき事實については、新聞は終りの「ロスト、エンド、フワ

ウンド」欄にたつた四行ですませてゐるのである。

今日アメリカの行刑制度の缺點は定期刑ばかりではない。余りに法律の多すぎて、之を勵行することのできないのもその一つである。過ぐる五年間にアメリカの各州議會でアメリカ市民のために何をなしたか、この自由の國の市民で知つてゐるものは恐らく多くはなからうと思ふのである。勿驚!!その五年間に、已に多う過ぎる法典に更らにまた七萬五千箇條の法律が書き入れられたのである。

若し合衆國の四十九箇の議會が短い會期のために妨げられなかつたら、果してどれだけの法律を作つたらうか、とは誰しも怪しまざるを得まい。然し、これだけの法律をどうして行はしむるを得るか、とは更らに一層怪しまざるを得ないのである。我等がバイブルを信するならば多くのものは信じてゐるが、彼等は當時たつた十箇條 Ten commandments (モーゼの十誡)だが!それだけで世界を支配して行かうと試みてゐた時でも、之を勵行する事はできなかつたのである、モーゼに訊いて見るがよい。彼はよく知つてゐる筈だ。このオハヨ州だけでも、或る有名な法律家は罰金と拘禁とで罰せられてゐる

一千百四十二箇の犯罪を教へ上げてゐるのである。我が合衆國の刑法には、苦役を科せらるべき五百箇の重罪を規定してゐるのである。然し、茲處の刑務所には犯罪にかけては腕利きが三千以上收容されてゐるが、彼等は今迄に夜晝交代で活動しても此等の五百箇條の何々する勿れ」(“Thou shalt nots”)の中八十一箇條以上は違犯することはできなかつたのである。これは法律が勵行されてゐないのか、それとも、自分の現在の仲間の方が怠けてゐたのであるか、自分には何とも言へないのである。然し、若し法律の生産について一層完全なバイス・コントロールが行はれてゐたならば、現在もつとろまく行つてゐたらうと自分は信するのである。

然しながら、世間でよく言はれる、法の不勵行とか、缺漏の多い規定とか、巧みにその孔をくゞる辯護士、犯罪を行ふの原因となつた隙の異状、センチメンタリズムだの、政治の干渉だの、ポップド・ヘーア(女の斷髮)だの短いスカートだの、此等は有害な影響を及ぼすものであるかはしらないが、決して犯罪の主たる原因ではないのである。かう曰つたら怒られるかもしれないが、一切の他の犯罪の原因を合せたものより更らに一層此の國にと

つて有害であつた一事は、両親のその子をかまひつけないことである。誰れが何と言はうと自分はそう信じて疑はないのである。

少年の放縱にして御すべからざるをあらゆる施設の罪に歸せしめようとするのは、両親共が自分の責任を免れんとするむだな試みである。學校も感化院も、裁判所も、チャーチでさへも、何の奇もない常識的な両親の訓練に勝るものではないといふ事が、何時になつたら両親に解るのであらう。貴方がたのボーイやガールに犯罪の汚名を被せさせたくないならば、ホーム(家庭)に於ける正しい訓練を與ふべきである。我等は現在極めて誘惑の多い安定のない速力の時代(Age of speed)に生きつゝあるのである。舊式の道徳上の標準と節制とは一笑に附せられてしまつたのである。

若しボーイズやガールズが、尙ほどうにでもなる年頃に、ホームで至當な訓練輔導をうけなければ、競争のほげしい誘惑の多い今日の生活のまつ只中に人にもまれて行くだけの十分安全な強健な精神も身體も持つことは難いのである。

つい先日一人の保護事業家の夫人がこの刑務所へ来て、看守室へ今送られて来たばかりの一人の受刑者の中に十八才以下の三人の青年を見て、「何んといふ耻さらしでせう。みんな相當の家

庭から出た。"Isn't it a shame? They look as though they came from good homes, too."と曰つてゐたのである。成程、多くの新入かそうであるように、彼等もまた相當の家庭から出たものであらう。然しながら、十六才のボーイやガールがこの三人の青年の取つたような道に踏みこんだ場合、その責の歸する所は悉くグッド・ホーム(良い家庭)の訓練を欠いてゐた事に在つたといふのは、自分は何物を賭けても斷言して可いのである。浴室や、ラヂオや、婢僕や、其他一切の近代設備が彼等の家庭には備つてゐたとしても、然し若し其處に古い昔の家庭を包んでゐた雰囲気と訓練とがなかつたならば、斷じてグッド・ホームとは云へないのである。

一生を此頃流行る日賦拂でなくづしに刑務所で働き通らすといつてもいい程、幾度も刑務所を出たり入つたりする連中のレコード(身分帳)を一覧すると、

百人中その六十五人までは十五才以後ホーム・トレイニング(家庭訓練)を欠いてゐたことを發見するのである。彼等が破滅の道へと踏み込むのに何の不思議があらう。少年の生活にとつては環境は一切である。若し彼が亂雑な家庭に住み、若しくは不幸にして家庭の破綻に逢ひ、悪い仲間に入つて邪しまな犯罪の習慣を養つてしまつたならば、彼の寫眞が新聞の第一面に紙面大で掲げられるのは、それは單に時間の問題なのである。

その時になつて貴方がは何をなさるでせう。一受刑者の身ではあるが貴方に代つて答へて見よう。社會は彼等を現在小刑務

所(Jail)とか勞役場(workhouse)とか大刑務所(penitentiary)とか呼ばれてゐる「犯罪者養成所」(training school for crime)の中に閉ぢ込めて、悪質な環境の爲すがまゝに委かせて置くのである。そして、彼等の中で出獄したものがあつて再び貴方の咽喉にとびついて來る時には、貴方はその何の故なるかを怪しむのである。何も驚く事はないのである。貴方は此事のあるのを防ぐために何をなすつゝあつたのか。自分は之にも答へる事かできる——

Nothing——(何もしなかつたのである)。

貴方がたは多少衛生的な檻の中に彼等をほうり込んで、いや應なしに悪いといふ悪い仲間を押しつけて、健全な勞働の習慣を教しへ込むべき筈であるのに、時としては、全く何も爲せず怠惰な其日々々々を無理に送らせるのである。而して後、精神も身體も徳性も殆んどめぢや／＼になつた時分に、訓練のない思慮のない、而かも屢々一文無しで、ナイトログリセリン(爆發液)をつめたトリップハンマーのように一見極めて無害な彼等を世の中へ塵芥の如く抛り出すのである。

“What's wrong with our prisons?”

「刑務所の何處がわるいのか」と貴方はお尋ねなさる。確かにプリズン(かんごく)としては規模が狭いといふ以外に缺點はない。然しながら、リホーム・トリートリー(感化院)と呼び、ペニテンシアリー(悔い改めの場所)と呼ぶには



オハヨー・ペニテンシアリー野球團

何處から見てもそれは誤稱である。何故といふに、所謂リホーム・トリートリーもペニテンシアリーも「眼には眼を報ひす」(an eye for an eye)の古臭い馬鹿氣たプリンシブル(原則)に基いて運用されてゐるからである。これは人間をより善くするよりもむしろ悪くする制度で、入所した時よりも一層大なる社會の脅威として彼等を出所せしむるのである。語を換へて言へば、所謂リホーム・トリートリーは人をリホーム(改善)しないのである。所謂ペニテンシアリーは人を悔い改めしめ(to make penitent)なのである。貴方が現在のように此の二つのものを運用してゐる限り必ず損失に終るのである——此等の施設を支へて行く幾百萬弗の税金が空しくなるばかりでなく幾千といふ立派な社會の資産ともいふべき人間を、正しい道へ取り回し得るのに取り回さずにしてしまうのである。よく考へてごらんさい。決してこれは無用の閑談ではないのである。

自分はほんの瑣細な小供らしいいたづらにも似た微罪のために入所して來る多くの少年が釋放されてから暫くして、今度はプリズンでの悪い感化を受けさへしなければ決して犯しはしなかつたらうと思はれる。重大な罪で再びプリズンへ歸つて來るのを屢々見るのである。

是れ實に最初の處刑が「眼には眼を報ひよ」の馬鹿々々しいやり方で、彼等をして正路な賃金ウエージ取りたらしむることを教しゆるに全然失敗したがためである。

大資本を擁した私立會社を破産せしむるようなやり方で行刑施設を運用してはならない。小さな資本でも巧みに管理されたならば、一の國の刑務所をして悉く克く自ら支へしめ、しかも立派に民業を壓迫する事を避け得らるゝのである。その方法は別にむづかしい事はないのである。合衆國の各州の、各郡其他多くの都市には事實上扶くるものゝない幾千の不幸な人達の收容せらるゝ數多の避難所がある。盲者、聾啞者、精神病者、結核患者、孤兒、老貧、陸海軍癡兵等、凡て此等の人々の生活に要する必需品は非常な數量に上るのであつて、現在同じ國民で多少より幸福な納稅者のポケットから支出されてゐるのである。しかも、この同じ納稅者は一方では満足な身體を有つてゐる強健な受刑者を比較的のん氣に養つてをくために、家族の間食をつめてまでも余計な稅を拂はなければならぬのである。現在徒食するものゝ多いこの人力を利用したならば、前きの不幸な人達の必需品は州で低廉に生産製造することができるのである。
穀類野菜を生産し、家畜を飼養する盛大なプリズン・ファーム(刑務農場)を想像してごらん下さい、更らにまた、受刑者の作

業による製粉場鑛詰工場が一般市場へでなく、色々の州立の施設用としてその生産に力むる狀況を想像してごらん下さい。事業は之れに止まらぬ。綿織物、毛織物、シャツ、靴下、皆精構である。或は道路用としての廉い煉瓦を焼くもよかるうし、且つは鑛詰工場の副業として各種の石鹼、殺虫劑、消毒劑、洗滌劑及び曹達を製造する石鹼工場を経営するも頗る有望である。かういふ想像を頭の中に描いてから、扱て、幾百といふ人々が終日何もせず、時としては幾週も幾月も何事も爲さずベンチに腰をかけてゐるきたないアイドル・ハウスIdle houseに入つてごらん下さい。其處に彼等は一事の爲すものなく、徒らに思ひ煩ひ、果ては狂氣するか、さうでなければ、「きつと、この返報はして見せる」(God, some one is going to pay me for this)といふやけな態度に出るよう余儀なくさるゝのである。若しか、る有様か貴方をして現在の行刑施設を呪はしめずをいたならば、自分は何と罵られても仕方がないのである。

終には、刑務所が強盜や拘兒や贗造者の養成所として存在することはなくなるであらう。而して刑務所は受刑者に職業を習得せしむると同時に社會の保安を容易ならしむる一箇の施設インスティテュションとなるであらう。更らにまた恐らくは將來終に我等の社會には健かなホーム・ライフ(家庭生活)が恢復せられ、再び兩親の常識訓練が施されるようになるであらう。固よりかうなるまでには長い歳月を要するのであるが然しながら、そうなつた曉に初めてクライム・プログラム(犯罪問題)の解決は庶幾すべしと云ふべきである。誰れが何と言はうとも自分はかく信じて疑はないのである。(一) (Outlook, March 30, 1927)

治國と宗教

法學博士 山岡萬之助

人類の社會生活には、一定の組織がなくてはならぬ。原始時代ならいざしらず、文化の進んだ時代に於ては、そこに何等かのノルム即ち規範がなくしてはならない。かくて人類は法治國なるものを形成して、お互の共同生活の基礎を確定してゐる。而して此の法治國なるものは人に法律上の人格を認めたものであつて正しく十九世紀文化の産んだものである。

即ち法治國は近代文化の産んだ所のものであつて、その基調として憲法政治が存立して、茲に人類の社會生活に一定の標準が現れてゐるものである。
然し乍ら、凡そ、事物は充實すれば其の反面には害を生ずると同様に法治國も究極

する所には害を生ずるものである。

夫れは何かと云へば、所謂形式万能に流るゝ法律萬能の弊であら。人類が自ら作つた法律に依つて、文化の發達を阻止する様な事になり、さうして無政府主義などの攻撃的となるのである。此の點は大いに注意せねばならないと思ふ。

とは云へ、私は法治國の果物である、人權の自由確保を將來も必要なりと信じ、従つて法律は尊敬し、尊重せねばならないものと思ふ。そのためには法律は悪法であつてはならない。どうしても法律は善なるものでなければならぬ。即ち存在する法律は總て文化向上を阻害するものであつてはならない。否、進んで文化を向上せしむるものであらねばならないのである。即ち「法律は善なり」と云ふことが本當に云へる標

でなければならぬ。そのためには、立法者の人格が高潔であつて、常に國民の眞の指導者たるの資格を具備して居らなければならぬのである。

我國は、建國の當初より、所謂祭政一致の國であつて『政』(まつりごと)を行ふのは『祭』(まつりごと)を行ふのと同じ意義を有してゐたものである。

神を祭り、祖先を祭ることとは、全く純なるもので、それと同じく國の政治を行ふことは實際に純なるものであつたのである。政治は純眞なるものであり、従つて法律制度も純なるものであつた。
だからして、國家は祭事に悦服したと同じ氣分で、國家の政治にも悦服したのである。進んで法令の行はるものは全く神聖の性質を備へてゐたと云つてよいのである。
吾々人類の社會的生存に於ては、政治生活は國民の第一義的のものであつてあらねばならぬ。此の政治生存が、宗教的な意味を有して祭事と同じく運用されて行くこと

は、如何にも美しいことであると思ふ。
政治は人類生活の第一義的なものであつて最も平和化されるものであると云へるのである。感謝のあるところに禮拜があり、禮拜のある所には善が生れるのである。其處には、闘争の如き現象は姿を消すのである。さうして美しい人間の生活が營まれることになるのである。故に、どうしても宗教、哲學の民衆化が必要であり、信仰信念の普遍化が行はねばなるまいと思ふ。治國の根本的理想は其處で達せられる事になる。即ち治國の妙は祭政一致の境にあり、宗教的境地に於てどうしても宗教哲學を體得せねばならないのである。祭政一致の氣分で、立法に當らねばならないと思ふのである。

かくしてこそ初めて、法律は善なるものであり、神聖なるものとなつて来て、心から國民が法に對して悦服する事になるのである。茲に初めて法に對し感謝の念が生じて來るのである。私は此の感謝の念を非常に尊いものであると思ふ。禮拜すると云ふことは全く崇高なことであつて人類の社會

生活が宗教的にも基礎を有するものであらねばならぬ。否進んで云ふならば、治國の理想は祭政一致の妙境に於てのみ發見され得るものであるとも云はれるのである。
今日の政治が、經濟的の豫算政治の弊に陥り徒らに黨利黨勢のための政治となつてゐるのは、全く悲しむべき現象であると云はねばならない然し時代は進んで來て居るのであつて陪審制度や、普通選挙制も布かるゝことになつたのであるから、國民の第一義的生存であるところの此の政治生活を、もつと高尚の域に到達せしめねばなるまいと思ふ。

三

かういふ意味からして、吾々は宗教、哲學の民衆化を圖らねばならないのである。また信仰、信念の普遍化を行はねばならぬのである。今日は、重大な社會問題が擴がつてゐる。此の問題も解決されねばならない事は言ふまでもないが然しパンを與へたのみでは國民の生活は安定しないし、保護もされないものである。たゞパンの問題だ

けでは駄目である。否パンのことだけを考へてゐるのでは、パンの問題さへも解決されないものである。

竝に於てか、精神文化の建設が必要となるのである。信仰と信念の普及を計らねばならないのである。物質だけのことならば何も人類の最高の問題でなくて、總ての動物も之を爲してゐるのである。人の尊いところは、その信仰生活にあり精神文化にあるのである。

眞の人間は信仰あるものでなければならぬ。而して一般國民の指導者たる地位にある人は、特に此の點を考へねばならないと思ふ。従つて政治家は國民生活の指導者として味は、れるものであると思はれるのである。

私は十數年前、外國留學中に於て、特に感じたことがあつた。それは法治國の行詰りといふことである。しかし法治國の果物としての人の自由は、之はどうしても捨てることの出来ないものである。
然らば行詰らんとする法治國は如何にして、轉回さるべきであるか？私はこれを一

面經濟生活の調節に求め、他方、精神生活の確立に求めんとするものである。私は歸朝後、宗教大學を創設し（日本大學内）また日本宗教會をも起して、此の精神生活の確立に向つて努力を致し來つて居るものである。哲學によつて信念を確立し、宗教によつて信仰を樹立することによつて文化人

としての修養を行ひ、法に悦服するの域に達せねばならぬと思ふ。勿論此の場合の法は善なる法であることはいふ迄もない。かくて治國の基礎に精神文化を置き、宗教を土臺とすることの意義は極めて大なるものがあると言はねばならぬ。（文化時報）

悪人即悖德症

醫學博士 下田 光造

人間は社會を構成し 共同生活をなす動物である。而して共同生活に適應するに必要な條件は他の權利を尊重することにある他の權利を尊重するためには、一程度まで自己の慾望を抑制しなければならぬ。

此の抑制なくして無制限に自己を主張するものは他に迷惑をかけ、共同生活を脅かす故に、犯罪者又は精神病者として社會から隔離されねばならぬ。而して此自己抑制は道義心の發達によつて初めて完全に行は

れること勿論である。然るに吾等の同胞中には此の道義心の少しも發達しない人々が少からず存する。醫學は此種の人を悖德症又は不徳症と名付け通俗には悪人又は涙無き人と謂つてゐる。

不徳症にも種々の程度がある最も高度なものは犯罪精神病學の大家ロンブローゾー氏の所謂生來性犯罪者である。此種の人は既に幼少から殘忍性の性格を現す飼犬や猫を虐待し蛙や蟲を見ると必ず殺す弟

妹を苛げる、父母に對しても反抗的であり、舉動は粗暴で落ち着きがなく、行儀を習はず、躰けなどは少しも効果が無い。學校に入ると教師の厄介者となり、教師を少しも尊敬せず學業に心を傾けず、落第しても平氣であり、教場を騒ぎまはり、他生徒に惡戯暴行をなし、机や壁を傷つけ、不潔行爲、虚言、長上反抗等を事とする。名譽心、羞恥心なきため、訓戒も懲罰も何等の効果なく、教化不能として先生も匙を投げることになる。

彼等は長ずるに従つて家庭生活、共同生活を窮屈と感ずるが故に、滅多に家に寄り付かず、或は家出をして動物の如き自由の生活を送るを好む。斯くて不良の群に入り、浮浪者、乞食者、賣淫者となつても平然として居り、且つあらゆる犯罪に陥る。竊盜、放火、脅迫、強盜、殺人、誘拐、詐偽、官憲反抗等が最も多く、同情憐愍の情を缺ぐが故に其の犯跡は殘忍を極め、殺人にしても四肢を切斷したり、不必要に苦しめて殺すとか、僅かな金を得るために全家族を斃殺するといふ。風である。

刑を受けても悔いず、社會の憎惡を反覆する前科の多きを寧ろ誇りとし仲間尊敬をも得る。職業的犯罪者の名は之等の人々に相當する。

以上の如きは不徳症の最も高度なもので、單に性格異常のみならず、同時に智力も低劣なるものが多い。然るに不徳症の中には、智力に著るしい缺陷なくして、**道義心の缺乏のみを現はす者**がある

ある彼等は其智識を以て社會の各階級に地位を占めて居るが、其性格行動に著しい悖徳性を認めしめる。例へば使用人を虐待して其膏血を絞る雇主、貰ひ子殺し、繼子苛め、婦女を誘拐しそれに賣淫行爲を強要し私腹を肥やす人、幼い子供を買ひ集め曲藝などを仕込んで年中涙の生活を送らせる人、自分の子女を賣り飛ばす人もあり、巧妙な方法で詐偽を爲し多くの人を苦しめ平然たる人、不當に高利の金を貸して他を陥れ涙なき人、年老いた親や糟糠の妻が病氣にてもなると邪魔物扱ひにし虐待する人、動物殊に馬などを倒れるまで鞭打つて働かせる人等一々擧ぐれば限りが無いが、要するに常人の到底忍び得ざる不徳を平然行つて居る人々はすべてこれに屬する。然らば

これを單に惡人として憎むべきであるか。凡そ人と生れて他に指彈され憎まれて嬉しい人は無い。賞められ愛されることを欲するのが當然である。然るに之等の人々は何故に其の不徳を反覆するのであるか。醫學はこれを説明するに精神或は其主座たる腦の發育不全を以てする。

今動物進化の経路を覽るに、下等動物の生活は自己保存の慾望に盡きて居る。すなはち飢て食を取り、疲勞して眠り、敵來れば畏縮して假死の状を呈し、或は逃避して難を免かる。或は自己保存の一種である種族保存即ち生殖の慾望もある。斯くて下等動物の全生活は食慾、眠慾、防禦慾、逃避慾、性慾の生活である。此自己保存慾は動物が高等となるに従ひ發達して復雜となり、自己主張慾望となる。所有欲貯蓄欲、自由欲、復讐欲、威嚇欲、摸倣欲、嫉妬欲、權勢欲、征服欲等はこれに屬する

之等の欲望は人間に於て最も復雜多量となるが、要するに何れも自己を中心としたる欲望即ち佛教に謂ゆる煩惱である。小我である、自己愛である。動物が高等となる従つて更に愛他の欲望が起る、愛他の最も單純なるものは愛兒である。これは謂ふまでもなく自愛の表形獷那であつて愛他の第一歩である。子のためには自愛即ち自己の生存欲をも犠牲にする。此欲望は動物にも存する。此の愛他は人間に於ては更に發達して家族愛となり、隣人愛となり、愛郷心、愛國心、民族愛となり、全人類愛となり、終に其愛は禽獸草木にも及ぶ。斯かる愛他こそ眞に動物の理想であり、精神進化の過程であらねばならぬ。

從つて自己の愛する本能生活に甘んずる人、換言すれば小我に立籠る人は低級であつて、愛他のために自愛の諸欲を抑制し得る人は高級であり、最も大なる愛即ち大我に近い人は偉である。釋迦、基督の偉大なる所以は此處に存する。

今不徳症者の行動を見るに、單に所有欲、征服欲、色欲、復讐欲等自愛の慾望に支配され、愛他の分子は甚だ少く或は全然之を認めることが出来ぬ。愛他の第一歩が動物にすら既に存する愛兒の慾望を有たぬ者が多い、すなはち彼等は精神發育の低級不完全なる不幸な人々であること考ふるべき憐れむべきでこそあれ到底憎むことは出来ぬ。(福岡日々)

内 觀 外 觀

R k 生

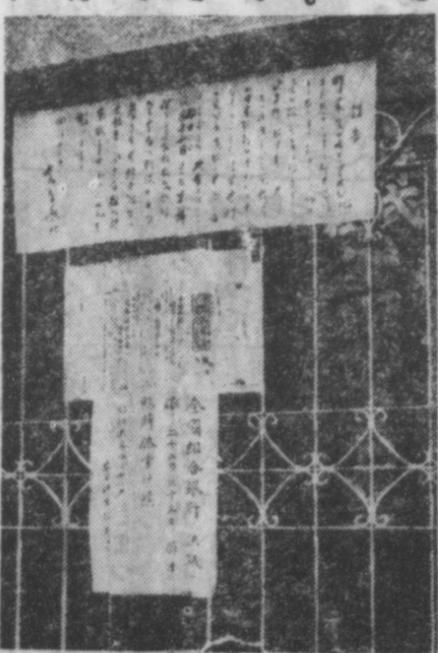
五・一〇記

財界救済と國民

こんどの銀行さはぎは遂に若槻内閣を倒し、田中内閣を出現せしめ、二日間の銀行休業から延いて三週間のモトラリアムとなり、臨時議會は召集されて、勿驚七億の補償法案の通過となつた。口でこそ七億ではあるが、これがみな國民の頭にかゝつて來るのだからたまらないではないか。

こんなことに誰がしたか、と云つて見ても誰ときめることは出来まい。要するに大戦の好況にう頂天になつて、だらしなく放蕩した所へ、ガラが來てへコたれた。そこへまた大震災でドンと陥落し、ブリ返へさうとしても世界的の不景氣でそれもならず、押へに押へ、やりくれるだけやりくつ

て來たが、もうこらへ切れないで投げ出したから洪水は大きくなつて銀行をドン／＼流してしまつたのだ。



(行銀五十たし業済)

これと云ふのも國民が、緊縮すべき經濟を緊縮せず、バア／＼してゐた罰があつたと云へば云へない

臺灣銀行が資本金の八倍もの大金を鈴木

に貸したことも大きな問題の一つである。大阪の石井といふ株屋が借金王だなんて云つたが、一億の何分の一ぢやないか、こんどの鈴木四億から見りや老婆の小遣くらいだ。お蔭で鈴木は借金では世界一の雷名をとゞろかした、しかし同じ借金しても、

倒すんざや困る。國民が大迷惑だ。でもまあ田中さんが棚の邊の高橋大老をおろして來て、大老に

非ずんばこの難局を收拾するものはないからと拜み倒したので、高橋さんも世の中さきよ衰乏を顧みず一身を犠牲にして最後の御奉公を盡すべくこの難局に立つたのだから、議會では小川博士と高橋藏相とが休業

か開きかて禪問答をした位で、七億圓といふ案も無事に通過して、いよいよ當座の償ひだけは出来るやうになつた。さてこれからがこの後始末に政府ばかりでなくわれわれ國民が一人残らず懸命に立直しをしなければならぬのだ。

あの騒ぎの中でユームアに富んだエビソートを御紹介すると、十五銀行がやられたのでさあ安田が危い、三菱が危い、三井が危いで、少し銀行の前に人



(とあのクニクビ)

だかりがしてゐるとそれ取付だと騒いだがふるつてゐるのは、あそこの郵便局は馬鹿にチチ臭い小さな郵便局だ、あんなところは危いと金十五圓ばかりを出しに行つて大きい安田へ行つたら、また取付、驚いてうちへ持つて歸つてしまつておいたが心配で

出さうにしたので銀行員が「やつぱり銀行にお預けになつとくのが安全じやありませんか」と云ふと「ほんにやつぱりさうでした」ともとの通りに預けたと云ふ話や、又三百五十圓かの虎の子を出しては來たが、蔵ひ場所に困り、毎晩ところを換へて

とうとう三日ほど寝られなかつた婆さんがあるさうだ。さうかと思ふと、ある後家さんが遺産二万圓とかをやつと出しては貰つたが、窓口に札の山を積まれて、オチケがつきおろしくして「ここを盗難届をすると、掃除した女中がゴミとれをどらして持つて歸りませう」と泣き見たが、遂にかくすところがなくなり、籠の灰の中に入れて寝たが朝起きてすつかり忘れてしまひ、釜の下を燃やしたからたまらない紙幣束はボーツと煙になつてしまつたので、氣が遠くなつたと云ふ話、また蔵ひ込んでゐたのがなくなつてゐたので驚いて盗難届をすると、掃除した女中がゴミと共に燃してしまつたことがわかつて泣くにも泣かれず止みにけりなんて話もある。いやそれより、あはくつて取つた金が手に入つて見ると、粒々辛苦して預け入れた時の苦心を忘れてしまひ、あるにまかせて費消するために物價が變態的に高騰したなんてことは實に怪しからぬことで、そんな根性でゐれば、日本はいつまで経つても、貧乏してゐねばならぬと叱り飛ばしたいほどだ。

ともあれ文字通り難局だ、高橋さんばかりに心配させずに、みんなで救済策を講じ

やうではないか。

國際經濟會議

ジュネーブよりの電報によれば去四日豫定通り國際經濟會議が開かれ、四十七ヶ國の參加國代表がABC順に並んで、議長チユニス氏の開會之辭を聞いたといふことである。

チユニス氏は世界は今や平和に渴してゐる。しかも眞の平和は經濟の基礎のあいまいなところには存しない。今や科學者經濟學者政治家工業家労働者が一堂に會して一致協同して協調の途に上らんとするは實に欣ばしい。協調は光である。この光こそ暗夜を照らす眞の燈火でなければならぬ。と演説して、熱狂的喝さいを博したと云ふことであるが、さてこの會議は軍縮會議と共に國際聯盟の平和實現に干する二大綱領である。この會議は一昨年聯盟會議の時のフランスの蔵相ルシニール氏の發案に暗示

されて起つたもので、昨年の五月と十一月の準備會議で決定したところ 議題、即ち關稅、通商政策及び國際工業の問題を協議するのである。詳に云ふと世界の平和に影響する經濟上の問題、輸出入禁止制限の撤廢問題、入國後の外國人及び外國會社の經濟上關稅上の待遇問題、通商航海保護問題、世界に於ける生産力及び消費力の情勢とその對策、農産物の生産貯蔵價格の問題、科學と技術の應用による商業及び金融發達の問題等である。何分議題の範圍が廣汎且つ複雑だからどこまで成功するかは問題ではあるが、この會議が持つ國際的協調の精神が何となく愉快ではないか、

今まで戦後の歐洲の經濟界はお互に鎖國的な自國本位の消極なびぼう策ばかりをやつてゐて、ちつとも大陸全体が生きかへる大策を講じないものだから兄弟かきにせめ



行流大のも集全

込んで、米國は今金貨の洪水に見舞はれてゐる有様であるが、これがやつと氣がついて今度のやうな國際會議が開かれるやうになつたのである。

この會議は國際聯盟參加國のみならずアメリカやロシアからも代表を送られ、日本からも佐藤公使はじめ、志立鐵次郎、上田貞次郎氏等が代表として今協議してゐる。

申込殺到 締切切迫

大坂刑務所長坪井直彦氏著

改訂増補 行刑實務講話

全

豫約要項

頒布方法

體裁

價格及送料

配本期限

代金拂込

約豫者のみに頒つ

菊版美装 上質紙約四百三十頁

一部金壹圓八十錢送料不要

昭和二年八月中

配本の月より三ヶ月月賦

内容大綱

(章別)

行刑沿革

拘禁

教化

接見信書

釋放

附録

總則

戒護

給養

領置

死亡

收容

作業

衛生

賞罰

補遺

發行所

刑務協會

東京市麹町區西日比谷町一番地
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

特に 六 月 迄 申込受理

至急申込まれよ

The American Prison Congress of 1926

一九二六年度

アメリカ刑務會議

アメリカン・プリズン・アソシエーションの第五十六回例年會議は、一九二六年十月十五日—二十一日ペンシルバニア州ピッツバーグ市に開催せられたのである。委員を派遣したる州は四十二に及び、委員の数は合計四百五十二人に及んだのである。

會議のプログラムは國際會議のそれに似たるもので、論文朗讀の總會と共にその論議についての討議のためそれ／＼部會が開かれたのである。會長たるボストンのサンホード・ベーン—Sanford Bates—の指揮振は見事なもので、常例たる會長の開會の辭は「保安行刑論」(Protective Penology)(下出)であつた。他に提出せられたる論文中、「常識と犯罪學」(Crim-

inology and Common sense)、「刑事司法に於ける協働作用」(Co-operation in Criminal Justice)、「刑務所に於ける教育」(Education in prison)、「犯罪と社會」(Crime and Public)、「行刑當局者より見たる犯罪とその矯正」(Crime and Its Correction from the Standpoint of Prosecutors, Wardens, and other Officials)等の如き皆な示唆に富んだものであつた。今回の會議に於ける特異なる事實は、特に現在合衆國の殆んど凡てのプリズンに於ける作業の不振が討議の中心となつたことである。刑務所の希望について問はれた所長は皆な「受刑者に作業を與へよ」(Work for prisoners)と答へてゐた。この切なる要求の本旨はペンシルバニア州辯護士協會の會長の曰へる如く、「各州は受刑者の收容費のために多大の支出を忍ばなければならぬのである。受刑者は是非共労働によつて此の費用を償はなければならぬと同時に、家族の扶養並びに釋放者をして復歸を完ふせしむべき基金の積立は等しく重要忽にすべからざるものである。受刑者をして斷えず労働せしむるは刑務所の風規を健全ならしむる所以である。」と云ふに在るのである。受刑者の作業については從來思想家よりも實務家よ

りも種々の議論が出てはゐるが、徒らに理想に走せて實行に遠いものが多かつたのである。今回の會議では此の問題に關しては從來取り來つたよりもたしかに判然した確乎たる態度を示してゐるのである。作業に關する會議決の議次の如し。

- (一) 刑務所の作業は受刑者の自活を容易ならしむべき職業の習得を目的とせざるべからず。
- (二) 刑務所の作業は出來得る限り民業 (free industry) を壓迫せざるよう經營せらるべきものとす。
- (三) 州 (State) 並びにその行政區劃の需要に應ずるは受刑者の労働を利用すべき最も正當なる方法なりと信ず—(官用主義)
- (四) 受刑者が州のために作業の成績を擧ぐるの義務あるは論なきも、若し刑務所に賃金制度 (wage system) の適當に施行せらるゝを得ば、受刑者をして公民たるの道 (citizen ship) を覺悟せしめ、之が訓練を容易ならしむるを得て、更らに一層作業の成績を良好ならしめ、勤勉、節約、自立の精神を涵養するを得、其結果社會保安の實を擧ぐるに資する所大なるべきを疑はず。
- (五) 刑務所の作業は近代式營業方式により經營監督せられざるべからず。
- (六) 或種の受刑者に道路工事、農作、其他の屋外勞

働 (out-of-door activities) を與ふるため屯田制 (colony treatment) の實施につき熟考すべきものとす。

多年議論の焦點となつてゐる假釋放 (Parole) の問題については、之を非難するものは僅かに二三の人々に過ぎないので、しかも假釋放の規定 (Parole Law) 及び不定期刑の有益なるべき立法としての價值については何人も異議を狭むものはなく、之に對する攻撃は唯だその實施の方法手段に向けられてゐるのである。伊太利統一の大立物なるマツチーニ Giuseppe Mazzini (1805-1892) が、「文明の救済は更に文明を促進するに在る」(The cure for civilization is more civilization) と云つたように、パロールの弊を救はんとするには更らに一層賢明にパロールを擴充するに在るのである。

- このパロールについても、今回の會議はその主たる決議の一によりてその意志を宣言したのである。此の宣言は實際の衝に當れる人々の共同の確信とも視るべきものである。決議左の如し。
- (一) 吾人は從來と同じく將來に於ても假釋放を以て保安行刑に欠くべからざる要素なりと認むるものなり。
- (二) 吾人の重きを置くは單に假釋放の下に可能なる刑の不

定期なるの點のみにあらずして、釋放の方法の宜しきを
得て誤らざるに在り。

(三) 假釋放の許可せらるべき場合には總ての公共團體につ
き當該受刑者に關する事實を調査すべきものとす。

(四) 假釋放の局に當るものは社會の安寧福利を防衛せんと
する又は防衛するの義務ある總ての團體と協働の勞を取
らざるべからず。

尙ほ、受刑者の分類、中央身分鑑別局(Central Bu-
reau of Identification)の設置、刑務官吏の改良、そ
の任用令の制定を可とするの決議あり。更らに犯罪に
關する新聞記事の誇張に失するを非とし、麻酔劑常用
者の増加に注意を促し、之と犯罪との關係を一層明か
にせんことを求め、且つ、精神缺陷ある犯罪者に對す
る科學的處遇の必要を主張するの決議をも通過せしめ
たのである。

尙ほ、從來斷えず非難的となれる、裁判手續の遲
延、小刑務所(county jail)の腐敗及び收容過多、矯
正施設の管理に於ける政治の干涉等の問題については、
此くの如き周知の弊害の長く除かれざるを憤慨しない
ものはなかつたのである。

一九二七年度の會議は西部委員の懇請によりて八月

二日より十八日までワシントン州タコマ市に開催せら
るゝこととなつた。

會長サンホード・ベーツ氏 の演説

—“Protective Penology”—

「アメリカン・プリズン・アソシエーションは獨特の
團體である。一八七〇年創立以來、一九一八年を除き、
五十六年間必ず毎年會議を開催して來たのである。
娛樂や交際のために集つたのではない。その當初より
このアソシエーションの目的は、社會の拘禁生活(mo-
dial imprisonment)に於ける重要なエーゼント(代
理人)としての使命を果さんとするに在つたのである。

犯罪はありがたくないものである。然るにこのアメ
リカ合衆國では余りに犯罪が多過ぎるのである。普
通のアメリカ市民は已に之に堪えないで、自分の生命
財産に對する危険を少くせんが爲めに、何か手取り早
い方法を求めてゐるのであつて、「迅速にして確實なる
處罰」(“swift and sure punishment”)とは萬人の齊

しく叫んで已まない所なのである。然し、素人改良家
が慎重に此の問題を研究し、犯罪防止の歴史を閲みし、
親しく犯罪學者の説を聴くに及んで、この手輕な間に
合せの手續の効果を疑ひ初むるといふ事は頗る興味
ある事實といはなければならぬのである。彼は、犯
罪者と社會と相對峙する攻圍状態に永く社會を置くの
不可能を知り初めるのである。而して彼は、犯罪は社
會の疾患の一箇の徴候であり、且つ、一時の應急策と
して是非共刑罰に依らなければならぬのではあるけ
れども、社會組織の性質を改良するに努むるにあらざ
れば反社會性の箇人の數を減することは永久に不可能
である、といふことを幾何もなくして悟るに至るので
ある。

ロジューは元來保[○]安的(Protective)であつて、決して一
般に信ぜらるゝように、徒らに犯罪者をあまやかす
(coddle)ものではない、といふことを知らなければな
らないのである。しかも之に止まらないのである。更
らにサイキエトリスト(精神病學者)が行刑の問
題に立入つて來たことを、社會では恰も禮を知らない
僭越の振舞であるかのように思つてゐるが、然し、近
代精神病學の目的を理解して見れば、それは一層有效
にして永久的な隔離方法によつて社會を防衛せんがた
めに豫め犯罪者の性格に存する危険なる缺陷を發見せ
んとする努力に外ならぬのである。よく行つても、刑
罰の効果は鎮壓的^{レプレッシブ}で且つ一時的^{テムポラリー}のものである。之
に反して、我等のピーノロジューの主張する調査(“in-
vestigation)・分類(classification)・隔離(segregation)
最後に防止(prevention)とすふ徹底的に科學的な新し
いプログラムに従へば行刑の効果は建設^{コンストラクティブ}的で同時
に永久的^{パーマネント}となるのである。

パロール（假釋放）についても、或るものは刑罰の威力を殺ぐといつて非難するのである。然し、之についても亦た余は言はんとするのである。若し、パロールにして完全に理解せられ、わがマサチューセツツ州の如く、徒らに刑期を短縮するがためにあらずして、釋放の一手段として適用せられたならば、即ち受刑者はもはや監督と指導となくして釋放せらるゝにあらずして州の監督の下に仕事と家庭とを宛てがはれて釋放せらるゝのである、といふことが玩味せられたならば、パロールが徒らに寛大を示さんとするものにあらずして、國家監督權の延長なることが容易に理解し得られようと思ふのである。

我等の刑務所と種々の社會事業團體との聯絡を謀らんとする思想は犯罪防止を以て社會の重大事なりとする思想から生じたのである。わが協會は已に久しく此の事實を知つてゐたのである。たとへブリズンヤリホームトリーが如何に善く運用せられたりとするも、獨力を以てしてはその多數の收容者を改善し復歸

を完ふせしむることの難きは承認せられなければならぬ。多くの場合に於て受刑者は已に取り返しつかない打撃を受けてゐるのである。遺傳の影響、環境の問題、放縱なる生活は已に回復を不可能ならしむるまでにその者の性格を傷つけてしまつたのである。しかも亦た、たとへ、我等が改善可能のものを改善せんとし、教育し得るものを教育せんとするも、社會にして社會組織を改良し、犯罪を誘起すべき社會状態を防止せんとする吾人の努力に協力を與ふるにあらざれば、永久の成績は期することはできないのである。わがアメリカのナショナル・クライム・コンミッジョン（國民犯罪調査委員會）及び其他防止事業にたづさはる團體が、この點を理解するに至つたのは大に喜ぶべきである。

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1927
Prison Journal, January, 1927

時事解説

—(A生)—

支那はどう動く

動乱の發端から

現況までの概観

支那には、滿州民族と漢方勢力は東方に伸展し終つてゐる。明朝が滅んで清朝が天下をとつたのは滿州民族の漢民族征服であり中華民國の建設は或る意味に於て漢民族の滿州民族に對する復仇運動である。然し、この漢民族の復興運動は既に支那の情勢が單に漢民族の滿州民族に對する復仇運動のみにとどまることを許さなかつた。即ち英佛等の西

一、滿州族を門逐すること
二、民主々義を以て國を樹立する事
三、革命の完成後は民主共和

の政體を實現すること
四、地權を平等にすること

之は明治三十四年の秋、我々實現されることを期待し

東京飯田河岸の富貴樓で孫文の中興會が主となり各種の團體を加へあげた結黨式の綱領で、今日の革命黨の民族、民權、民生の所謂三民主義の基礎をなすものである。而てこの運動は、明治四十四年十月十日孫文、黃興、黎元洪等の武昌に於ける擧兵となり終に四十五年一月一日孫文は南京假政府の樹立と共に推されて臨時大總統となつた。次で、清朝宣統皇帝は退位し、四月八日こゝに中華民國は、建設され、清朝の臣袁世凱は孫文はしかし何の不平もな

一切を之に委ねた。然るに、袁世凱は、孫文の革命主義を實行しないのみならず、名を民國統治にかつて國會の協賛も經ずに一億五千萬圓の外債を起し、又クルツブ會社から數千萬圓の武器を借入れた。之は、實は、孫文等の革命軍を壓迫する爲めであつた。こゝに於て孫文は、多數の志士を培つて成就した朝宣統皇帝は退位し、四月八日こゝに中華民國は、建設され、清朝の臣袁世凱は民として政治を改良すべく政治結社をつくる計画を立てた。之が、「國民黨」であ

る。その主張は、依然三民主義であるが、その意義は新に擴充され、

民主主義 は從來は漢民族の獨立を目標とされて來たが、之を滿州蒙古西藏回々教徒を加へた五大民族の共和政体として五色の國旗をつくり、各民族の平等を表示すると共に列國に對しても平等なる待遇を要求する——之が不平等條約撤廢運動の根本思想である。

民權主義 中華民國は名は共和であるが北方の軍閥はその實專制政治である。民を本として全ての政治が行はれねば嘘である。その爲めには立法權司法權、行政權の外に民國は考試權、監察權を加へた五權憲法を樹立せねばならぬ。

民生主義 新經濟主義をたて、人民が生活にたへうる

制度と主義とを設けるべき必要がありそのためには一に地權の平等、二に資本の節制を

の必要がある。(地權の平等とは。國家社會が資本と勞力を加へて發展した土地には相當なる税金をかけて國家の用とするといふのであり。資本の節制とは資本制度の無視ではな

然しこの「國民黨」の主張は容易に實現されなかつた。北方の政府は頑として應じない。列國も顧みない。このときに目をつけたのはソビエツト・ロシヤであつた。それは民國十年の冬で

今から六年前である。ロシヤは使を南軍に遣して提携をすゝめた。孫文は之に應じて使節を交換した。その

とき入露したのが今の國民軍の總司令たる蒋介石であつた。而て之が機會となり孫文はレーニンの故智に倣ひ廣東の黄埔に軍官學堂を設立し、革命思想を有する士官を養成することゝなつた。これらの費用はロシヤ

から提供された。而て大正十二年の春、國民黨は黨の改造を試み廣く共產黨も加入せしめ、自分の軍隊に自分の主義を實行させることに努力した。學堂では三年間に三萬以上の士官が出て

理され軍隊が系統だつて來た。廣東、廣西の二省は忽ち統一された。

そこでいよいよ北伐軍をおこすこととなり十五年の六月、南軍は、軍閥官僚の下に蹂躪されてゐる國民を救済し國家を統一する旨を唱へ、その方法としては國民會議を開いて民意による憲法を制定し對外的には關稅自主權、不平等條約の撤廢等の實現を期すといふことを表示して長江の沿岸に軍を進めたのである。然しこの革命の實を擧げる爲めには、正式の戰爭のみでは失敗するから所謂便衣隊といふ特別な軍隊と宣傳團を用ひてやるのである。

この北伐軍は着々その効を奏し、本年の三月二十一日には支那の心臓である上海を手におさめ、目的の長江一帯は完全に國民軍の占領する處となつ

た。

所がこの國民軍に左右の二派がある。即ち蒋介石を首領とする國民軍と徐謙陳獨秀等を首領とする共產黨とである。兩派は共に主權

の回復を希望し不平等條約に基く結果を忌むことは同一であるが、共產黨があくまで暴虐によつて成就せんとするに對し國民統正系の人々は合法的手段によらんとしてゐる。而てこの内訌は、近時甚しくなつた。

國民黨は七名の執行委員からなり、ロシヤのボロジンが最高顧問で政府はその下について黨の決議を實行する機關となつてゐる。今回上海を國民黨が占領するや、蒋介石は、先づこの上

海を整理せねばならぬと主張した。共產黨は從來の法で北京まで一舉して闖入し整理はその上で可なりと主張した。

南京事件の如きも、漢口の事件の如きも共產黨が出来るだけ攪亂し國民黨をして余儀なく整理させ、その隙に國民黨の手にある上海を共產黨の手に收めようとする左派の陰謀であつた。然し共產黨が外國に暴虐を振舞ふのはこの外に理由がある。

一、暴虐の結果外國人が跡を絶てば自分達手柄を國民に誇ることが出来る。
一、その結果、外國の出兵でも見ると排外思想が益々熾盛になり自己の勢力を擴大する機會を作る。

一、外國の干渉が民心を極度に憤慨せしめ自然去就の曖昧なものを探引す
一、外國と戦端を開けば反對派の蔣等をして對戦せしめその勢力を弱くすることゝなる

一、相手國の内部の共產黨の異常なる活躍を促す、(この目は吉野博士による)
とにかく共產黨にとつては外人排斥は損なことではない。ことに三民主義の理窟のわからない人間を煽動するには、この暴虐を行ひ、帝國主義打破、不平等條約改正等を叫ぶことは、尤も

効能のあるところである。かくて武昌にある左傾政府は、上海にある四百余の組合をもつ總會を手にすると共に、蒋介石に對し外交は政府でやるから須く北

伐をやるべし、強いて上海にとどまつてゐるならば總司令を剝奪するといふ嚴命を發した。

處が蒋介石は、そんなことに頓着なく上海に這入り上海の整理を意圖し、折柄汪兆銘がパリから歸つた歓迎會を期して總罷業をやり同時に群集を煽動して勢に乘じ祖界襲撃をやらんとした共產黨一味の陰謀を知

るや、直ちに戒嚴令を布き數時間の市街戦の後總會の武装を解除し、更に自己の勢力圏内に於ける共產黨狩を企て、終に武漢派と絶縁した。而て掠奪を行ふた軍團長をして日本の森領事等に謝罪せしめ善後策を講じることを聲明すると共に

更に便衣隊を解除し、總工會の閉鎖を命じた。又上海の革命黨の最高機關である總政治部を解除しその一味を以て上海臨時市政府を組織した。之は即ちロシヤとの絶縁である。蔣介石はかくて民族自主を自ら軌道のであつた。一方北京に於ては、張作霖が、ロシヤの大使館を襲ひ捜査を行ひ、革命黨を逮捕した。

これに共産黨は表面一掃され、三角關係は南北兩軍の對立となつたわけであるがしかし南北間に介在する河南には吳佩孚の率ゐる軍隊が灰色でをり、共産黨の勢力は、深く人心に侵染してゐると同時に之は、ロシヤと英國等の國際關係に關聯して、如何になりゆくかは、將來の問題であらねばならぬ。

然し不平等條約の改正、利権の回復は、もはや國民黨のみの主張でなく、北軍の北京政府に於ても重大な問題として考へてゐる。もはや過去の八十年前の條約に満足してゐるものではない。支那全體が目ざめたる新しい支那である。然らば回復を欲する利権とは何か、列國の共通的利権は

- 一、關稅の協定
 - 二、治外法權
 - 三、共同租界
 - 四、外國船の沿岸貿易權
 - 五、海關、郵政、鹽政に於ける外國の監督權
 - 六、北京及北京と海口間に於ける駐屯軍
 - 七、教會、學校、病院の施設
- である。が我國獨有の利権は、山東は華府會議の結果之を還付したから目下の問題は主に借款關係でその主なるものは次の様である。

〔談〕〔林〕

神佛の光明

問宮英宗氏

各宗各派の祖師方は、皆此の天地間の冥加の恩と云ふ事を常に感じて居られまして、眞宗の中興と謂はれる八代目の蓮如上人などは本堂に落ちて居た紙片を拾つて「アー是れ佛様の御物よ」と言つて押載かれたと云ふ事でありませす。又曹洞宗の御開山洞山禪師と云ふ人は、洞山と云ふ山の中に居られたが、其の名聲が高いので或る雲水が、幾百里を跨しとせずして態々洞山へ出蒐けて行つた、段々麓から谷川を辿つて登つて行くと、大根の葉が一枚上流から流れて來た雲水は早速之を拾つて「洞山和尚は大徳の人と承はつたが、斯う云ふ大根の葉を棄てゝ顧みな

誌上講演



柔道と刑務所(下)

講道館々長 嘉納治五郎氏談

◇個人より國際間迄

精力善用と云ふことが一つだけ分つて居れば間違つた事は出来ない、大食ひをするにも精力を働かせる、食つて己れの胃を悪くする、精力を無駄に費して身體を悪くするのは決して精力善用ではない、反對に成だけ物質を費さないやうに出來た所がそれが己れの健康を保持する事が出來なければそれもいけない、さう云ふやうに害の無いやうに益の有るやうな食ひ方をするやうに己れの精力を働かせるのが精力の善用である、又勉強すると云ふた所が勉強し過ぎたのは精力善用ではない、其の範圍に於て出來るだけ無駄の力を費さないやうに働かなければならぬ、非常の場合には別であるから命を捨てると云ふこともあるけれども、平時はどうかと云ふと長々續いて長々働かせるやうに、成べく無理をしないやうにしなければならぬ、精力善用になれば所謂寝方から運動をする仕方から金を遣ふ遣ひ方から一厘一毛も無駄なことに費すことは出來ないと云ふ譯で寸毛の己れの精力も無駄に費してはいけない、今東京の市中を見ても、如何なる働きをして居つても誰を見てもぼんやりして居る人ばかりで本當に働く人は極く僅かである。働く人も

いと云ふ様な人では、此の天地の冥加と云ふ事を知らぬ人であるから、態々訪ねて行つて修行をする値打が無い」と考へて居る所へ禪掛で尻端折り・汗水を流して上手の方から馳て来た一人の老僧がある。「お前は何方から来た」「私は麓の方から来た」「然うか、此の谷川を菜の葉が一葉流れて行つたがお前は知らなんだか」「其の菜の葉なれば此所に在る」「マア能くお前は拾つて呉れた、俺は其の菜の葉の爲に熊々十七八町の所を馳て来た、好い掬梅に拾つて呉れた」と大層喜んだから「貴僧は全體誰方であります」と尋ると「俺は洞山である」と言ふ、菜葉一枚の爲に十七八町の所を追駈て来た、こんな事を言ふと攻撃する人は「禪宗坊主は閑だから」と言はれるかも知れませぬが、如何に閑でも、閑なだけでは菜つ葉一枚を十七八町も追駈る事は出来ませぬ、殊に又今日の様に段々忙しくなつて来た時勢に於いて、菜の葉一枚の爲に十七八町も追駈て行け

もつと働くことが出来る」と云ふことが分るから、若し本當に精力を善用して働く」と云ふことになれば人間の力は何倍されるか分らぬ。さう云ふ譯であるから精力善用と云ふことは簡単な四字に示す所に依つても直に個人の方が充實し、國家の力から充實すると云ふことが出来ず、是は萬般の事に精力善用の四字の示す所に従つて行けば、是までの缺陷を補ふことが出来る、又自他共榮と云ふことは詰り融和協調と云ふ所から来る、是までのやうにつまりならぬことで人の感情を害したり人に迷惑を掛けたりすることはそれが出来ない、例へば煙草が好きな人が汽車の中で平氣で吸つて臭い煙を吐けば隣の人は迷惑をする、又酒を飲んでくたを巻いたりする人、無暗に唾を吐いたりする人は他人に非常に迷惑を掛ける、又洋傘の先に泥を付けて居る人などの傍へは人が寄ることが出来ない、急ぐ時でもそんな人間が前に来て居ると遠慮しなければならぬ、さう云ふことは一々擧げて數へ切れない程譯山ある、併し一度自他共榮と云ふ考があつたならば立ち所にそんなことは出来ない筈である、僅かのことで他の人がどれだけ助かるか分らない、僅かの辛抱我慢をすれば迷惑を掛けずに済むことが今日どれだけ全く無頓着で行はれて居るか、それはどう云ふ譯かと云ふと今日の道徳は餘り煩雜である、どうしてはならぬ、どうせねばならぬと云ふやうなことを言ふと五十や百を以ては數へることが出来ない、餘り澤山あるからさう出来るものではないと言ふて皆其の實行に對して熱心にならない、併し此の精力善用自他共榮、此れが三つならばどうかすると忘れることがあるけれども、精力善用自他共榮、此の二つを眼前に描き出したならば間違つたことが出来ない、或る所で私が此演説をした所が、其の地方の有力な人がやつて来て、是まで私が實業界に出て、往々宴會などで夜遅くな

とは私は申しませぬ。けれども其の心持を忘れてはならぬ、漬物の切り端でも是れは容易に出来るものではない勿體ないと云ふ事を考へて、決して粗末にすべきものではない、夫れを何でも咽喉さへ通せば冥加に適ひ、勿體ない事もないと考へて或る八人家内の家で腐敗した牡丹餅を十八九を食べて、夫れで赤痢病を起して六人までも死ねたと云ふが、命懸で勿體ないと云ふて腐つた物でも食べよとお勧めは致しませぬ、腐つた物は矢張り肥料桶へて入れた方が、其の物の棄て場所を得て即ち役に立つ事になる。

襦袢の襟一掛でも少し手入れをすれば宜いものを、悪くなつたら悪くなつた儘で紙屑籠に押込んで置く、そんな物は屑屋が買つて行つても何とも仕様が無い實に勿體ない事で、佛様の木像に小便を仕掛けるやうなものである。

〔教壇〕

る、さうすると家内が澁い顔をする、つひ自分も氣に食はぬからどなる、どなる」と食つて掛ると云ふ風に往々遅くなつてから夫婦の争ひがありました、此話を聽いて成る程自分のやつて居ることは精力善用ではない、自他共榮ではない、今日は良い話を聽いた、是からどならないと云ふた所が家内もそれは良い事を聽いて御出でになつた、私も是から食つて掛らないと云ふことを言ふたそうである、是は夫婦の間に自他共榮が出来た譯である、それは實際の場合を考へて見ると澤山ある、御母さんは詰らんことを言つて子供を叱る、すると又御母さん始まつた位のもので少しも利かないが、之れを良く考へてびし／＼と效力の有る眞面目な警告を與へると立ち所に其の過ちを直す、下女を叱るにもさうである、下女が御茶を持つて来てこぼした時に、何と云ふ馬鹿なことをすると云ふて叱ると今度は煙草盆に足を踏かせて灰を被ると云ふことになるが、さうせずには感えて、お前の着物が汚れはしないかと言つてやると、下女はとんだ粗忽をした、是から氣を付けやうと云ふことになる、人間と云ふものは物を言ふことにも一つの言ひ方がある、人に好い感じを與へ、好い結果を見るのと却つて反對の結果を見るのとの違がある、同じやうな言葉を費し同じ精力を費すのである、其結果が悪いのと好いものがある、人に注意をするにも、人に物を言付けるにも其の言ひ方其の態度如何に依つて其の効果と云ふものは著しく違つて来る、それが即ち精力善用である。此の精力善用自他共榮と云ふことは唯々國內の問題ばかりではない、國際關係に於ても此原則に依つて行かなければならぬ、今日までの日本の態度と云ふものは往々にして外國の反感を招くやうな事を敢てして居る、肝心の自分の國は其の力を充實する事を怠つて怠け者が到る處に澤山あり、奢侈贅澤をする者が澤山

國語を尊重せよ

高島米峯

今の世、尙、文字と言語との區別をきへ知らずして、民衆の前に立ちて、國語を論ぜむとする、無知にして、且つ大膽なるものあるを、憐れまざるべからず。

過去の日本の文化が、漢字のために助長せられたることは、實に多大にして、その惠澤に、無限の感謝を捧げざるべからざるを思ふと雖も、しかも、將來も亦、かくあらざるべからざるとは、信じ得ざるなり。そは、今や、漢字に比して、遂に合理的にして、且つ便利なる、ローマ字といふものを、學んでこれを知るを得たるがためなり。

漢字の輸入は、必然的に漢語の輸入となり、漢字の使用は、必然的に漢語の使用となり、更に、漢學の勃興は、益々漢語を流行せしめ、漢語の流行は、遂に、日本語

棄、即ち國語の發達を阻止したるのみならず、却つて、國語を撲滅せむとするの勢ひを示し、現に、吾等は、國語の代りに、漢語を用ゐることの餘りに多きに、困惑するにさへ至れり。

『言葉は國の手形なり』とさへ言ふ。國民が、擧つて、他國語で話をしなければならぬやうになつては、即ちこれ亡國ならずや。吾等は、必ずしも、外國語の日本化を否まむとするものにあらず、たゞ、日本語即ち國語の發達のために、出來得る限り漢字を制限し若くは漢字を廢止して、ローマ字の如き便利なる文字を、使用するに至らむことを、將來の國民のため、將來の文化のために、念願してやまざるなり。 (讀賣)

不良少年

岩村通世

大正十二年一月一日から、政府

あり、喧嘩争ひばかり到る所でやつて居る、だから外國人から見くびられてしまふ、己れの力を充實することを忘れて外國から反感を招くやうなことをするから結局孤立になつてしまふ、之れに反して若し精力善用に依つて個人力を充實せしめ、自他共榮に依つて國と國との間、國內の人と外國の人の間の融和協調を保ちさうして國力を充實せしめたならば、國の文化は進み、國の富は増大し、兵力は充實する、此の力を以て外國と融和協調を保つたならば、何處の國が日本を侮りませうか、最初は日本に反抗した國も結局は日本を信用し日本と親交をしなければいけないと云ふことになつて來て、國際間の色々な悶着が起つても、日本に救済を頼むと云ふことが生じて來るに違ひない、其の時に公明正大な原則に基いて自他共榮を主義として之に當るならば、終に白人の間に立つて矢張り優勝の位地を占め、世界の國際間に隆々たることも望み得られぬことはなからうと思ふ、是も結局は精力善用自他共榮、此の原則が國際間にも應用したことになるのである。

講道館柔道と刑務官

そこで講道館柔道と云ふものは攻撃防禦の技術から始まつて遂に大きな人として、又國として社會に立つて行く所の大原則も是から結局編み出した譯である、此の道と云ふものは個人としても國としても此の原則に依る外にないのであるから、如何なる職業に就いても此の原則を應用するより外に仕方がない、あなた方刑務官のことに御從事になるにも結局己れの身心の力を最有効に使用すると云ふ原則に依る外仕方がない、殊に此の罪人などに對して第一に諸君の立場と云ふもの

は尊敬の念を以て迎へられる、又同時に自分が間違つた事をすればそれだけの責任があるから大なる威力を以て相對しなければならぬ、即ち一面には尊い慕はしい尊崇の人であると同時に大なる威力を持たなければならぬ、人から尊敬される己れと云ふ者は道に適つた己れでなければならぬ、さうすると己れの角は修まる、職務に就いても少しも非難の餘地がない、即ち身心の力を最有効に使用して、其の職務の成績を擧げて居るやうな人であつてこそ人から尊敬を受けるのである、又柔道と云ふものは攻撃防禦の術である、向ふから掛つて來れば必ず負けないと云ふ力を有しなければならぬ負けないと云ふ力を備へて居るから腕力を以て間違つたことをして來れば何處までもそれを押倒してやる。又收容者から見れば諸君が正しい行ひをして己れの務めに生きて居る以上は何處までも實に尊い人々である、一度自分の方に間違つたことをすれば威力を以て對する、それに自分の方は對抗する餘地の無いものである、と思はしめる即ち此の二つの力を諸君が備へて居ると云ふことは何より必要なことである、所が此二つの力は柔道に依つて始めて備へられる、近來色々教へもありませうけれども、根本的の信念に基いて己れの行動を律して行くと云ふこと程強いものはない、收容者が服務中に自分等の務めに能く服すると云ふことは當然であるけれども、結局彼等に刑務所に居る間に既往の過ちを後悔して善良な人間にならうと云ふ考を起さしめると云ふことが必要である、所が善良なる人間にならうと云ふ考へを起させるには人間の世に立つべき道を根本的に教へなければならぬ、佛法の説教に依つてそれが感化出来る人はそれでも宜い、私は佛教が信じなれないと云ふ人にはキリストでも宜い、どう云ふ教へであらうが、今日まである所の教へに依つて是までの過ちを改める、

で矯正院を開いて、感化院に入れるには罪悪が強過ぎるが、少年刑務所に入れる程でもないといふ、十八歳未満の者を收容する事にして居るが、その矯正院の大阪京都間の実在にあるものについて、大正十二年一月一日以降收容した百六十一名について調べた結果を略述すると、専門醫の診定によれば精神の尋常な者はその中の廿五パーセントだけであつてその七十五パーセントまでは精神上に欠陥ある者であるといふ事がわかつたのである。

年齢は平均十五歳十ヶ月、即ち約十六歳の者が一番多く、しかしその精神状態から見れば大抵十歳位の程度の者が多いのである、即ち特殊の年齢の者に、この種の不良児が多いといふ事もわかつたのである、教育程度は、尋常科三年程度のものが、五十二パーセントで、一般に學科に對する進度が低いといふ事もわかつたのである。身体的審査の結果は、体格中等

それでも宜いけれども尙ほそれ以外に社會生活存續發展の原理、人間として社會に居る以上は斯う云ふことをしては濟まぬと云ふ原則が良く了解されると云ふことは、益々自分は善事を爲し惡事から遠ざかると云ふことになるであらうと思ふ、であるから假りにキリスト教、佛教の力に依つて感化され良い方に向つて行く人でも、此の力が加はれば一層確かになつて来るであらうと思ふ、又或る人には佛教の力もキリストの力も及ばないと思ふ、併し社會の一員として其の社會に居る以上は此の社會の存續發展と云ふことを無視することは出来ない、それが分つて居る以上は彼等の既往に於て爲した罪は其の道に適ふか適はないかと云ふことは考へて見れば直ぐ分る。

◇ 結

そこで今一段此の問題が上つて来ると、社會生活存續發展の原理、精力善用、自他共榮、尙ほ是は相當に物の理屈の分る者にはそれが信すべきものであると云ふことが分るであらうけれども、其の分らぬ者はどうであるかと云ふ問題が起つて来る、是れは道徳と云ふものは前きに申した通り一つには感情、一つには習慣、一つには道理である、であるから、私の説く所のものは道理の分であるけれども、道理の問題でなくして、感情ばかりでは成立つことは出来ない、それ故に道理と云ふものが元と分つて居りさへすれば、社會に出てからも色々のことに當つて、自分自ら悪いことを棄て、良い事をするやうになり易い、故に第一に道理

以上の者八十五パーセント、虚弱の者十一パーセント、榮養中等以上の者八十四パーセント、榮養不良の者十六パーセントで、遺傳的不良性と認められる者五十八パーセント、欠点不詳の者四十二パーセント、その遺傳的不良性と認められる者は、その不良な遺傳的素質は、父から受けて居る者が大部分であるといふ統計が出て居る。しかしその不良行爲の原因は、主として友人から影響を受ける事が非常に多い事もわかつたのである。

不良行爲をする最初の年齢は大抵十一歳頃から、悪性が非常に著しく現はれて来て居る、但し甚だしいのは學齡前後から現はれて来て居るのもあつて、十四歳未満で不良行爲をして居る者が七十三パーセントに及んで居る。活動寫眞を模倣して悪い事をした者は少く、むしろ活動寫眞を監督なしに見せた爲めにまた見度くなつて、泥棒して見に行つた者が多いのである。

〔報知〕

と云ふことを教へなければならぬ、故に人間社會に於て人は社會の存續發展の原理から掛らなければならぬ、根本的のことを教へてから次には感情である、感情と云ふことはどう云ふことから生じて来るかと云ふと、是は仲々むづかしい事でありますが、結局善いことをすれば快い、悪いことをすれば心悪い、斯う云ふやうな精神的の問題が此の感情の元になる、それであるから佛教或はキリスト教の色々の宗教家が説く時分に自ら此の感情と云ふものを據る所にして説いて居るに違ひないと思ふ、其の力はどうしても利用しなければならぬ、人を選ぶに付ても、今日以後の世の中に於て唯々釋迦が有難い、耶穌が有難いと云ふやうな説き方では、私は本當に人心の根柢に遡つて感化することは出来ないと思ふ、そこで矢張り學問上から割出して来て感情の養成、即ち色々のことをした結果が斯うなつて斯うすればあゝなる、あゝすれば斯うなると云ふことを歴史に徴し、人のしたことに徴して其の色々の話、事蹟に基いて善い事はしなければならぬ、悪いことは避けると云ふ感情を喚起するやうに教育し得る人を頼まなければならぬと思ふ、是が教導の任に當る人の全體に付て、私は今後の方針と云ふものはそこに重きを置かなければならぬと信する、今日の如く人智が段々と進んで學理の研究が盛んになつて来た時に、昔の唯佛さんが有難い、神様は有難いと云ふことでは到底感化は出来ない、學問に基いて感情的の教育をしなければならぬと云ふのが、結局今申した理屈と相俟つて効果があるものであらうと私は思ふのである。

(完)

懸賞當選文の發表

(その二)

佳作 最も困らされた收容者の話

神戸 澁柿園 旅鳥

六甲おろしが颯と吹く……電線がヒ、ツともの凄いなを立てる。明け方の空に取残された明星が、浮雲の間に明滅して居る。

數時間の安眠に依つて、當然恵まらるべき、晴れやかさを持つて居なければならぬ筈の彼の顔は、何故か憂愁の暗雲に蔽はれて居る。

佩劍の響きが淋しく四邊のしじまの中へ吸はれて行く。甲種外套に襟をうすめた彼は、霜に凍つてカツ／＼と反響する土を踏みしめながら、登壇の途を辿つて居るのであつた。

其彼とは大正十二年十二月某日の、私の姿なのであつた。大正十二年十一月の下旬の或日、當時初犯工場を担当であつた私は、其刑務所で最も不良性の色彩の濃ひ、累犯者九十六名を收容せる新工場の担当を命

ぜられたのであつた。累犯者の取扱に経験なく、累犯受刑者の心理を充分に知らない私は、此命を受けて少なからず逡巡した。後から／＼と不安が襲つて來るのであつた。傳統的な刑罰思想から脱却し切れないうで、絶對的に收容者の自由を拘束して、單に表面だけでも靜肅を保たせる事を以て能事終れりとした私は、此不良の徒を、如何にして制壓すべきかに就て、色々考へぬいた結果、(一)法規を正面に振り翳して規律の勵行を強ひること、(二)常に高壓的態度を持して彼等を

畏怖せしむること

の二條件を斷行する事に決心した。斯くて其工場に勤務した第一日の朝食時に、規律と云ふ言葉について一場の訓示をしたのであつた。

帽子をとつて頭髮を撫でると其一本／＼の毛根に針を刺す様な痛みを感じる。如何にして統御すべきか、如何にして制壓すべきか、退廳の途次……登壇の途上……私の頭は常に此問題で充たされて居た。私は相次いで、上廁時の身體検査、下駄の整頓、手拭の始末、起居の動作、言語の鄭重等の實行を嚴達した。懶惰に慣れ切つた彼等にとつては、斯うした事の一つ／＼が大なる苦痛であり、不平である事は私にも想像出來ない事ではなかつた。私が規律の勵行を強要すればする程彼等の反感と呪咀の聲は渦巻いて來るのであつた。私は、彼等が遂に担当者としての私に對抗する手段として、消極的怠業の結束を堅ふした事を、彼等を裏切つた一受刑者から聞かされたのであつた。

……之を統御し得ない様では司獄官としての價値はない……私の胸は焦燥と煩悶とに掻き亂されるのであつた。數日は斯うした不安の裡に流れて行つた。九十六名の收容者を居房に入れて其日の勤めを終へると、肺腑の底から安心の吐息が流れ出る。

洗面時に半ば以上の效を奏した。洗面時の動作、食事前後の秩序、言語の鄭重、等々僅か三箇月にして面目を新たにしたもの、數は可成りに多かつた。斯くて私が、勝利者の誰でもが味はふであらう征服觀念にひたり始めた或日、二時間勤務に對する三十分の休憩を終へて工場の入口に行く時、工場内は掻き廻す様な喧噪さである。そして私が入口の扉を開くと同時に話聲はヒタとやんだ担当の休憩中工場の秩序の亂れ勝ちなのは、一般の通弊ではあるけれども、其程度の余りに甚しいのを見て、私は強制的結果として産み出された靜寂の意義なさを、しみ／＼と味は、されたのであつた。さうした事のあつてから半月ばかりを経た頃からの事である。工場の作業成績がぐん／＼と揚る。收容者の態度が目に見えて變つて行く。私は怪訝の余り其原因を調査して見た。……と 其處には置

はしい、人間の善の發露が介在して居るのであつた。私其男にAと云ふ假名を附して語る事にする。

私が其工場に行つた當初から常に反抗結束の先鋒になつて居たのは、Aであつた。其爲めに私の上中に依つて彼が懲罰處分に附せられた事二度や三度ではなかつたが、たまく彼が腸を病んで病舎入りに成つて居たときに、私は休憩時間の一部をさいて彼を見舞つてやつたのであつた。憎悪の外には何物をも持つて居ないであらうと想像して居た担当に見舞はれた彼は、病中だつた勢でもあらうが、云ひ知れぬ感激に誘はれたと云ふ。そして一回よりは二回三回と度重なるに従つて、肝銘の度は深められて行き、遂に私の味方として、私に反抗心を持つ受刑者を説いたといふのである。私は此事實を知つて、古來言ひ古された言葉ではあ

るけれども、惡に強ければ善にも強い、と云ふ人情の微妙な動きを、更に深刻に考へさせられたのであつた。

評 筆者は行刑は人と人との問題だと

佳作 最も困らされた收容者の話

宮城 ぶらう 女

私共は女の收容者を取扱ふのですから大した苦心と申す程の事も御座いませんが御参考迄に紹介致します。古來我國の美風として女は從順にして優美なるものとされてあるに拘はらず大それた國法に反し嚴罰に處せられて居る者の尠くないのは誠に遺憾とする處であります、しかし私どもはかくなりし上の彼等を改化遷善して良民に復歸せしむる吾人の職責であります、然るに其救助の手

いふ點を固く信念せられる様になつたらしい。法の力は人情の力にはいつもまけなければなりません。筆者は一番困らされた事を此の法則できりぬけた實際の一人であります。

に絶らずして敢て犯行をなすの憐むべきものがあります頃は、大正三年二月山形縣に於てまだうら若き身を以て聞くだに戰慄すべき強盜殺人の大罪を犯し世人を驚愕せしめ大正三年八月十八日宮城控訴院にて無期懲役の判決確定し當時の米澤分監に收容せられましたこの者は性強情短慮にして狡猾官吏其他の者に對する言語動作粗暴で入所以來謹慎の狀なく大正六年一月迄物品藏匿、又は投棄、他

囚と爭論、暴言を吐きたる件等に付十數回の懲罰をうけ大正八年八月稍々謹慎を繼續する處より益々改悛を促す爲一面自暴自棄に陥らぬ様賞表を返還して犯行に及ぶのです其後も數回懲罰を受けました一般に模範となるべき有賞表者がこんな状態ですから誠に困りました。彼女は非常に我儘にて何事も他の收容者と異なる處遇を望み昔なら牢名主氣取りで居たいのでせう然し規律や規則を以て維持して居る刑務所に於て彼一人のみに許すべきでありません、すると直ちに逆上して怒氣を含み役人の悪口を敢て憚らず高聲に罵り又は收容者中に己より勝れたる者をば嫉妬し彼等の一舉手一投足に注目して缺點を見出さんものとつとめ少しの隙に乗じて罵詈謗をなし果ては口論に及び又は他人の犯則行爲に迄干渉し自己の失態を招き或時は人を嘲弄

する如く大聲に笑ひ又は三歳の兒童の如く號泣し猥褻なる言語を恬として恥づる處なく發言し制止に従はずして却つて報告せらるゝを喜ぶものゝ如く看守長の訊問をこれ幸となし取調の爲め呼出を受ければそゞろ微笑を浮べて包み切れぬ嬉しさを装ひ、どんなに叱られても少し位打たれても異性に接するを此上もない光榮として寧ろ其機のある事を望み居る態度です之は一般收容者に於ても確かに其心理状態を認められますが只其抑壓する力の強弱に依て表情に現れる事と思ひます彼は長年拘禁せられ且つ淫奔なる者であるから一層甚だしいのであらうと感ぜられま

もせられましたが何等の効果なく一日に數回奮怒の情緒が顯はれ殊に身體に異狀ある場合は甚だしいやうでありました、終日平和を維持する事は稀であります事故の發生を未發に防ぐは最肝要の事ですから其徴候を認められたる場合は靜に訓諭をなし反省を試ると忽ち冷靜に返り自己の非を悟り謝罪をなすも又反動として忘却も早く實に一時的ですから困ります若し彼にして有期刑ならば時期到來の曉再び日光に浴する事が出來ますから致方もありませんが彼は累犯の無期です未だ三十路を越した許りの働き盛りの身を空しく埋木とならん事の同情に堪えませんが如何にして此埋木に加工を施し再び社會に使用し得らるゝ器物となさん事を希望するのであります相當年齢に達して分別もつく頃ですから他より強制するよりも自ら非を悟りて改悛する様導き度いと心痛して居ります女子と小八は養ひ難しとか女の特徴と

して打てば泣く叱れば怒る煽ればつ
け上ると云ふ誠に厄介な者ですから
若しも幾年かの將來刑務所が同性者
を以て組織せられ能く彼れ等の身心
を視察して個性の罪癖をも矯正し精

佳作 午前零時

福岡 主税 鐵雄

「交代だよ」との戦友の不意打ちに
浅い眠りから覺まされました時恰か
も午前零時速かに褥床を出てました
頃刻一刻と進入して薄らぎ行く夜半
の月を嘆いてか構内の草叢にすだく
虫の音も千草の上にホロリと靜かに
落ちる桐の一片も何だか淋しく感じ
ました涯しなき蒼涼の空露に濡れし
草邊には沈んだ虫の音と星の光に更
け行く夜は淋しく沈みて行きます嗚
呼已み難い時の力……それは萬有る
ものを引き去つて行くのです寸時も
移動し變遷し靜止する事を知らない
今の世と比較にならぬ浮世蒼海一粟

神的薰陶につとめ徹底せる處遇の下
に立派なる行刑の成績を擧げる事が
出来ましたらどんなに愉快でせうか
今後奮闘努力以て重大なる職責をつ
くさなくてはなりません

の別天地其夜半の昨今は氣も澄み心
も靜まりて總ては淡い哀愁と感傷と
に彩られた情景でありますこんな時
こそ情に脆い者は懷郷の涙に袖を沾
ほし悲愁の情に腸を斷つ者もありま
せう鐵窓から差し込む青い光にフト
天を仰げば秋の月は中空にかゝつて
冴へ渡つて居りますアア麗はしい此
月同じ思ひで觀て居られる同職の友
は幾人在りませう時折りは夢に泣き
夢に笑む者のあるのが眼に映じ今可
憐な囚れの人々の夢は何處を彷徨つ
て居るだらうと胸に浮べ轉た感慨無
景の惟ひも致します何といふ寂しい

切なる情景でせう噫何と偉大なる大
自然でせう今斯る大自然の美しい情
景に同化を求めつゝ務に服して居り
ます私は無上の幸福だと只管感じて
息む間もなく左の一句を默作するの
であつた。

更け渡る空や身にしむ虫の聲
噫何と寂靜な筆舌の盡し得ぬ情景
でせう？

常でさへ感傷的な私は今宵は又一
しほ身にしみるので御座います斯う
した夜半とは思案の外或在房の一人
は落ちんとする涙を呑んで次の様に
物語りました「顔だに知らぬ兩親を
亡くした私は親族の養育を頂きまし
たのですが眞の慈愛の籠らぬ皮相の
育ては禽獸にも劣る虐待を加へられ
ました有りてなき同然の私を可惜十
六の秋から浮浪の旅人とならしめ終
にはとうとう罪惡の悲境に突き落し
ました過ぎにし早霜弱志の一責は罪
の私にも免れませんが何卒一通り擔
當殿御推量たされて下さいまし」此

時は彼既にあつき涙が頬を流れ傳ふ
て居りました尙又語りを續けて「困
園奈落の此私何と果敢ない因縁でせ
う今日は所長様から懇ろに再生後の
諭告を拜聴しましたがさて今度婆婆
の風に吹かれたとて親兄弟はなし籍
さへもない一人の私知己の人は既に
黄泉の客どうして老いさき短い世を
過しますやら」とそうして是は私の
偽りない純眞の告白ですと附け加へ
ました皆様どんな感が致しませう耳
にした私は此告白に對して衷心同情
の念が湧發せずには居られませんが
うして又所内に幾多斯うした不遇の
運命に泣ける罪人の居ます事だらう
とも思ひ本當に悲痛の念禁するを得
ませんでした取りも直さず所長殿の
御諭しを克く奉體してすべては「如
何なる苦境にも樂を見出す」の信念
を以てせよと熱情ある警告を與へま
した以上は夜勤の私が遭遇しました
出來事の忌憚の無い露骨の一端で御
座います次では又居房の有様の中で

最も私の印象を深からしめましたる
事は彼等のすべてが單なる盗みです
が幾何かは貴い人の命脈を絶た者生
活機能を損傷した者が居りますので
其後者の惡果の夢路の發聲が聞くだ
に恐ろしいそうして恨めしい大きな
唸りを耳にします噫今魔の手に襲は
れ無意識とは云へ定めしとせつない
苦衷を偲ばせられて輕卒ながら慄へ
る様な時もありました彼の前身は理
非の如何を問はず危険な罪業の人で
すもの或は被害者の怨恨の靈が宇宙
を通過して彼等の五尺の體軀を無遠
慮に攻めたてるのだらふと一人深夜
に背きますと共にシンミリとした氣
味に甦り延いては幾多惠まれざる人
が罪の償ひの爲に娑婆と遮斷せられ
一面邪道に踏み迷ふた故とは云ひな
がら此有様を眺めさせられました私
は亦淺からぬ同情を注いだものであ
ります時計は正に零時を少し過ぎセ
CONDを刻む其響きが嚴に悲哀に咽
ぶその様に夜の神秘に一層の深刻

味を加へて來ます罪の人は今靜かに
寢息をかすかに冷やかな夢路を辿り
ながら些かの安息を貪つて居るので
す其顔貌は淡い電燈の放射を受けて
現實の人とは思へない程蒼白く凄味
を帯びて見へます是を覗いた夜勤者
の私は下の様な心持がしました憎む
べき平和の破壊徒輩ですけれど其内
には犯した罪の前に泣き前非を悔い
て横はる其姿見れば善惡一如そこに
何の差別がありませんやアノ呻き
の發聲よオ、其苛責に慄へる彼に蘇
る其眞心正に同胞人類です彼等の敢
へてしなくてはならなかつた其運命
の環境を想ひやるときそこに自ら哀
愁を覺へさせられるのではありませ
んかどうしてそれが憎まれませう彼
やはやを思ふとき彼等をいたわつて
やらねばなりません人の性や善誠に
然り罪を憎んで人を憎ますとか一度
犯した罪は未來永劫まで消へぬだら
うか」と襟を正したとき深更の淋し
さにシミジミ肌を刺されました(完)



海外時報

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

淫蕩文藝の取締

獨乙の檢閲法制定

(German National Censorship)

世界大戰後、世界を通じて起つた特異な現象とも云ふべきは、一つは、クライム・ウェーブ（罪波）と稱せられたる犯罪の増加で、他の一つは風俗の壊敗であつた。

特に戦敗に次ぐに革命を以てしたるドイツに於ては人心の動搖其極に達し、特に風俗の頹廢は人をして面を反

けしむる程であつたのである。で、戦後直ちに始まつた

彼ユース・ムーブメントの Youth Movement (青年革新運動) の熱心な唱道

者は已に夙く戦後潮の如く押し寄せた淫蕩文藝の少年の

道徳に影響する由々しき大事なるを認め、これが撲滅に

努めてゐたのである。この運動の功空しからず、國家の

力によりて淫蕩文藝を取締らんとする法案は昨年に至り

て共和國議會 (Reichstag) に提出せられ、數ヶ月間に

亙る激烈なる討議の後十二月十八日終に可決せられ、一

箇の共和國法律となつたのである。此の法案の本當の名

稱は、「淫蕩文藝に對する少年保護法案」 (An Act for

the Protection of Youth against Trashy and Smut-

ty Literature) であるが、獨乙の Schund- und Sch-

undgesetz と呼ばるゝものである。

淫蕩文藝に對して少年の道徳を防衛せんとする精神に

ついては、已に久しくドイツの各政黨は悉く一致の意見

を抱いてゐて毫も異議を挾さまんとするものではないの

であつたのであるが、議會に於ける討議の開始せらるゝ

や否や、凡ての政黨を満足せしむべき法案の形式を定

むるの容易ならざるの分明し來り、議場は沸騰したので

ある。然しながら、終にこの法案は、ツシエンラツク社會民主黨及び民

主黨クラフトの反對ありたるに拘らず、ツシエンラツクキャソリック派 (中央黨

表] (“Black List”) 中に置くの權利を有つことになる

のである。かゝる出版物は之を廣告し、之を雜誌店に販

賣し、又は書店の店頭ニに陳列することを得ないのである。

かゝる出版物を購買するの

權利あるものは十八才以上

のものに限られてゐるので

ある。雜誌については單に

三票に對する六票の多數に

よりて決せられるるのであ

るが、他の出版物について

は絶對多數によつて決せら

るゝのである。

當時の「ベルリーナー・タ

ーゲブラット」紙は内務大臣

ドクトル・ケルツの本案提出

についての議會に於ける説

明演説を掲げてゐる。

「本案は淫蕩文藝に對して我等少年を防衛せんとするもので

ある。吾人當局を攻撃するものは、已に獨乙に於て國を擧げて

かゝる法律の制定せらるゝことを望んで居るといふ事實につ

及びバ・マリヤ黨を含む、ナショナルリスト國民黨及びボブユリス民衆黨の一部の投票

によりて可決確定せられたのである。前者もその法案の

精神には反對するのではなく、唯だその形式に反對する

もの。淫蕩文學 (“Litera-

ry trash and mud”)なる語

を法文の上に定義してない

のは甚しき誤りで、且つ少

年の道徳を警察處分によつ

て防衛せんとするの其効少

かるべきことを宣言してゐ

るのである。

此の法案によれば、各聯邦

政府との商議を経たる後、

いづれの政派にも屬せざる

委員長の下に成る八人の委

員會が共和國政府によつて

任命せらるゝのである。こ

の八人の中、二人は學校教師組合を代表し、更らに二人

は少年保護協會を代表し、他の二人は出版業組合を代表

し、残りの二人は作家及び美術家を代表するものであつ

て、この委員會はその醜汚なりと認むる書籍雑誌を「黒



DIFFERENT DRAGON

ては、各政黨共に信じて疑はないのである、といふことを知らないのである。已に一九二〇年以來かゝる法律案の起草は多数の人々により要求されてゐたのである。且つは、各聯邦に於ける青年団体は、社會主義に屬するものさへ、不潔なる文學の襲來を防遏するための立法手段を取るの必要を高唱して已まなかつたのである。而して、かゝる要求を主張してゐたものは古い反動派のものではなく、極めて自由な寛大な見解を持してゐる団体であつたのである。

この法案の主たる目的たる少年道德の防衛は決して文學藝術又は科學の自由を壓迫するものではないのである。法案の目的は何等文學藝術科學に干渉せんとするものではない、それはたゞ偏に人間の眞の文化を蝕ばみ、道德上の汚穢を散布し、何等美的價値を有せざる出版物を防遏せんとするにあるのである。この法案に對し反對意見を有するものは、法案に瑣屑 ("trivial") 醜穢 ("vulgar")、といふ意味の明確なる定義がないといふことに不満足のようなのであるが、かゝる人々に對しては、予は、「其物の何たるかを感じることのできないものには、其物の何たるかを教しゆることはできない」といふ彼のフワウストの語を以て答ふるの外ないのである。吾人は美といふ觀念が法律上の法式で精確に定められうるものではないといふことは忘れてはならない。それは人々の趣味と見方の問題である。瑣屑といひ醜穢といふことについても同じことか言ひ得るのである。』
 社會民主黨の機關紙「フオルウエルツ」は反對の意見を述べて次の如く曰うてゐる。

『かゝる立法手段は、少年を防衛する代りに、むしろ彼のメツテルニヒの密偵政策の精神に倣はんとするものである。もしたとへ、この立法手段によりて何物かゞ成就せられ得るものとするも、他方に於てはまた之に由つて何物かゞ危ふせられつゝあるのである。何となれば、それは終に道德上に加へらるゝ一種の壓制警察に墮せなければ己まないものであるからである。我等の少年は都會に於て、彼等か醜穢文學の中に見出す以上の醜穢な事實を面り目睹しつゝあるのである。彼等は誇りげに大道を活歩する娼婦の群れを見てゐるのである。社會の事實が斯くの如くである限り、單に新しい文學の取締方法で言ふに足るべき何物かゞ成就せられ得ると思ふならば、余りに御目出度といはなければならぬ』

(Literary Digest, January 22 1927)

ニユーヨーク市

汚物一掃

(Scouring the Smut from the News-stands)

ドイツに於て共和國法律として淫蕩文藝取締法の制定せられしは前項記する如くであるが、アメリカに於ても

最近劇場、活動寫眞、書籍雜誌及び彼の煽動記事を以て有名なる一群の「黄色新聞紙」 ("Yellow press")、等の公々然として争つて醜陋猥雜の記事を掲げ、又は演劇映畫を上場して恬然憚る所なきを見て、社會公衆は今更覺醒し始めたのである。而して已にワシントンに於ける合衆國議會にも、ニユーヨーク州の州議會にも、今やこの蕩々たる淫風を法律上の手段によりて阻止せんとするの法案が提出されつゝあるのである。

劇場や、或種の雜誌新聞紙が先きを争ふて煽り立てる蕩々たる淫風を阻止するの必要は一般の認めてゐる所ではあるが、公の機關による検閲 (Censorship) は新聞紙によつて歡迎されないものである。「此等の醜汚る事物に對する社會の反動は甚だ喜ぶべきではあるが、更らに改めて法律を設けて之を禁止するの要ありやいなやは疑はしいのである。已に警察官及び檢事は検閲を要する程度の如何はしき觀覽物並びに出版物に對して相當の手段を取るべき十分の權限を有つてゐるのである。」とはピッツバ一の「サン」紙の云ふ所である。然しながら已に去る二月ミシシッピ州選出合衆國下院 (House of Representatives) 議員ウエツバー・ウイルソン氏は、發行以前に一切の雜誌の校正刷の掲出さるべき合衆國々立の檢

閱局 (National board of Censors) を設立すべき法案を議會に提出したのである。この檢閱局は一切の小説物語、記事論説、繪畫を檢閲し、若し認可なくして發行したる場合には、發行者を一万弗の罰金又は十年以下の禁錮に處せんとするものである。
 センサーシップについては賛否二様の見解があつて、多大の讀者を有するニユーヨーク市の「デーリー・ニュース」紙は新聞紙雜誌並びに演劇に關する檢閱機關設立の提唱について説をなして曰く、

『設立すべからざるの理由か何處にあらう。ニユーヨークの新聞紙界に競争の休むことはないである。故に若し一旦或る新聞紙が猥褻なる記事によりて讀者を吸收するを得たならば、他社も争つて之に倣ひ、更に其以上の手段に出でんとするのほ免れないことである。故に官憲の干渉なき限り底止する所を知らないものである。吾人は官僚主義を憎み、言論の自由を禁遏せんとするものを憎むに於て敢て人後に落ちざるものである。然れども現在の狀態を其行く處に任かせて、出版物並びに劇場にセンサーシップを施すにあらざれば、終にはニユーヨークの少年の心を毒せずんば己まないであらう。』

然しながら一方には之に反對するもの多く、有力なシカゴの「トリビュン」紙は
 『いかゞはしい目的のためにのみ編輯せられ發行せらるゝ雜誌

は確しかにあるのであるが、之を制過する手段もあるのである。合衆國政府は郵便物取締でどうにでもできるのであるし、各州では警察の手でかゝる雑誌を取締ることができるのである。検閲は危険な道具で、眞に賢いセンサーシップなるものは未だ嘗て知られてゐないのである。検閲といふことは何かするののかその本能で、何かをすれば必ず禁止するより外の仕事はないのである。禁止しなければセンサー(検閲官)はその職を盡してはゐないのである」

と曰ひ、同じシカゴの「デーリー・ニュース」紙は皮肉に、「アメリカのような自由な共和國では清潔な文藝への捷徑は見出しにくいものである」と曰つてゐる。

然しながら新聞紙雑誌の淫猥なる記事に對する社會の非難攻撃は次第に高まりつゝあるようである、特にニューヨークでは同市の「ウォールド」紙によりて開始せられたる猛烈なる掃清運動により、終に市長をして市吏員に命じて嚴重なる取締を行はしむるに至り、藝術の假面を被ふる春畫雑誌及び文學の名にかくるゝ淫猥なる出版物は今やニューヨークの雑誌店から事實上一掃されたと云はれてゐる。

獨りニューヨーク市に止まらず、已に過ぐる一年以前よりワシントンの「スター」紙は淫猥文藝一掃運動を開始したのである。中西部諸州の雑誌店に於ても自らその

店頭を掃清する運動が始められたといふことがシカゴ市から報ぜられてゐる。ボストン、セントルイ、バルチモア其他の都市よりも同じ活動の開始されたことが報ぜられてゐる。

(Literary Digest, February 12 and 19, 1927)
(Survey, January 15, 1927)

寛刑必罰

岸 清 一

吾輩の主張する必罰論は其思想の根柢を所謂博愛主義に置くものにして犯罪の嫌疑を生じたるに際し把羅剔抉通かす所なき辛辣なる檢舉を高唱するものに非ず顯者周知なるものは勿論檢舉に於て一應相當の捜査に依り認識し得べき犯罪に對しては特別の情狀に依り起訴猶豫又は不起訴の處分を爲さざる限り必ず其實を闡明にし若し犯罪ありとすれば之を檢舉して以て犯罪を鎮歴し正義公平を維持すべきことを主張するものなり。

熱々我國の現狀を觀察するに數多の犯人は刑罰を遁脱するに委し而も時として其中の或者が偶々檢舉處罰せらるゝや其處罰は甚しく峻嚴に失するの感を免れず其結果處刑を受けたる者は一種の災難なるが如く感じて脅嚇の効を奏せず他に幾多の免れて耻なき徒輩の跳梁するを見るは刑事政策の失態なりと謂はざるを得ず今其數例を擧げんに選舉法違反、背任及偽證の弊害は今や天下に瀰漫し其疾膏盲に入るものありと雖も其檢舉處罰を受くるものゝ比率の甚だ少きは正義擁護の爲め決して輕々に看過すべきものに非ず。(正義)

遺蹟巡禮

鈴ヶ森刑場跡

劇の印象

人物 平井權八
幡隨院長兵衛
雲助大せい
時代 徳川時代
場所 鈴ヶ森
平舞臺に松並木、海遠見、右手松の間に晝題目大石塔あり海岸の景、波の音にて幕開く。

板付の雲助大勢がや〜と世間話する處へ、旅裝束の若侍一人編笠を目深に冠り、舞台右手より出で屯する雲助の前を過ぎると雲助の一人ツト立つてこの侍の紋所を前になり後になり眺め入り何か心に首肯くこなしあつて多勢の者に合圖すると、何

り身上を語つたり結局、男が世話しやう侍が世話せられやうとなつて立別れ、侍は花道に移る、男が見送るこなしよろしく幕。

これが私の頭の中に於ける鈴ヶ森で劇中の人物は勿論幡隨院長兵衛と平井權八(白井?)で、初對面の場である。この權八と小紫の比翼塚は現在目黒不動尊の前を少し行つた左手で、某料亭の庭園内に在る、寺が料亭に變つたなぞ一寸逆轉で有爲轉變の浮世ぢやなアと云ひたくなる。

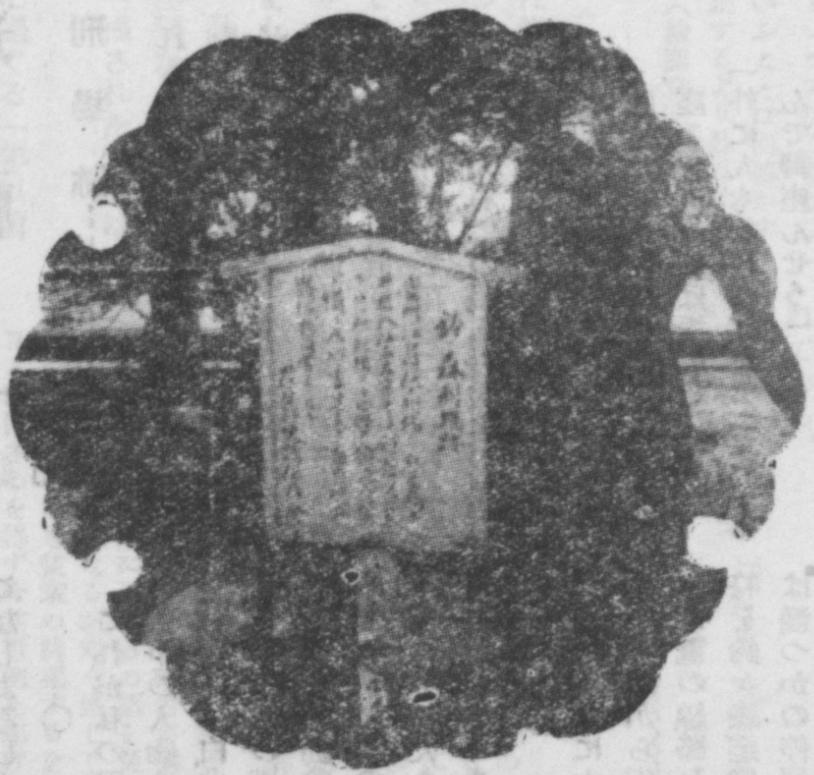
さて本文に立戻ると私はAさんと有樂町驛から省線で品川驛へ運ばれ市電の線路を跨いで京濱電車の切符を鈴ヶ森迄買った、乗込んだ電車は幾つかの停留所を通過して鹽梅よくAさんが引下して呉れた、出た處が新規出來上りの京濱國道で右へ少

し行つたと思ふと此所だよと左手へ
連れ込まれた。

狐に化されたやうにウロ／＼とあ
たりを見廻すと小ぼけな堂と、子供
の遊びごとに堀つたやうな池、灌木
数本、イヤ灌木でない喬木類ばかり
だが小さいからさう思つたので、他
には碑石これも數基、それからよく
人が表口でお辭儀をする頭が裏口
に抜けるやうな家といふことを言ふ
が、此所がそのやうな狹隘地で、私
等の入つた處が裏口で、反對側が表
口であつた、その表口が舊街道で、
この道の向ふ側の家の後ろは海であ
る。私は劍の舞臺面が腦裏にこびり
ついて遺蹟を見るといふ感じが乗ら
なかつた、それと奇異に思つたこと
は小塚原の刑場跡が鐵道の股間であ
り、此所が新國道と舊街道との股間
である点であつた。

題目碑の前に木札を建てて

天下熟知の刑場なり、日興上人刑死
無常者を憐み、爲慰靈建立せる題目碑、
欄體、題目これ
なり



鈴ヶ森刑場跡
當所は江戸時代の刑場にして白木屋お
駒、平井權八、仙石左等演劇に稗史

荏原郡史蹟保
存會
とある、碑が新
しいので裏面を覗
くと「芝浦氏三回
忌辰明治五年辛未
八月戮力建揚」と
して下に世話人の
名を連記してあつ
た。
傍に人が居たか
ら堂は何かと聞く
と祖師堂ですとい
ふ、さうしてその前に大きな花崗石
の石塔があるのを指して、これがお
七の墓であるよと教へられたから正面

へ廻つて拜むと

「南無妙法蓮華經」の髭題目、劇の
と左右井裏面の文字を調べた、

舞台面そつくりのもの、これぢやナ
久宜善」と楷書であつた。

(向つて左側) 一切業障皆從妄想生

(同 右 側) 衆罪如霜露慧日能消除

(裏 面)

元文六歲

池上廿三世 賜紫 元錄十一年戌寅曆

辛酉三月日

日類 (判書) 三月中院五日

爲法印建之
願也法譽比丘尼
谷口氏

お七の墓でないやうだ、これでは
何だか物足りない氣がするので其の
脇の碑石を今一つ讀んでみた。

大御代の光にあひて今は昔かあは
れ開けゆく今を仰ぐにつけても昔
の趾の滅びなんことを惜しみて村
人たちの事よさすかまゝに品川の

谷口梨花氏が「汽車の窓から」を
書いたのが大正七年でそれには「石
地藏一基不斷に慈悲の眼を垂れ給ふ
芝居で皆様御存じの畫面も今は

今を距ること二百六十年の昔慶安
の四年といふにこの地幕府の刑罪
場と定められてより罪人のこゝに
礎せられ斬せられはた梟せられた
るもの濱の眞砂の敷しらす醒風滲

海路はるかに立かへる年の瀬波の
いや久しく故を温ぬるよすがにも
とかく誌し置くは明治の四十四二
月悟園主人芝葛盛なり

昔のこと」とあるから變り果て居
つたであろうが震災后更に荒廢した
やうで、新國道などはこの境地を大
分侵蝕したと云ふて居る。(e生)

雨止む時なく道ゆく人をして面を
そむけしめたるも明に治まるこの

名文章に感佩して篆額を観ると
「鈴森之碑、正三位勳三等子爵加納

寫眞は明治五年に建てた題目碑と荏
原郡史蹟保存會の木札です

訓練所より

札幌 湯川 左右

三月一日から、職業訓練所が始まつて午前九時から入所式が行はれた。白井所長から訓練所の趣旨及び刑務行政に關しての話あり尙入所者の責任の大なる所以、熱心に仕事をなすべき事等名匠の實例を引用して懇ろなる訓示あり續いて根田作業主任より物品取扱上の注意と刑務作業に就ての話があつた。私は日本の工藝につき刑務作業に關連して次の如き事を述べた。

『私達が携つてゐる處の家具製作を木材工藝といふ、工藝とは生活の必需品を多少とも美的觀念の本に製作するをいふ、例へば机一つにしても平らな板に四本の棒を適當の高さに附る時は、用を足すには充分であるが實際に於ては形狀塗料彫刻等に於て必らずそれ相當の美を保たせ使用する人によりき感じを受けさせるものである、茶碗一つ買ふにも格好模様的好悪がある様に實用以外に美を有つてゐる、これ等はみんな工藝品である、從來美術工藝なるものを骨董的一品製作を意味するものと考へられて居たのであるが近來工藝の意味は多少美的要素を有するもの

いに工藝を産業的に振興しなければならぬ、即ち優良の工藝品を安價に製産して國內の需用を充たし尙進んで大いに海外に輸出しなければならぬといふので政治家工藝家美術家學者實業家其他あらゆる方面の識者が協同一致して此の國家的大問題の解決に努力しやうと東京に帝國工藝會が出来たのである、家具なども歐米では機械力を用ゐて多量に製産されてゐるが我が國に於ては未だ其處に至らない、然し一般生活の改善につれて國內の需用も増加し又輸出品として研究され多量製産といふ事を考へられるのも近き將來であろうと思ふ。日本曲木、秋田曲木家具會社等は機械力によつて製産し少々は輸出もしてゐる様である、以上に於て、工藝とはいかなるものか工藝が現今如何なる立場を有してゐるかを略々明らかにしたのである。抑も人間は美を求め特性を有するもので、人間生活が始まると同時に美術や工藝は生れたに違ひないのである、今日家具製作に用ゐてゐる、象筩の法なども五千年の大昔、エジプトで既に使用されてゐたのである、又我國では神武帝即位前三年に初めて用いられたといふ釘も矢張彼等は使用してゐたのである、渺茫たる沙漠の中に天にそそり立つピラミット或ひはスフィンクスも五千年の昔、エジプトが榮えし頃の文化の遺物の一つである、又雄大な神殿の跡がいくつか残つてゐる、其の外種々の立派な美術工藝が今日尙燦然たる藝術の光を放つてゐるのである、斯くの如く古代エジプトの美術が特種の發達をしたのは其の土地が地理的に非常にそれに適當したからである、即ちエジプトの地は中央

なれば工業的のものをも含まれる様になつた、例へば瀬戸ものを作ることを陶磁器工藝、靴靴などの皮ものを皮革工藝、其他金屬工藝、硝子工藝、印刷工藝などがある、工藝は人生伴侶であつて工藝によつて人間生活が如何に美化されるかは言を俟たない、世界いづれの國民も相應の工藝を有しないものはない、又工藝發達の程度によつて其の國民の文化も窺はれるものである、古來我國は美術工藝の國として内外の認むる所であるが、その一般工藝は歐米のそれに比し第一圖案に於て劣り又多量製産の組織なく爲めに貿易品として甚だ不振である。歐米の工藝品はごくつまらない様なものにも趣味津津たるものがあり而も多量の註文にも應じ得らるるが如きその隔たりが大きいのである、勿論我が國に於ても有名なる美術工藝家の作品には歐米の何れに比較しても決して遜色なきのみならず能く我が國民の技能を誇るに足るものが少なくないが、これ等は個人的一品製作であつて其の價格も廉くないのであるから一般民衆の生活及び國家經濟上には全く無關係である、且下我が海外貿易は年々輸入超過のみ續き果ては經濟的に破滅するの外はあるまい、故に大

をナイル河が大動脈の如く貫いて其の左右は高い沙漠や山岳で南は山北は海、従つて外敵の侵入を防ぐ事は誠に都合がよかつたのである、而もナイル河の沿岸には天産物農産物が豊富で生活を營むには誠に樂で此所に定住したエジプト人は外敵の怖れもなく生活資料を得る以外の余裕を以て自分達の仕事に十分従事する事が出たのである、それ故に史上最も早く最も大規模に最も優れたる美術工藝が發達したわけである。

訓練所に集つた三十人の者も喩へは少し大き過ぎるが此の古代エジプト人と同じく兎に角目下は衣食住の懸念がないのであるから此度の特別なる施設に選ばれたることを幸福と思つて一心に仕事に精進して貰ひたい、東京には、府立工藝學校に短期講習會があり六ヶ月の木工訓練をやつて可成りの成績を擧げて居る、此度の我が職業訓練は期間は全じ六ヶ月であるが時間からいへばこちらの方が東京のそれよりも多く、中等程度の工業學校に比べても實際にやる時間には大差はないのである、内容に於ても各工業學校でやつて居る處を参考し最善をつくし度いと思つて居る、此の結構な試みがよき成績を得て終るやうにみんなは各々自己のためにきれいな心持ちで一生懸命にやつて貰ひたい』

と希望を述べた、午後より場所の配置工具の分配をなした。單嶋、豊多摩の訓練所に於て指導者の數が不足なるに鑑み、三十名に對し北崎囑托一名なるを以て三十名を六組に分け一組五人とし各組に組頭及び有賞者(幸

六名ありし故)一名宛を配置し各同一所より來りたる者を同じ組に置かれ様に組織し實習をやらして居るが統一上都合が良い、學課も一週間後に各自のノートを取り上げて調査せしに、筆記能力不十分なるを認めれば乙種程度の工業學校より一段低くしたる程度のノートを一層簡明にして了解し得らるる程度のノートを作り、以て黑板に圖と共に揭示し筆記せしめ、後説明的に講義をなす様にした、而して二週後各自のノートによらしめ六問題につきて答案を書かしたるにノートの中より答案に相當する處を摘出し能はざる者もあり、これ等の者は無筆者と共に特別に教授をなし要點を暗記せしむる様にしてゐる。實習に於ては材料の經濟を考慮して、第二期に製作すべきものの部分品(幕板、側板、化粧板、底板等)を工具使方の練習のために工作せしめ、尙進んで幕板化粧板には透彫、筋彫、薄肉等の實習をなさしむ。最初より十日目に於て簡單なる洋式庖丁差しを試みに處女作をなさしめたるに可成りの出來榮えであつた、尙一ヶ月目にはタアル掛を作らしめたるにこれ亦相當の進歩を見た、かくして最初のスケジュールを本とし適宜の用心を加えて順次訓練に努めたならば必らず二期三期の製作期には好成績を得る見込みである。

未だ僅かに訓練所が始まりしのみなるに意見がましい事も言えぬが、若し第二回の訓練所が開かれるならば私の希望としては訓練を終りたる者を一ヶ所に纏め置くか、又は二ヶ所位ひに分ち可成りの人數を一團として一ヶ所に置いて製作に従事させたならば、刑務所製品に何等か面目を更たにするものがあると思はれるけれども、小人數に分散しては從來の多數に同化されて何等の力をも發揮する事が出來ないであろうと思はれるから、例へば第一回生を甲所と乙所に分ち第二回生を丙所と丁所に分ち事が出來たならば必らず職業訓練たるものの刑務作業に及ぼす効果を大にする事と思ふ、但しこれは職業訓練なるものの絶対の目的ではないが同じく訓練を受けたる者のみが相寄りて同じ意向の下に仕事をなす事は各自の習得したる處をます／＼確實ならしむるものでこれ即ち本來の目的に沿ふ所以である。



ガソリンの話

ガソリン文化

砂糖の消費量によつて其の國の文明程度が推測出来るといつたのは、既に陳腐になつて、現今ではガソリンの消費額に依て文化の測定がされる様に立至つた。實際に最近に於ける物質界の發達著しきものは、電氣上のラヂオと、交通上の自動車、飛行機でこれ等が發する噪音は一日とその度を加へて行くのである。従來、汽車や電車の恩恵を受け得なかつた山間僻阪にも自動車文化によつて生活様式は變つて行きつゝある、聞く處

によると、ゴビ沙漠を通過する隊商も駝の背に頼まず自動車に代へる様になつた、又紐育や倫敦の大都市では電車といふものがノロノロでは役に立たぬからと地上から驅逐せられて地下線か、高架線による高速のものだけに限られるやうになり、街路は二階附の輕快な乗合自動車に占領せられつゝあるといふ。歐州大戰以來の飛行機の活躍も目覚ましいもので、將來制空權の如何は國の大勢を左右するに至ることは火を見るよりも明らかなことである。これ等の飛行機や自動車の原動力はガソリンである、このガソリンのお蔭によ

大正立法年表

- 恩赦法 大正元年度
- 大救法 大正元年度
- 災害地租免除法 大正參年度
- 實業教育費國庫補助法 大正參年度
- 輸出入植物取締法 大正參年度
- 地方學事通則 大正參年度
- 取引所税法 大正參年度
- 戶籍法 大正參年度
- 寄留法 大正參年度
- 畜産組合法 大正四年度
- 無線電信法 大正四年度
- 無盡業法 大正四年度
- 簡易生命保險法 大正五年度
- 簡易生命保險特別會計法 大正五年度
- 華族世襲財産法 大正五年度

り飛行機は飛揚し又自動車は疾走し得る、然るにガソリンに對する一般の知識は揮發油—石油の一種位でな位である。

ガソリンとは

ガソリンは元來米國語であつて、ギャソリンと發音すべきを普通ガソリンで通用し、日本では單に揮發油と稱して居る。歐州ではベンチンで通用し、露國ではナフサと呼んでゐる、尙ほ比重の尤も軽いガソリンを指して「石油エーテル」、尤も重いものを「リグロイン」とも云ひ、特に自動車用のものをモータースピリットなどと唱へるが、學術方面ではベンチン。商品としてはガソリンが代表してゐる。

ガソリンの主成分は、炭素と水素の結合した炭化水素で、之を詳しく云ふと、パラフィン族、ナフテン族、芳香族の三種の炭化水素の混合物である。之れ等の三種炭化水素はパラフィン族が水素を最

も多く含有し従て最も軽く、芳香族は炭素を最も多く含有して従て最も重い、ナフテン族はこの中間である。

この三種の成分含量が、その産地によつて異なるから、ガソリンとしての比重も雜多であるが、揮發度は攝氏五十度から二百廿度の間で悉く蒸發し盡すのである。

なぜに使用するか

自動車或は飛行機の發動機が運轉するのは、ガソリンの蒸氣を空氣と混合させ、氣筒に入込ませ之を壓縮して置いて、電氣の火花で點火すると忽ち爆發してガソリンが燃焼する。この時の燃焼瓦斯は非常に膨脹する。その結果強大な壓力を生じて氣筒中のピストンを外方へ押出す、この力で車輪を廻轉するのである。

空氣と混合して爆發を起すものには、このガソリンの外に、ベンゾールや酒精もあるのであるが、就中ガソリンは揮發

力が最も強い、寒冷の氣候に遭遇してもよく揮發して空氣中に均一混和し易い特徴を有して居るのである。學術上この揮發力の強いことを蒸氣壓が高いと云ふので、ベンゾール、酒精、ガソリン三種の蒸氣壓は二六一—二一四五の比例になる、それ故にガソリンは高空の寒氣にも、嚴冬でも常に揮發を遂行し得て發動機を動かかし得られる、依て他を以てガソリンが用ゐられる譯である。

品の良否

發動機用ガソリンとして揮發力と共に大切なことは不隨意爆發即ちノッキングを起さないことを必要とする、空氣と混合したガソリン蒸氣が氣筒内に壓縮せら

れるに當り、自然に溫度が高まりまだ小容積に達せない前に、換言すると電火を通さない前に、自然的に點火して不隨意に爆發燃焼する危険がある。比重の小さなガソリン程此危険率が多い、之れと反對に比重の大なる成分程不隨意爆發を起す危険率が少ない、そして動力も能率が大きいのである。

以上の理由によつて重い成分を含有して居るガソリンはパラフィン族を主成分とする米國東部地方産のやうなものよりも優良とせねばならぬ、南洋産や本邦臺灣産のやうな芳香族を多量に含むものの方が實際よいのである。

- 大學特別會計法
 - 米穀法
 - 會計法
 - 國有財産法
 - 職業紹介法
 - 住宅組合法
 - 貯蓄銀行法
 - 陸軍々法會議法
 - 海軍々法會議法
 - 馬籍法
 - 實用新案法
 - 意匠法
 - 商標法
 - 辨理法
 - 航空法
 - 軌道法
 - 特許法
 - 借地法
 - 借家法
 - 刑事交渉法
 - 船員職業紹介法
 - 農會法
- 大正拾壹年度

- 臨時國庫證券法
 - 電話事業公債法
 - 農業倉庫法
 - 工業所有權戰時法
 - 狩獵法
 - 共通法
 - 精神病院法
 - 結核豫防法
 - 都市計畫法
 - 市街地建築物法
 - 開墾助成法
 - 地方鐵道法
 - 司法代書人法
 - 道路法
 - 史蹟名勝天然記念物保存法
 - 賠償金特別會計法
 - 電信事業公債法
 - 道路公債法
 - 所得稅法
- 大正六年度
大正七年度
大正八年度
大正九年度

て態々重くしたるものなども不良である。要するにガソリンの品質は比重大けでなく、その揮發度と、その成分とを確めた上で判定すべきである。

この使用量

世界中のガソリン消費額は約百十億ガロンで、その中の八割迄は米國が消費して居る。これを人口割にすると一人當り六十九ガロン約十四石であつて、第二位の英國が一人當り十二ガロンで歐洲全体としても米國の三割しか消費して居らぬ。この多量のガソリンは主に自動車用であり米國の自動車數は一昨年於て人口六人に付一臺當りといふ驚くべき數字に上つて居る、爲めに米國ではガソリン飢饉問題を引き起して昨年五月に聯邦石油保存委員會を設け警告を發するに至つたのである。

こゝで日本のガソリン消費量を調査すると大正十一年は三十八万二千石で、大

正十四年には七十一万九千石に激増し、年々増加の傾向にある、元來國産の少量な我國としては是亦考慮を要すること、思ふ。

産出量

ガソリンは云ふ迄もなく石油の揮發分であるから、地中から汲出した原油の中から採取するのである、その分量は原油の一割五分乃至二割に過ぎない。この石油の世界年産額は約十一億バレル、その七割を米國が産出し、次がメキシコ、露國、蘭領印度、ビルマ、ベルシャ、ルーマニアの順で、我國などは世界總産額の百分の二即ち百八十萬石しか産出しな、依て需要の大半以上輸入せなければならぬ状態にある。

ガソリンの將來

自動車や飛行機の恩澤を謳歌して居る間に、その原動力のガソリンが缺乏する、

これが増産を圖することは忘却出来ない、それには未知油田の開發と、既知油田に於ける採油法の改良である。

近時この採油法の改良で注目されて居るのは新佛領エルサスに發達しつゝある含油砂層採掘法である。即ち從來の油井で汲出す石油は、含油層中に含まれる原油の約三割まで、殘餘の七割は地底に飽和狀に浸潤して殘留するのであるから、この採掘法で以て悉皆採集せうとするもので、これが成功すると今迄の採油量の約二倍半を増すさうである。

第二の方策は天然瓦斯の液化回収法であつて、天然瓦斯中に含むガソリン蒸氣を回収しやうとするもので回収すると其

量は原油ガソリンの約二割以上である。現今米國には一千以上の工場があり我國でもこの装置は普及しつゝある。

第三の方策は製油方法の改良で、重油を高壓の下で強熱して分子を分解させ、低級なガソリン分子に變化せしめる所謂分解蒸溜法であり各國とも既に實行しつゝある。

第四の方策として實行に着手して居るのは、石油といふものを離れた全然別種材料例へば石炭タールとか酒精とかアセチレンとかからガソリン代用物を合成する方法である。遠き將來はこの合成ガソリン時代が来るかも知れないと見られて居る。



- 復興貯蓄債券法
- 借地借家臨時處理法
- 小作調停法
- 輸出組合法
- 日本無線電信株式會社法
- 外國人土地法
- 藥劑師法
- 衆議院議員選舉法
- 營業税法廢止
- 營業收益税法
- 資本利子税法
- 商事調停法
- 労働爭議調停法
- 暴力行爲等處罰に關する件
- 清涼飲料税法
- 賣藥税法廢止
- 通行税法廢止
- 土地賃貸價格調査法
- 郵便年金法
- 獸醫師法

- 健康保險法
- 借地借家調停法
- 信託法
- 信託業法
- 破産法
- 刑事訴訟法
- 未成年者飲酒禁止法
- 矯正刑法
- 少年法
- 和議法
- 鐵道敷設法
- 中央卸賣市場法
- 特別都市計畫法
- 市町村義務教育費國庫負擔法
- 競馬法
- 暴利取締令
- 陪審法
- 工業労働者最低年餉法
- 瓦斯事業法
- 産業組合中央金庫法
- 恩給法

大正拾參年度

建國の精神 (下)

□ 養 修 □

東京帝國大學教授 寛克彦氏談

先づ一つに纏めて申しますると男女があるために人間の普遍性と云ふものが愈々實現せられて参ります、自分一人に分裂して始終異なつたならば偏よりが出来て来る、而も修養を異にして居る者が結合致してそれから命が實現して行く、更に増して行く結果として偏らない、普遍性が出来て行く、同時に人間の色々な特色と云ふものが力強く發達をして参ります、男なら男一人だけが分裂となりますと如何にも特色が出来さうで却つて出来な、特色は生命の上に方向を直ぐ示すことは出来ませんが、一人だけ分裂して行つたならば偏りが出来ますけれども、特色と云ふものは極めて遅々たるもので、余り急に出て来ない、ところが男女が互ひに相俟つて命を發揚する結果と云ふものは普遍性と同時に特色と云ふものは恐ろしい速力を以て、力と云ふものが發揚せられて行く、今假りに男女と云ふものを例にとつて申したのであります、世の中に於て色々な違つたところの修養を積んでゐる者が相互ひに助けますと世の中の普遍性と云ふもの並びに特色と云ふものが極めて微妙に發達すると云ふことであり、此の中かうして是が倍に殖えて来る、又倍位に殖える、總てが倍位に殖えなければならぬと思ふ、殊に日本に於てさうです、日本人は實に意氣地がないとして壓迫を受けることは人間の數が少ないからである、二十億の中で内地だけではたつた五六千万と云ふやうな、さう云ふ僅かなものでありますからフラ／＼せざる

を得ないことになつて来る、自分は斯うだと思つても大きな流れに押返へされることは免れぬのである、苟も自分の修養を積んでゐない民族であるならば皆揃つて太平洋に飛込んでしまふことが宜い、外の民族の違反になることは神様が御怒りになるかも知れぬけれども、吾々は世界の修養は積んでゐる、世界が自分に近い民族である以上は少しでも人間は殖えなければならぬ、是が一番の本であります、人格者其のものが愈々殖えて行くと云ふことが根本の要件である、唯其のものが押しくらはして内地にばかり居れと云ふのではない、段々殖えたのはどつかへ持つて行つて育てなければならぬ、始めは馬鹿々々しいやうであるが一度これが育つならば最早手をつけることが出来ない、イギリス人は全世界に散ばつて居る、世界の有ゆる土地にイギリス人が散ばつて行けば世界各國はいやでも迎へねばならぬ羽目になつて来る、イギリス人がする位とか、何とか云ふ問題ぢやない、此の世界の各地にイギリス人が擴がつて居ると云ふことが俄かにイギリスをして此の重大な責任を負はしめて居る譯である。

◇

大和民族は神代ながらの大きな理想を有つて居りながら而も今迄色々な生活上の關係から人口の數の少ないと云ふことは如何にも嘆息しなければならぬ所である、それに西洋の産兒制限などが這入つて来て、どう云ふ方面に利用せられるかと云ふと個人主義、個人能力主義、自分が面白ろおかしく暮して行けば後はどうなつてもよい、此の責任、一つの生命と云ふものを忘れて居る、眼先の肉の塊りだけを標準にしてゐるから間違ふ、大きな數が倍づくに殖えるとしますると今度は例外なく二十一桁であります、二十代或は二十六代のうちには一夫婦が東京市の人口位二百萬位になつて来る三十六代となると一夫婦が二十一億になつたと云ふものになる、百二十二代の後には一夫婦の中から三十七桁が又生れて来る、御互に肉體はさう云ふものでない、命はさう云ふものである、うんと生命が殖えて来る一より億兆……數へきれない命が這入つて来る、物質は這入つて居らない、實現すべき命が這入つてゐる、これも道理であります、實は三十七桁を脊負つてゐる、のみならず三十七桁に取巻かれてゐるのであるが、三十七桁を唯五尺の短身では大變だと思ひますが、一度之を振返つて命を見ると三十七桁

を脊負つてゐる、而も皆さう云ふ風に見える、そこを細かに見ると皆一つの大きな生命に注いでゐる、これは皆離れ／＼に行くのでない、だから人間の心理作用の麗はしいものは互ひに戀愛と云ふものがある其の戀愛はどう云ふところに起るか云ふと一寸境遇を異にしてゐると一層起る、親類間では起らない、實は程度があるが總ての異物を積んで生命のみは一つの海に流れ込んで来るものと今は親類でないことも多いか知れないが皆親類になつて来る、隣りの子孫が義理の親類になつた時に一つ、今は何も喧嘩をしてゐない際でも一つ、生命の續くことを束縛してゐる、年寄りと言ひますが、どうも不思議だ自分の孫とあの人の孫が親類になつた、喧嘩はして居らなかつたけれども、或はかう申しては何ですか刑務所の中にゐる者と支配してゐる者と一緒になる、其の中に這入つてゐる男と支配する人は考へなければならぬ、唯學識が違ふと云ふが本を温ねて見ると同じです、又將來も一つになる、現在だけは如何にも違ふやうです離れ／＼になつて居る、ところがなか／＼離なれて居らない、命を見る眼を以て見ると離れて居らない、一休團子の一つと云ふものはどう云ふものである、これは一つだと思ふけれども其一つたるや覺束ないものであります、一つの團子が一升位であります、こんなものは商賣にならないから、喰べられないからと云つて半分にすれば二つ出来た、更に小さい團子にすれば矢張り團子であつて喰べられる、大きな團子が殖えて宜しうございませうが、丸めたら又一つの團子になつてしまふ、併し算はどうです、算は一人ですが隣から喰べて貰つたらどうかと云ふと算は無くなつてしまふ、況んや引抜いてあつちにも、こつちにもやつたら無くなつてしまふ、算は團子と違ふ、同じやうだけれども反對になつてゐる、護謨細工みたやうな巧妙なものだ、こんなものは如何にも違つたものばかりあるやうであるが、其の違つたものと思ふものが集つてゐるところで寧ろ抜き差しの出来ない一人の人格者がある、石垣が積んである、よく見ると大分隙間が入つて居る、人が行けば抜けてしまふ、人間などがそこから入つて通れる、一杯詰つてゐるけれども違つたものが集つて居るけれども、抜き差しのならないと同様に一人の人格者であるけれども諸君の前に御話するに何の必要があるか内臓や膀胱などまで提げて出掛けて来てゐる、こんなものは家の中にしまつて置いたら宜いが、又さうすることが尤もだと思ふのに御苦勞様であるのに、それがまだ／＼どうも不完全である、これも一つの團体にな

つて見ると家庭でもさうですが祖父さんは今は寒いからといふので暖國にゐるとしても小さな子供は幼稚園に、大きな子供は中學校と云ふやうなもの、皆様が出掛けると奥様が家庭でやつてゐる如何にも離れ／＼に思ふですが、ちやんと必要な時は一家に集つてしまふ、それで相談して行けるのですから全く離れてゐる譯でない、ところが皆様が御出でになると皆先祖を脊中に脊負つて来る、一人の身体に皆脊負つて居なければならぬ、それで算が團子になると同じである、團子より算と云ふものは更に更に一つの力が強い、團体であるとか殊に國家と云ふやうなことになつて来ると非常に力強いものを收めて色々なことをやつて居ります。



而も國家は一つの大きな命と云ふものを形づくつてゐる、而も大きな一つの命と云ふものを形作つてゐる、皆思ひ／＼のこゝろをしてゐると思ふのは、それは即ち大きな國家と云ふ大生命、大きな我、善き我と云ふものゝ存在を證明するものであり、其の愈々實現しつゝある働きである、過去を見ると一つになり、未來を見ると一つになるにきまつてゐる、現在を見ると如何にも離れてゐるやうであるが實は一つのものである、これを大和民族は川の例へで申して居ります、天之彌進之川、これは安の字も書きまます、支那の安の字であります支那の安の字は家の中に女が居る象であります、家の中に何もせず居るから修養のある大和民族は響きであります、殊に活動力が満ちてゐる、追かけ進むから追進と申して勢力が満ちて居るのでび／＼してゐる、けれども本當は彌進と書くのです、一休川とは如何なるものでありますか、流れ／＼して止まぬものを川と云ふ、流れなければ川ぢやありません、命と云ふものは自然科学で云ふ論理は違つてゐる、流れると云つても流れない此の命は始終遷つてゐる、變遷して止むことなし、大きな命としても、其の内の細胞のやうになつて居る、銘々をとつて見てもきのふとけふとは違つて居ります、一つ飯をたべても違つて居る、男子三日見ざれば舊の阿蒙にあらずと云つて居る、三日どころぢやない、一分間でもさうである、男子ばかりぢやない女子もさうである、どん／＼變るけれども變らない、川は源が變らない、源は大きな生命に滲込んでしまふ、又川は違つたものをどん／＼受容れる、到る所で違つたものを受容れる、殊に命は永久を受容れるけれども違つた川でなしに、何川と云ひ愈々益々太つて來

る、到る所で太る、而も川は枯渴せず愈々太つて永久に流れて居る。それも彌進と云ふ斯う云ふ字があるが故に追進めてゐる、これを命と云ひ、川と云ひ色々申すのでありますが、洵に簡單明瞭な言ひ方だと思ふ、有ゆる違つた水がどん／＼一つに混つてしまつて何でも一になる、それで皆源は違つてゐるけれども先に行くといつてしまふと云ふ譯である、此の川と云ふ彌進を以て生命の泉としてゐる、生命——命の表徴として居りますのは洵に面白いと思ひます。

斯う云ふ根本の所では、國の組織の所では日本では西洋と違ひまして人間の生活と云ふものは何時も三代のことを眼中に置くものだと言ひ傳へて居ります、今日は西洋にかぶれて居りますから余りさう云ふことは言ひませぬが、人が生れて来る時には、父が居る、祖父さんがゐる、子供の性質と云ふものは決して自分だけの性質でない、親があると云ひ、祖父さんがゐると云ふことで子供の性質をきめる、其の子供自分にはなくても世の中が自分に與へて呉れる、年寄りもあれば又若い者も居る、それで子供と云ふもの、性質はきまつてゐる、自分が大きくなる時分には親もあり、子供もあらう其の場合先祖を負ひ、子供を抱いて自分の生活を立つて行く、それで之が我で三代を脊負つてゐる自分である、更に自分が年寄る頃には子供もありません孫の事を標準にして孫のことを考へてやるのが普通である、其處の所では三代と云ふものを眼中に置いて生活してゐる事は洵に麗しい所で健全な我である、忙がしい人であつても、静かな仕事をしてゐる人々であつても、段々外の事を考へても差當り三代を脊中に脊負つてゐる三代一人の我である、是が日本の思想であり、西洋の個人主義と違つてゐる、西洋人はさうは見ぬのでありまして親子の關係が違つて居ります、一つの心一つの身体、一身同体である、同じ我である、夫婦であると云ふことにならない違つて居る、故にあちらの社會學と云ふことに致しましても一身同体のやうに見えない、所謂神ながらの一身同体と云ふやうな神聖なものとせずして各個人の生活を全ふするため社會であると云ふ考へが普通になつてゐる、さう云ふ譯であるから愈々親子の關係など、云ふものは重きを置かない、置かないから又愈々大きな生命と云ふものが分らなくなつてしまふ、此の三代一人と云ふ精神を徹底し

て見ますると一人には祖先があり子孫まで引括めて大和民族の信仰と申しますと、是も神様が御示しになつた神の徳である、子孫はどうかと云ふと日本では三代一人と云ふことを考へる人々は子孫を自分より善くしやうと云ふことを考へてゐる、子孫を美しくすることを非常に考へて居る、之は理屈ぢやないが日本は子孫を善くすることを希望してゐる、今日は昔程でない、西洋かぶれがしてゐるからさう云ふ問題は過去にあつたと云ふやうなことであつさりしてゐるけれどもそれは間違ひである、子孫の改良と云ふことは神様は誓はない、そこで自分が苦心して自分の不完全なものを磨いてゐる、神が御指圖したる三代一人と云ふ自分は又神に依つて取巻かれてゐる、三代一人と云ふものを前提として銘々に又神様の御末である、神聖な生命を、神の生命を自分と云ふ立場に於て御預り申して居るものですから神様を徒らに他所に求める必要はない、實に自分は三代一人と云ふ精神を以て出掛けるならば自分は即ち神様の働きを實現しつゝあるものである、皆様が皆様の御職業を行ふことは神様が天地を美化する働きをしてゐる、一休先祖は美しいことはありさうもない、汚なきものを直すのを美しいと云ふのである、唯美しいなど、云ふことを思つたら間違ひで、學者がよく間違へる、日本は弓矢と云ふものが非常に面白いものとしてゐる、飛道具と云ふことにも弓矢と云ふものは變るものである、弦も曲るものであるけれども、其の曲らうとする瞬間にパット直る勢ひで眞直ぐに行く、眞直に追かけ進んで行く、弓が鐵棒みたやうなものであつたら一向役に立たない、曲らじと直る心と云ふものは實は神様の御心であつて、其の心を心として進むのは皆御互ひなのであります、歩くと轉ばう／＼としてゐる、それを轉ばないやうに努力しますから斯う歩ける、自動車、電車などはひつくり返らう／＼としてゐる、それをひつくり返らぬやうにやつて行くのが御互ひの一生の命なんです、始終悪いことをしやう、ひつくり返らうと云ふのを直して行くところに心がある、いや御丈夫で結構だと云ふ、即ち御丈夫だと云ふのはよくひつくり返らなかつたと云ふことを意味するので、其處が面白い、寛が演理の上に立つてゐるから見に来給へと云つたつて見に来る者はない、只立つてゐることはむづかしい、自分はむづかしいけれども唯見たのでは面白くない、綱渡りがあるから見に来いと云へば来る、唯世渡りの綱は渡る者が多いから人の見てゐる暇がない、一生懸命で自分のことをやつてゐるだけであります。

さう云ふことを簡単に弓矢が現はしてゐる、日本では理屈は言はない、又劍などと云ふものは實に深い意味がある、此の話は一年中毎日話しても出来ない簡單明瞭にさう云ふ御寶を持つて傳へてゐる、弓矢のこと之は實に刑務のことに御關係になる方などは床の間に始終御置になつてよいものである、後世にも色々の御飾りに弓を飾りますが、曲らう／＼とするのを直す心が神の御心でありまして、曲らうとするものを直ぐに直して、祓を行ふところに世の中の美化、美しいものが茲に實現せられるのである。

さて天の彌榮の大生命はさう云ふ三代一人と云ふこれが大和民族の建國の精神で、是れのみだとは決して申しませぬけれども、これが建國精神の大切なる根據をなしてゐる、以上御話致しましたのは普遍的の方から、体的の方から、御話を致したのでこれを外の方からも見なければならぬ、實は唯漠然と三代一人とか、天之彌進之川と云ふことはありませぬ、三代一人は自分であるとか、親と云つても漠然たるものであり、段々傳はつて行く自然の道がある、子でも其の通りである、寛と云ふものは一人だと申しました、唯一人と云ふものがあるのではなく、茲に組織があつて秩序が立ち、組織が整つてゐる、ところが具体的に其の人格と云ふもの、秩序、組織と云ふことは大切なものである、茲に皆様が一つ心になつて一つの研究をして御居でになると云ふことは皆御銘々の立場から御覽になつて居ると云ふことである、秩序、組織と云ふものがなければならぬ、具体的に一つと云ふことはあり得ない、天之彌進之川と云ふことは力強い秩序、組織のあることを意味してゐる、寛一人と云ふことも祖父なる者もあり此の間に組織的のものが尙めなく存在してゐることであり、そこで天照大御神が其の御先祖に涉らせられる萬世一系の天皇様は此の御子孫に御成りになつて御居でになる、此の所謂制度に於けるところの系統立つてゐるところに始めて茲に大きな生命が生れると云ふことを認めることが出来る、これを御助け申す三代一人と云ふものがある、柱がなくて家を拾へる譯はない、柱があつて、それより木が渡してある、之に壁土など云ふものがある、或は紙などが張つてあるのでありまして、それと同じことであり、全一的な全体と云ふものが結晶して出来てゐるので、自分勝手のものは何にもありはせぬ、自分の命と云ふものは既に過去にあ

つたと云ふものを自分の内に保持し、神様の一切を自分の内に保持してゐる、自分と云ふものは決して出鱈目のものではない、然らば一つの自分のものぢやない、世の中の有つて居る自分である、御互様は世の中と云ふものに固つて居るので一つの自分ぢやない、然らば皆共有であるか、御互ひが共有であるかと考へると、どつこいさう云ふ譯にはいかない御互は公のもので、自分勝手の自分なら宜いが皇御國の天子様の御支配になつて御居でになる自分である、大切なものを御預りしてゐる、天子様からそれを御預りしてゐるのだから自分勝手に持つて行つて無くなしたりなどすることは出来ない、自分が死傷するならば三十七桁を殺してしまふ、それですから各自は眞面目に出来るだけ保存するやうに保存工事をやつてあるが上にもあらしめたいと思つてやつて居る、子供でも親でも同じです、子供は世の中のものである、公のものである、共有ぢやない、此子供は評判がよいがと吾も／＼と引張りつこをしたたら滅茶々になつてしまふ、そこで自分の分擔は定つて居るから、自分の子供はふら／＼した子供でも、良い子供でも最善を盡してやつて見る、妻子でも親でも總て其の通りであります、兎に角皆分擔があつて斯う行くべきであるけれども皆自分の分擔があるが故に見棄らしくても何でも捨てられるものではない、其祖先の美しい所は愈々美しくしやう、此の子孫に據る所なく美しきが上にも美しくして行くことが親孝行である、祖先のなされたことの不完全なことは繰返さない、之が親孝行である、故に御互ひの値打は定つて來ない、子孫に依つて色々なことになる、諸君の子孫に悪いものが出るると諸君が世の中に生れた値打は下つてしまふ、美しい者が出来るると値打は高くなる、子孫の行動に依つて美しくもなり、子孫に不徳なものが出れば救はれないことになつて來る、斯して分擔して行くと云ふことは一人のそつがなければ皆良いと云ふことになる、兎に角生命と云ふものを發揚する秤になるのである。

此の分擔と云ふことに依つて全一と云ふものが力強く生きて參る、分擔に依つてあの人ばかりではない遠くからの行動が一貫してゐるものが一人を包んで行くものである、と云ふものは一方面から云ふと全体に亘つて行くのだから、唯全体と云ふものは獨占でない、お互ひに仕事をするのはそれです、富士山に登ると云ふて唯登る譯

はない、富士山に當つて問えてしまつて登れない、富士山に行かうと思へば一歩々々行かなければならぬ、唯富士山ばかり見て行つたのでは電車に突當つてしまふ兩面を見なければならぬ、吾々は總てのものは同じ根據を有つてゐる、全一の自分であると云ふ、公のものであると云ふことをよく自覺せねばならぬ、それを實現する事が出来るのは全く秩序、組織に依つてゝある、其の秩序、組織に依つて全一であり、全一であるが故に秩序、組織は全いのである、我國は四面海を以て環らして居る、非常に良い地位を占めて居ると云ふことは、斯の如き大生命を完全に發揚することが出来、其の内に於ける完全な秩序、組織を有することが出来、其の秩序組織に依つて愈々益々完全に全一の生命が發揚せられたところである、イギリスはそこが強い所である、日本より廣い所でありますが、歐羅巴の内では地形の良い所である、スイツル之は海はない山であります、全般に理解して特有な地位である、我國では海あり、山あり、イギリスは山はない、日本には海あり、山あり、海と云ふものは貴いものであります、他の大きな國に對する障になる、例へば強盜があつて一家が出来ると潰しに来る、そこで城壁を拵へる、支那でもさうで國防の爲めには城壁がなければならぬ此の内部に於て平素米を作つて、肥料をとつて人口が増して来て、内部に保存しても革命が起る、日本はどうかと云ふと四面海を以つて居り、山もあつて大きな天然の城壁である、故に人工的の城と違つて、人口が一寸位殖えてもはち切れない、それで海を越へ、山を越えて侵略しやうと思つても、海があり、山があるならばそれは出来ない、天然自然に大家族が出来る、其大家族の間に皆大きな生命を有つて三代一人の生命を自覺し此の秩序、組織と云ふものを尊重してゐる者が互ひに交通してゐるのであるから、此の間は有効に、國家も亦さうなつてゐる、而も之を統一、大成してゐる、其の家族のものが其の精神を以て完全に之を統一してやつて居るのである、それから海であるから船で始終交通してゐるので色々なものが傳はつてゐる、昔から有ゆるものが日本に傳つてゐるが、急激に傳はらないのは交通の不便な海でありますから悪いものを持つて來ても絶滅されて、良いものを持つて來れば、それが日本流に發達して來る、

明治維新の時までと云ふものは始終交通の阻害されてゐた爲にちり／＼であつた、よく我民族は之の精神に同化することが出来て維新以後の交通と云ふものは昔からなかつたやうな激しいものとなりました、物質上精神上交通の如何にも激しい所からして西洋の上滾れなどが遠慮なく這入つて來て居る、今迄さう云ふ經驗のない所に這入つて來るために向ふの上滾れであるために日本の美しいものが下積になつてゐる點はありますけれども、段々外のものを受容れることに依つて修養を積んで参りますと共に、幾ら交通が便利になつても海と云ふものは洵に之は國の寶であります、海のあります結果として此の内と外とは割然と分をつけることが出来る、其の分をつけることは世界の有ゆるものを取容れる所以である。



大和民族は自己の分擔を以て其の分を盡す之が第一歩だと思ふ、大和民族の自覺と云ふものが練つて／＼練り上げられて國家と云ふものは一つのものである、外國との國家社會等の境界などは自らなつてゐる、我國に於ては一つである、一つであるが故に秩序、組織と云ふ如何にも麗しいことを現はしてゐる、秩序組織が全一と違ふやうに思ふのは自然科学を無視してゐるので秩序組織は全一と云ふことを意味してゐるのであります。

かくして建國の精神と云ふものは一つの汽車の内に於てもあり、一つの部屋の内に於てもあると思ふ、自分一個の内に於ても現はれる、有ゆる所に現はれるが、それを建國の精神と云ふことを纏めて國家の方から御話し申上げたに過ぎないので、而も國家の立場から御話し申上げますと我が至尊の功績等の方面から、或は憲法等の方面から或は風俗習慣から皆さんの任務に及んで完備するのでありますけれども、一個人と云ふことを捉へて御話を段々進めて見ますと斯くなつて參る譯であります。

これを以て尙ほ初めに現人神を拜がみ申して萬世一系の天皇を拜がみ申したことを彌々反省致しまして御免を蒙らうと思ひます。(完)

讀者のページ

- △ 文章簡明
- △ 十九字詰
- △ 三十行以内

説苑

笑と行刑

大阪北支 藤岡生

ユーモアは笑を生み、笑は常に動物に新なるエネルギーを興ふ、惠まれざる收容者の有する呪咀嫉妬焦慮厭世其他彼等の凡ての煩悶懊惱の法を轉換し、惡癖を矯正し、彼等をして感謝の生活希望と光明の世界に入らしめると云ふ事は、彼等の心持ちの上にユーモア気分と而て笑の餘裕を興へると云ふ事が必要である、即ち戒護者自らのユーモア気分と而て依つて來る所の笑の表情は、必然的に收容者の心の上に或程度の親し

さと柔かみと尊敬の念を投げ與へ、彼等は安神して然も愉快に、感謝に満ちたる心を以つて科せられたる一日の工程を勵げみ、笑の内に輝かしき希望の境地を發見する事であらうと信じて疑わな、而て愉快と感謝と希望の念に依る自動的なる勞働の出精は、聽ては第二の天性となり彼等自らの修養となり、即ち克己心を培ひ感情を練り惡癖を矯正し、自覺反省の念を促し違法者となつてはならないと云ふ念を誘發し得可く、行刑の窮極たる改過遷善と云ふ事は、實にユーモア気分と笑と云ふ事に依りて達し得べし、故に吾人は刑務所

と云ふ一つのグループを通じてユーモア気分と、而して軽い程度の笑を推稱し、行刑上即ち笑の密接なる關係と感化善導上に於ける閑却すべからざる要素たる事を論じ、笑に依りて一層行刑の價値を大ならしめ以て其凡ての能率を増進し得可きを確信する。(終り)

親心

新潟 一劍生

自分は子供の親となつて何時も考へて居るのである、子供は叱つて善いものか又た叱らずににらんで感化するものか教へて導くものかと惑されて居るが、古歌にも人の親の心は闇にあらねども
子思ふ道に惑ひぬるかな
然り我子と雖も性質は皆な異つて居るから、仲々旨くは行かぬ、なれなれしく言ふて居れば甘くなり、荒々しい言葉で言へばコソコソとした片屈な姿になる、子供を育んで行く事は一番大事業であると共に、日常我々が育んで行く罪の子に對して

は、如何にして善導すべきやと腐心して居るのである。
釋放者否な人類の一番大切なのは社會の融和であると思へば、受刑者が多年社會と隔離して居るために、益々社會的智識を失ひ共同性の欠陥を來し一般の嫌惡を受くる性質になり易きは免れぬ現象である、是れを中間に立つて居る我々が如何にして補ひ導くべきか。

健實な力、円満なる思想を養わなければなるまい、實に犯則取調べをなす上官の心、懲罰の言渡をなす所長殿の心持を思へば親として兄としての心地が、其の言語に現れて居るではないか、我々として感銘せずには居られない。
故に我々行刑官は多年罪の子を預り、改過善導して社會に送り出すには、克く所長殿の心を察し行刑の任を盡くさなければならぬ。

併し乍ら我々として、動々もすれば感情に走り犯則を報告して、重い罰を受ければ満足して軽く處分になれば何等か輕蔑を受けたる様に直感するが、上司の立場と親の情

は軽く濟ませると言ふ時は改善の端緒を得、悔悟の曙光を見出した時である。
懲罰は共同愛の犠牲として價値あるのみ。
故に行刑は共存共榮、勤勞の良習慣を養ひ、社會生活に移すべく融和を計ると云ふにある。

行刑とスポーツ

栃木 U A 生

刑罰が社會安全の保持を目的とする、即ち目的主義の觀念の下に於ては行刑の方針も復讐時代とは自然變化し、犯人の人格を認め社會適格者を養生し社會に還送するの目的に於て學者實務家とも探究せられつゝあり、従つて益々進展することとなるべく、作業訓練とか成人教育とか又衛生方面等、何れも社會の状況と相伍して實行せらる、而してスポーツ界の盛況を見る今日の社會に倣ひ、早くも行刑界に於ても過半或少年刑務所の如き其魁あり、今更茲に述ぶる迄もないが、春の訪とともに俄に目覺るばかりに甦る各地の野球リーグ戦などに惹かれ、何とか當局者の御盡力により成年

刑務所も適當の方法に依り一定の運動場を設け、競技を試み興味ある運動を自發的に行はしむるは如何。
私は是非とも之を試みて見たいと思ふ一人である、而して此の方法等に於ては普通の會社や學校の如く、單純に行ふ事は極めて困難の事である故、此の點は學者に譲るの外なきも果して實行の曉は体育上は勿論趣味ある運動により、彼等處遇上最も欠陥とする娛樂の一種ともなり教化上又有害ならざるものと思慮し、聊かの愚想を述べ諸兄の御意見を拜聽希望するものである。

茶室

看守の勤め

浦和支所 龍島和吉

人は此の世に生れ來たのは、天授の勤勞を果たす爲であつて決して快樂をする爲でない。各々自己の職業に親しみ。誠心誠意に働く處に人生の價値がある。我等は行刑事務に携はり。風雨寒暑の區別なく。晝夜を論

せず。致々として不眠不休の活動を續けて居るのである。刑務所は。社會に害毒を流したる不良の徒を收容し。自由刑の執行に據つて。精神的に。肉体的に。改過遷善し。依つて。以つて。良民として社會に送り出す看守の職務。之より男性的な。且つ。文化的な。務めが他にあらうか。職が低しと雖も。其責任は。重且つ大なり。動もすれば。社會の人からは。何が薄給な看守がと潮けられ。生活の苦闘と戦ひつゝ。邦家の爲めに奮闘しつゝある。人は。総て精神が主で。物質は従だ。近來世道人心は。輕兆浮薄に流れ。物質に墮風瀾漫しつゝあるを歎ず。大和民族獨特の。國民道德は廢れ。大和魂は薄きつゝある。我等刑務官吏は。此の秋に當り。官吏の本分を守り。剛健實實の精神を涵養。身を以て範

を垂れ。彼等を教養指導し。名實共に。行刑有終の美を發揮し。邦家の爲めに盡さねばならぬ。

☒ 我等の悩み

西大門 Y A 生

朝鮮だつて總てが悪者や落武者ばかりの集りぢやない全鮮本支所二十六ヶ所に收容して居る内地人。これは落武者であり落伍者だその大部介は内地刑務所一二回以上の修業者で日本廣しと雖も五尺の身体の置き所がないと云た風な者が關門の警戒を破つて落ちて來た者である、囚はれの初めははかりながらこれでもと居直つて肩で風を切らふとする

どつこいしよ役人には御前等見た様に落伍者や落武者計りの集りぢやないさう御易くはのさばれないよ朝鮮迄來て刑務所へ入らなくともお前等は其性分を善に使えば天晴れ有爲の人となり得べきに。なんとかして改心は出來ないものかな。と我々をして嘆ぜしむる。天の制裁は疎にして尙漏さぬ朝鮮迄逃けたならばと虫の好い考へを起した代りにや身を切る様な零下三十度下手

にまごつく凍傷にやられる夏は南京虫にごそごと攻められたる法は嚴なり天の苛責は石の如して大ていは内地刑務所の方がよほど樂だとかぼし初めるけれども尙この辛さを充分承知の上で役人の努力も水の泡再入するしたたか者が随分あるこれ等の者を如何に改善すべきか一方頑迷な而も風俗習慣を異にする大部分鮮人受刑者を大部分内地人職員が教養の任に當て居る内地刑務所の施設方針を研究すると同時に又之等に適した行刑方法を必要とする様に思ふとき我々にも悩みがある。多年刑務の實際に携はる諸彦。請ふ。朝鮮の爲めに。理論よりも實際の尊き經驗による參考資料を寄せられ刑務に日新しき我々をして此の悩みを解きよりよき刑務官吏たらしめん事を

☒ 使ふ看守と使はれる受刑者

横濱 高野生

使はるゝは使ふなりと云ふ事があるが實にそうである。使はれねば使ふことが出來ぬ、言葉を変へて言へば使ふは使はるゝと言ふべきである、使ふと使はるゝとは相持はあつて使ふのは一方から見ると使はるゝ

のであり、使はるゝのは一方から見ると使ふのである、吾々看守は就業者たる受刑者を使ふ、眞に使ふのではないやうであつて使はるゝのでないやうである、命令に従はねば勿論罰しても従はずのであるが、受刑者から見ると自ら食物の心配をせざるも吾々に其の食物を取寄せさして一定の場所に居て食する事が出來る事になる、收容者は唯命令に服従して居るのみではない、必ず吾々に何かさするのである、夜は不寢番、晝は職工長となる、事實勤めて居る吾々は使はれて居るやうなものだ、併し彼等は命に従つて居る所を見れば矢張使つて居るのである、互に使つたり使はれたりして居る、位置の上よりして使ふ使はるゝの區別あるに過ぎぬ。

運送屋のガラクタ馬車の馬のやうに無暗と鞭打て駈けさせると瘡せ衰へて働けぬやうになる、能く馬を働かせるには其の面倒を見てやらねばならぬ、牛に重荷を負はすには牛飼自ら何程かの荷を負はねばならぬ、牛馬に對してさへそうであれば人間同士の間においては何れも事ではあるまいか、

吾々看守の使ふ人は刑法を犯した罪人である、茲に罪人と雖も矢張天地のうめる人である、殊に最近はその罪を罰して其の人を罰せぬ、人格的教養と職業的訓練とを以つて行刑の二大目的と爲すに至りたる今日である、斯の如き重大なる目的を達成せしむるのには吾々看守の職責である、故に吾々看守は時代順應の精神を以てすると共に、嚴肅なる規律と熱誠なる同情とを以つて彼等を遇するの必要あるを痛切に感ずる。

☒ 指紋に就て今一つの御願

高知 A O 生

本誌第四拾卷第三號に於て福岡の主税生君が指紋に關し本省指紋部の實務状態の見學希望の御意見を述べられて居りました私も同君と同じ勤務に携つて居るものであります但し此の御説には双手を舉げて賛成する當局に御願してやまないものであります

次に私は今一つの御願として從來毎月各刑務所より送付する指紋原紙を御検査の上分類番號の誤記とか其他の相違點を發見せられた時は各所屬刑務所へ其旨御通知を御

願ひしたい事です。抑も指紋たるや多種多様でありまして所謂萬人不同の特質を有して居りまして之が分類に當りましては各擔任者は慎重に慎重を重ね徹底的正確を期しては居りますが時に往々觀察點を誤るため價の間違つた分類番號を記入する事があります

此の誤つた分類番號を發見出來ない場合に於ては身分帳簿編綴の原本は其儘となつて居りますから若し本人が再入した場合指紋押捺の上原本と對照の結果新なる缺損の爲め分類番號に異動を生じた場合は格別とし然らざる場合は原本に依り追加小票に記入するのでありますから依然として誤つた分類番號を記入する事になります、かくては到底其完璧を期する事が出來ないのみならず指紋事務本來の主旨にも反する事となります

これを前述せし様に御検査の上御通知下されば直に其誤りなる事を知る事が出來ると共に將來の分類上にも多大の効果ある事と信じますので敢て一言を呈し當局の御一考を煩はしたのであります

恩命の日

長崎 今里生

維時昭和二年二月七日御靈柩は千代田の皇居を後に、今日を限りの御行幸に就かせ給ひ新宿御苑にて、御大葬乃大儀を舉行せらる。

此の日七百名の受刑者も唯々哀悼の意を表し、いと謹みて教誨堂に入る。佛前にて厳かに先帝の御仁徳や御事蹟に付き、涙ぐまじき所長の御訓話に聖恩の無邊さには、皆々感泣せざるものなし。午後六時極り閉き悲哀を以つて、遙か千代田の皇居に向ひ恭々敷遙拜し大葬儀を奉悼せり。彼等が一刻千秋の思ひして待ち焦れし恩赦令は、いとも森嚴裡に傳へられぬ……襟を正し姿を改め恰も水をうちし如く、半句と雖も聞き漏らさじと拜聴せり。有難き恩赦の惠澤に浴せし者は素より、陛下の我々罪囚迄も憐み給ふ御心事を拜察し聖恩の優渥なるに唯々感泣し三拜九拜する者多し。申すも畏き幸徳事件の大逆犯人四名も、從來五回の恩赦に浴せず今度こそは……と高鳴る心臓の鼓動を、抑静め待ち居りし

詩林

春の山にて

山形 CSHIDA.

暖い春の陽を
身一ぱいに浴びて、
私は今
郊外の小山に遊ぶ。
冬の頃は

(11、11、11)

スキーで賑はつた此の山も、
今は都人の
ビクニツクの場所と變つた。
おゝ
×
シーズンの威大な力よ！

萌え出した芝草に
腰を下ろして眺めれば、
麓には

鉢巻きの農夫と、
其の娘らしい
姉さん冠りの女とが、
畑打ちをして居る。
遠くは霞に遮られ
幽かに見える城趾の老杉。
遠近に聞える鳥の聲、
あゝ惜しきは
春の午後の半日よ！

(11、11、11)

獄務偶成

上田 山崎悦次

值塞やまだ懐しきふところ手 本庄蒼村
鶯の初音漏れけり山の里 村川猛將
菊の芽や雨吸ふ土の色黒く 織田翠峰
鶯や暫し休むる味増指手 清松自然
(追吟)鶯にのみ残しけり古今集 到津菊州

豊多摩水無月會俳句

乳房から腫離して風車 堯 秋
芹摘の母はおくれて来りけり 靜 夫
遠く曳く不二の裾野や春霞 工 成
濁水に染まぬ根芹の白き哉 廣 陽
可愛手に廻して輕し風車 雅 房
吸碗のふた曙や芹かほる こん 坊
春日吸ふてぼぐるゝ土の匂ひ哉 巴 波
子はいつか眠りて落す風車 紅 峰
泣く稚兒をだませば廻る風車 幸 月
乳やめて片手延すや風車 金 龍
芹摘んで夕陽眞面に裏戸口 湖 月
安らかな寝顔愛らし風車 翠 果 山
春向の袖掛替て客間かな 曉 星
髪洗ふまゝに物干す春日和 美 津 留
風車愛兒すやゝ眠りけり 南 山

子供等よ

市谷 み の る 生

爾來拜命十有四 任務重大我身輕
規律訓練命令下 努力奮勵期大成
戒謫任務不容易 或有雜談爲通聲
或有破獄企逃走 或有煩悶亡其生
視察本是要嚴正 巡警照我月三更
却憶文化社會事 普貴人權惡其行
人心道德君知否 空聽教誨一身傾
家有老母妻子淚 自暴自棄遂損名
嗚呼改心爲誰在 終宵思之不堪情
一夜不眠不休下 一片精神訴月明

子供等よ

その花を折ることだけは
ゆるしてやつてくれ。
あの誓を破つた
澁淵の元氣をもつ
花の姿を、
一緒に眺め様ではないか。
數句を霜枯れの野に送る
菊も花だ。
三日で散る
櫻もまた花である。

愛兒病む

山形 稠 黄

苦しめる子をみとりつゝ醫師を待つ
親の苦しき子にも劣らじ
しん／＼と深み行く夜に病める子の
急はしき呼吸のみ淋しく聞ゆ

熊本松風句稿

菊洲宗匠撰

菊の芽や文を添へたる菘包 平田白庭
よしあしは知らぬと菊の芽生へ哉 西村南舟
野遊やひらく見ゆる長襦袢 岩野驛川

水引のかけ方

間違へて笑はれないように

日本では古くから他に金品の贈り物をする時に水引を用ひる事になつてゐます、しかしそれは冠婚葬祭それらの場合で各々異つてゐて又その結び方も様々であります、この水引のかけ方及び包み紙の折返し等について、一般家庭ではとかく忘れがちで又知らない方もあります、一般的な水引のかけ方及び包み紙について申し述べます、元來水引は御祝ひの場合木式に申しますと

赤と白の水引を用ひねばならないのでありますが、今日では宮中以外には用ひられず、一般には赤白の水引が用ひられてゐます、但しこの赤白は御祝ひものに限らず弔事

を含め一般の贈答品の場合において廣く用ひられて居ますが、只婚禮に關する場合には、金銀若しくは赤金の水引を用ひる事になつてゐます、而して水引のかけ方ですが、以上何れの場合においても、その左右を次の様におきます

- 右 左 右 左
- 紅 白 金 銀
- 赤 白 赤 金

弔事の場合には全部純白のものか黒白、黄白、銀白等の水引を用ひますが、左の方に白をおかなければなりません、結び方は、お目出度い時、及び弔事の時には、何れも結びつきり即ちこま結びでなければなりません、但し

弔事の場合には必ず先端を揃へて切り落してしまひます、決して先が長いからなどと云つて輪等つくつてはいけません、しかしお目出度い婚禮の

家庭のページ

古い鶏卵

鶏卵の良否を判別致しますには先づ一合位の鹽を水二合位に煮溶し冷してから鶏卵を入れて見ます新しい品即ち生んでから三日以内のものならば沈下します、一週間以内のものは中間に浮きます、それ以上時日を経過したものは浮いて仕舞ひます、平面の曇りの上など轉がして、縦に轉がるものは中味の崩れて居ないもの、透視して見て明るく卵殼の透いて見えるものは腐敗して居りません上海卵は卵殼が薄赤味を帯び、容積の割合には比重が軽い、新鮮な地卵は卵殼粗であり色澤が白く生

悪い魚肉

魚類を購むる場合、第一に注意すべきは、新鮮か然らざるかを鑑別致すべきであります、而して商人が人工的に色澤などを加工したもの（無闇に水をかけて新鮮味を装ふたもの、如き）は特に注意を要します、水に入れて浮くもの悪臭あるもの、指で押へて弾力を失つたもの、眼球の白く濁つたもの、切身の表面が汗じみたもの、光澤のドジョリとしたもの等は悉く不良のものとして心得て差支へありません、若干の價額の低廉や行商から魚類を求むる場合は特に

不良獸肉

鳥獸の肉類は總て鮮やかな赤紅色赤褐色を呈し、指で押せば窪みが直ぐに彈返るやうなもの、脂肪が餘りに多からず、白蠟の如き艶やかさを有ち、纖維の中に霜降状を呈して居る如きもの、切る場合庖丁の抵抗力が平均に當る如きものは先づ良い肉として差支へありません、而して肉を購むる場合は、所要の量を大きなまゝ切らせずに購むるが一番安全であり、且つ鑑別に便宜であります、牛肉と馬肉とを切混ぜたものなどは、一緒に掴んで壁に叩きつけて見ますと馬肉は容易に壁に附着する特徴を備へて居ります、總て悪臭のあるもの、暗紫色を帯たるもの淡紅色にして水分の多

腐りバナ

バナ、は消化のよい果物とされてゐますが、消化のよいのは新鮮で而もよく熟してゐる品をいふので未熟の品が日まし物となつてゐたのをいふのでありません、消化しよものは同時に腐敗も早いもので、バナ、の皮の黒くなつたものなど腐敗しかゝつてゐますからかうした品には微菌が付き易く危険です、消化の悪い強飯などに因る消化不良の場合は、瀉腸などによつて不消化物を體外に出して仕舞へばよいのですが、バナ、の場合は胃腸内に滞つてゐないで、毒瓦斯は心臓や腦を冒すのでその中毒は激しく、一晝夜か二日の間に命を落すことがよくあります、他の場合と違つて應急の瀉腸位では間

手軽なアイスクリーム

に合はぬのですから、かうした危険は最初から退けた方が安心です、安いといふことに迷はされず、よい品を選ぶことが大切でありますし、子供に與へる果物などは生のまま、用ひさせるより、手数でありませんが煮て、よし微菌が付いてゐても、之を殺菌して用ひると安全であります、但し果物は太抵固有の酸味を持ちますから、煮る容器は金物の鍋を使はず瀬戸物とかひき物を使用することです。

生野菜の消毒

生の野菜はチフス、かい虫十二指腸虫の卵がついてゐる消毒するには二つの容器を用意しておきます、第一の容器

やうな祝事の場合には、前に述べた水引を二本用ひて結び先端を切らずにそのまま長くしてをくか、輪にしておいてもよろしいのであります、かちした特別の場合以外は、殆ど

蝶結び が用ひられてゐますが、これは元へ返るやう復活を意味したもので、又二度あつてはいけないといふ意味から結びつきりにしても差支へありません、次に紙の包み方ですが、御祝ひ事や他一般の場合は金品何れにしても左の方を先に折り、右を後で折つて、紙のはしが左の方にあるのが正しいのであります、弔事の場合はこの

反對で、右を先に折つてから左の方を折り、上紙の端が右の方に來てゐなければなりません、これだけの事を心得ておきますならいざといふ時かなり便利であると思ひます。

に六パーセントのクロールカルキ(さらし粉)の液を作りそれに野菜を投じ十分間後取り出して清水で洗い第二の容器に十パーセントの次亜硫酸ソーダの液を作つてそれに一寸ひたし更に清水で洗います第一の容器では病菌を殺し第二の容器では葉の悪臭をぬくのです。

○油足て汚れ たる履物

普通の駒下駄や日和下駄などは男もの女ものを論ぜず汚れたまゝのものを泥だけ落して水にひたさぬ先に搥ならば布に包み酢ならば布に浸して木目並みに根氣よく拭ひ落して後に清水で洗て乾す 墨の表つきものならば布に酢酸を含ませて拭ふか酢酸のない場合にはその代用として

酢を用ひる後に水で洗ふことは出来ないから清水で洗つた雑巾でよく拭き取つて置けばよい若し持ち合せがあれば「豆腐から」か「米糠」を布に包んで拭ふてもよいのである。

○白セルの洗濯

白セルのズボンに限らず、毛織物は熱湯やアルカリ極めて弱いもので、布はちりちりになつて短くなり、白色は黄色になり、一度縮んだ布はぬれてゐる中のぼしぼしながらアイロンをかけますと幾分縮れがとれますが、黄色を元の白色にすることは難かしいです、つまり毛織物を取扱ふときは、微温湯で良い石鹼を用ふることが大事です、ソーダなども禁物です。

○恐ろしい病痢

この病氣は、わが國特有なもので僅八九時間て子供の命を奪い去る。死亡率は實に十人中八人といふ恐るべき統計を示してゐる。 疫痢の誘因となすものは何よりも先づ胃腸カタル、寝冷えや氷水の飲み過ぎ、不規則の食事、悪い食物からよく起つて來る。

疫痢の症状は色々だが、一般に突然の發熱と一二次の下痢の間に熱は次第に高まり數時間後には昏睡状態に陥りけいれんを起して心臓が攻められる。 醫者の來るまでの手當としてヒマシ油を二三歳の子供には十グラム八九歳の子供には廿グラムほどを與へて下痢を促しておくことが大切。

叙任 辭令

月俸六十圓給與依願免官 看守長 錄形泰次郎(水戸)
 任司法屬、命行刑局勤務 給十級俸 看守長 宮下啓助(宇都宮)
 命水戸刑務所勤務 看守長 鈴木亦吉(巢鴨)
 命宇都宮刑務所勤務 給六級俸 全 山田寬(北海少年)
 命巢鴨刑務所勤務 看守長 角尾外茂雄(札幌)
 命北海少年刑務所勤務 看守 江口精之進(水戸)
 任看守長、命札幌刑務所勤務、給八級俸 三次支所長看守長 湯淺芳治(廣島)
 免本職命福岡刑務所勤務 看守長 谷田傳次郎(巢鴨)
 命廣島刑務所三次支所長 全 枇杷島喜一(小菅)
 命巢鴨刑務所勤務 全 高梨菊若(大阪)
 命小菅刑務所勤務 看守 三島匠(横濱)
 任看守長、命大阪刑務所勤務、給九級俸 司法屬兼裁判所書記 松岡武四郎

任看守長、命巢鴨刑務所勤務、給六級俸 東 邦彦
 任看守長、命豐多摩刑務所勤務、給六級俸 泉 顯彰
 任看守長、命市谷刑務所勤務、給六級俸 吉田庄八郎(宮城)
 敘勳七等授瑞寶章 勳八等 佐藤彌市郎(横濱)
 敘勳八等授瑞寶章 勳七位 藤井武利(三池)
 敘正七位 從七位勳七等 中田達治(豐多摩)
 敘從七位 勳八等 原三郎(神戶)
 全 從六位勳六等 大串榮太郎(長崎)
 敘正六位 從六位勳六等 司法大臣 江木翼
 依願免本官 任司法大臣 正七位勳三等 原嘉道
 任司法次官、叙高等官一等 檢事從四位勳三等 小原直
 任檢事、叙高等官一等 司法次官正四位勳三等 林頼三郎
 叙正四位 正七位勳三等 原嘉道
 五級俸下賜依願免本官 關東廳事務官 三谷貞吉
 刑務所長事務取扱ヲ命ス 關東廳事務官 小川順之助

朝鮮總督府典獄補 野村 光 輝(金 泉)

兼任朝鮮總督府看守長 朝鮮總督府屬 山下良右衛門(法務局)

兼任朝鮮總督府看守長 同 中山 傳(同)

兼任朝鮮總督府看守長(各 選) 同 田 淵 房 吉(同)

京城刑務所在勤ヲ命ス 同 野村 光 輝(金 泉)

敍勳六等瑞寶章 朝鮮總督府典獄補 吉野 德 市(全 州)

陞敍高等官四等 朝鮮總督府典獄 蘭牟田 彦次郎(咸 興)

同 同 相 浦 藤 政(公 州)

給四級俸 朝鮮總督府看守長 良 永 猛(開 城)

依願免本官 朝鮮總督府教誨師 首 藤 戒 定(咸 興)

奏任官ヲ以テ待遇セララル 同 土 井 秀 哲(公 州)

七級俸下賜 同 有 馬 福 太 郎(西大門)

奏任官ヲ以テ待遇セララル 同 今 村 義 里(咸 興)

八級俸下賜 同 島 崎 繁 次 郎(海 州)

西大門刑務所在 朝鮮總督府看守長 金子 義 亮(京 城)

勤ヲ命ス 同 同 同

京城刑務所所在勤 同 同 同

海州刑務所所在勤 同 同 同

ヲ命ス 同 同 同

咸興刑務所所在勤 同 同 同

ヲ命ス 同 同 同

會 報

第三區演武大會

四月十三日午前八時より三重刑務所演武場に於て第二回聯合演武大會を開催、香川本會理事並名古屋、金澤、岐阜の各支部長列席し、中村支部長開會の趣旨を述べ、次で優勝旗返還式を行ひ、香川理事の訓示、審判係渡邊、近藤兩教士の審判上注意あつて演技に入る、冬選手元氣旺盛にして左の成績を残し、正午晝食後、柔道部山中五段、萩原三段の形、剣道部宮崎渡邊兩教士の形あり引續き選手の高点試合に移り、劍道高山官次郎(長野)柔道鈴木彌之助(名古屋)の諸氏優勝し、中村支部長より優勝旗並賞品を授與し午後二時半閉會した。

劍道部 決勝戦

- 三 〇〇 初段 下井英之助 名 〇 二段 服部貞藏
〇 〇 全 金 杉 濟 古 〇 〇 貳段 大矢林藏
重 〇 〇 全 小堀忠吉 屋 〇 〇 三段 近藤興之吉

- 一等 三重刑務所
二等 名古屋刑務所
三等 新潟刑務所
柔道部決勝戦

大田刑務所在勤 同 工藤 安 治(公 州)

咸興刑務所元山 同 山崎 虎 八(大 田)

咸興刑務所所在勤 同 井 垣 善 次(元 山)

公州刑務所所在勤 同 淵 史 朗(咸 興)

開城少年刑務所 同 三 木 甚 平(海 州)

海州刑務所所在勤 同 古 川 三 郎(新義州)

公州刑務所所在勤 同 芥 川 安 壽(開 城)

任朝鮮總督府看守長 朝鮮總督府看守 長 沼 房 吉(馬 山)

給月俸六十圓 同 同 同

新義州刑務所所在勤ヲ命ス 同 同 同

平壤州刑務所所在勤 朝鮮總督府通譯生 金 柄 律(釜 山)

ヲ命ス 兼同看守長 同 同 同

金泉少年刑務所 同 金 永 濟(西大門)

在勤ヲ命ス 同 同 同

釜山刑務所所在勤 朝鮮總督府看守長 姜 天 錫(清 津)

ヲ命ス 兼同通譯生 同 同 同

清津刑務所所在勤 同 咸 澤 鶴(金 泉)

西大門刑務所所在勤 同 同 同

開城少年刑務所 同 同 同

在勤ヲ命ス 同 同 同

京城刑務所所在勤 朝鮮總督府看守長 林 丙 勳(大 邱)

大邱刑務所所在勤 同 同 同

- 滋 賀
一級 目片亮一 名 〇 二級 加藤廣一
初段 杉野太市 屋古 〇 初段 鈴木彌之助

- 一等 名古屋刑務所
二等 滋賀刑務所
三等 金澤刑務所

第四回高級刑務官練習所開所式

練習所開所式

四月廿五日午前十一時から開所式を舉行、來賓としては辻、岡部、正木、池田四書記官、芥川衛生官、有馬、大野、秋山の三刑務所長參列された、まづ香川理事から開式の挨拶をする

松井刑務官練習所長登壇して入所生に向ひ、

第四回高級刑務官練習所を開くに就て、諸君を出京して貰つたのであるが、諸君は既に刑務の實際に執筆し之れが事務に通曉し、且つ其の余暇には學理學說をも研鑽して學識の上に於ても相當精通されて居られると信ずるので又再び御研究の余地は無いと思はれるが、社會の事情といふものは時々刻々に變遷推移するものであるから、隨て刑務行政に於てもこの社會の進運に順應せなければならぬ、私が大正七年に檢事の職から行刑の方へ轉じたその時

代と今日とは思想の上なり、實際の上にかんがりの相違がある、諸君に更に學術と經驗を授けるのは之れが爲めである、期間は僅か一ヶ月半であるが科目は非常に多く、亦講師は斯道の専門家で夫れんく職を有たれた余暇を割いて講せられるのであるから眞面目にこの研究を積まれて當初の目的達成せられたい、又諸君は高級刑務官として學習されるのであるから、間接には社會の空氣がどうであるか、社會の現情をも余暇に調査せられたい、と訓示香川理事は在所中の注意事項等を述べて正午式を閉じた。

科目と講師

| | | | |
|-------|-------|-------|----------------------------|
| 刑罰と行刑 | 松井和義 | 能率増進 | 上野陽一 |
| 刑事政策 | 林頼三郎 | 精神病理 | 三宅鏡一 |
| 拘禁 | 辻敬助 | 購買販賣論 | 渡邊鐵藏 |
| 教化 | 岡部常 | 社會事業 | 生江孝之 |
| 作業 | 正木亮 | 工業大意 | 前田靜雄 |
| 思想犯 | 瀧川常雄 | 實務講話 | 有馬、秋山、大野、佐藤、典獄、松岡、永原、大原、大島 |
| 衛生 | 芥川信 | 實務會計 | 泉二新熊 |
| 少保 | 岩村通世 | 科外講演 | 小山松吉 |
| 釋放者保護 | 香川文二郎 | | 河津七郎 |
| 刑事手続 | 池田克 | | 其他數名 |
| 刑務建築 | 濱野三郎 | | |
| 實驗心理 | 石井俊瑞 | | |
| 工場管理 | 神田技師 | | |

刑務令規

行刑局長通牒

彈藥類保管轉換ノ件

(昭和二年四月七日) 行甲第四二八號

小銃及拳銃用ノ實包並空包ノ補給ニ關シテハ、大正十二年五月行甲第七二一號通牒ノ次第モ有之候處、今別紙ニ依リ拂下差支無之旨陸軍省ヨリ回答有之候ニ付テハ、將來其ノ所要數ハ直接交渉ノ上拂下ヲ受タルコトニ御取計相成度候

- (別紙)
- 一、最寄師團司令部或ハ兵器支廠(千葉支廠)ヲ經由シテ造兵廠、司法、管内各刑務所所要彈藥ノ拂下ヲ願出タル場合ハ前記部隊ハ教育演習等ニ支障ヲ生セサル範圍ニ於テ部隊保管ノモノヲ即金徴收(官廳ニ在リテハ代金納入)ニテ繰替拂下クルコトヲ得
 - 二、拂下彈藥ノ打發藥莢及挿彈子ハ拂下部隊ニ返納スルモノトス
 - 三、彈藥ノ打發藥莢及挿彈子ノ返納ノ爲部隊ト請受人間ノ運搬ニ要スル一切ノ費用ハ請受人ノ負擔トス

作業經營ニ關スル件

(昭和二年四月十二日) 行甲第四六八號

標記ノ件ニ關シテハ大正十四年十一月行甲第一、七四八號通牒ニ依リ各刑務所間ニ於テ作業經營ノ調停ヲ圖リ之カ進展ニ資セラ

見學豫定二十數ヶ所 入所の練習生は左の廿二名である

| | | | |
|----------|-------|----------|--------|
| 小菅 | 本間勘吉 | 高松 | 樋上貳策 |
| 市谷 | 奥村輝 | 名古屋 | 森口藤松 |
| 豊多摩 | 中田達治 | 岐阜 | 柳津幸市 |
| 集鳴 | 高橋佐二郎 | 廣島 | 廣田長右衛門 |
| 横濱 | 齋川兵次 | 山口(下關支部) | 高橋松之助 |
| 千葉 | 宮古友次 | 三池 | 延原簡一 |
| 前橋(浦和支所) | 又木文四郎 | 宮城 | 二瓶伊七 |
| 京都 | 宇田象三 | 福島 | 野村要太郎 |
| 大阪 | 印南眞一 | 札幌 | 三浦平三 |
| 神戸 | 平多修司 | 函館 | 喜多義一 |
| 奈良 | 井上松太郎 | 網走 | 田中福次 |

茶話會

本會例會は四月三十日午後二時より開會し、東京帝國大學教授法學博士牧野英一氏の「人權宣言から獨逸憲法に至る迄」の題下に有益な講演あり午後四時閉會した。

レ替候事ト被思料候へ共受負作業契約更改時ニ於テ其施行上尙聯カ遺憾ノ點有之哉ニ被存候間將來一層左記ノ點ニ御留意相成様致度

- 一、受負作業ニ付テハ其業名科程賃金受負者ノ住所氏名等ヲ互報シ且同一業種ニ付テハ可成其科程賃金ヲ統一スルコト
- 二、受負賃金減額ノ要求アリタル場合ハ其理由歩合之ニ對スル意見ヲ互報スルコト
- 三、受負賃金ニ付テハ各自控訴院管内刑務所間ニ於テ相互協定ノ上決定スルコト
- 四、作業章程第二條第二項ニ依ル作業科程賃金變更認可申請書ハ大正十五年四月行甲第四九〇號通牒記載例ニ依ルコト全賃金欄ノ記入ニ付テハ例示備考(二)ニ依リ記入ノコト
- 五、全申書記載例ノ内科程賃金増減歩合ノ欄「割増減」ノ下ニ個數賃金制、一日賃金制、科程ニヨル一日賃金制ノ區別ヲ記入相成度コト

衛生材料取扱規則施行ニ關スル件

(昭和二年四月十五日) 行甲第四八二號

標記ニ付大正十三年五月行甲第六八四號ヲ以テ依命通牒置候處右診察用具中血壓計ノ定數收容人員百人以上五百人未満ノ欄ニ「」ヲ追加相成候條此段及通牒候

行刑統計圖表

昭和二年一月中入出監並月末在監人員 (△ノ減)

Prison Population during the Month of January

| 受刑者 | 刑事被告人 | 勞役場留置者 | 乳兒 | 總計 | 越員入監出監 | | 現員 | | 前月末日現在 | | 前年同月末日現在 | | 增減 | |
|----------|---|--------|------|----------|--------|-------|-------|----------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| | | | | | 入 | 出 | 現 | 在 | 現 | 在 | 前月比較 | 前年比較 | | |
| 39,513 | 2,932 | 239 | 9 | 42,743 | 2,783 | 3,712 | 2,873 | 39,423 | 39,513 | 39,102 | 3,369 | 363 | △90 | 321 |
| 男 41,847 | 男 280 | 男 2 | 男 2 | 男 42,075 | 男 225 | 男 204 | 男 214 | 男 42,075 | 男 41,847 | 男 41,717 | 男 338 | 男 21 | 男 △21 | 男 358 |
| 女 896 | 女 9 | 女 1 | 女 10 | 女 917 | 女 225 | 女 204 | 女 10 | 女 42,075 | 女 41,847 | 女 42,655 | 女 249 | 女 337 | 女 △21 | 女 337 |
| 總計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 內朝鮮人受刑者男六五三人 刑事被告人男五三人 支那人受刑者男一〇三人 刑事被告人男一五人 露西亞人受刑者男二人 | | | | | | | | | | | | | |

昭和二年一月末在所者人員表

The Number of the Inmates during the Month of January, 1927

| 刑務所別 Name of Prisons | 受刑者 Prisoners sentenced | | 刑事被告人 Prisoners Accused | | | 勞役場留置者 Prisoners in "Rokki-jo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed) | | | 乳兒 Babies in Prison | | | 合計 Sum Total | | |
|-------------------------|----------------------------|-------------|----------------------------|-------------|------------|--|-------------|------------|------------------------|-------------|------------|-----------------|-------------|------------|
| | 男 Male | 女 Female | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total |
| 小菅 Kosuge | 1,132 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,132 | — | 1,132 |
| 市谷 Ichigaya | 337 | 20 | 843 | 14 | 857 | 35 | — | 35 | — | — | — | 1,215 | 24 | 1,249 |
| 豐多摩 Toyotama | 1,090 | — | — | — | — | 4 | — | 4 | — | — | — | 1,094 | — | 1,094 |
| 聖蹟 Sugamo | 1,890 | — | — | — | — | 2 | — | 2 | — | — | — | 1,892 | — | 1,892 |
| 濱田 Yokohama | 448 | 4 | 87 | 5 | 92 | 12 | — | 12 | 1 | — | 1 | 547 | 10 | 557 |
| 千代田 Chitose | 818 | — | 40 | 2 | 42 | — | — | — | — | — | — | 858 | 2 | 860 |
| 牛久保 Utsunomiya | 431 | — | 51 | 4 | 55 | 1 | — | 1 | — | — | — | 483 | 4 | 487 |
| 宇都宮 Utsunomiya | 269 | 142 | 29 | 2 | 31 | 1 | — | 1 | — | — | — | 399 | 144 | 543 |
| 前橋 Maebashi | 1,067 | — | 70 | 8 | 78 | 2 | — | 2 | — | — | — | 1,139 | 8 | 1,147 |
| 靜岡 Shizuoka | 548 | — | 61 | 2 | 63 | 7 | — | 7 | — | — | — | 616 | 2 | 618 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|----|-----|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|-----|-------|
| 甲府 | 691 | — | 691 | 40 | 3 | 43 | 1 | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | 732 | 3 | 732 |
| 長野 | 767 | 12 | 779 | 17 | 2 | 19 | 4 | — | 4 | — | — | — | — | — | — | — | — | 798 | 14 | 892 |
| 新潟 | 519 | 6 | 525 | 35 | — | 35 | 1 | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | 555 | 6 | 591 |
| 京都 | 853 | 136 | 969 | 45 | — | 45 | 6 | 1 | 7 | — | — | — | — | — | — | — | — | 905 | 133 | 1,043 |
| 大阪 | 2,685 | 2 | 2,687 | 438 | 14 | 452 | 12 | — | 12 | — | — | — | — | — | — | — | — | 3,135 | 16 | 3,451 |
| 神戸 | 1,520 | 3 | 1,523 | 154 | 7 | 161 | 23 | — | 23 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,697 | 11 | 1,708 |
| 奈良 | 747 | — | 747 | 12 | 1 | 13 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 759 | 1 | 760 |
| 滋賀 | 420 | — | 420 | 20 | 1 | 21 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 442 | 1 | 443 |
| 徳島 | 497 | 16 | 513 | 17 | — | 17 | 3 | — | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | 517 | 16 | 533 |
| 高松 | 810 | 2 | 812 | 20 | — | 2 | 1 | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | 831 | 2 | 833 |
| 高知 | 640 | 10 | 650 | 24 | — | 24 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 666 | 10 | 676 |
| 名古屋 | 1,703 | 81 | 1,784 | 131 | 5 | 136 | 9 | — | 9 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,843 | 88 | 1,931 |
| 三重 | 703 | — | 703 | 26 | 1 | 27 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 731 | 1 | 732 |
| 岐阜 | 483 | 1 | 484 | 31 | 1 | 32 | 1 | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | 515 | 2 | 517 |
| 金澤 | 660 | 21 | 681 | 58 | 2 | 60 | 1 | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — | — | 719 | 23 | 742 |
| 廣島 | 1,080 | 73 | 1,153 | 43 | — | 43 | 3 | — | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,126 | 74 | 1,200 |
| 山口 | 611 | — | 611 | 25 | 2 | 27 | 6 | — | 6 | — | — | — | — | — | — | — | — | 642 | 2 | 644 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|----|-------|-----|---|-----|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|----|-------|
| 岡山 | 745 | 4 | 749 | 104 | 7 | 111 | 3 | 2 | 5 | — | — | — | — | — | — | — | — | 852 | 13 | 865 |
| 松江 | 656 | 24 | 680 | 31 | 1 | 32 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 687 | 25 | 712 |
| 松山 | 573 | — | 573 | 43 | 1 | 49 | 4 | — | 4 | — | — | — | — | — | — | — | — | 635 | 1 | 636 |
| 長崎 | 929 | — | 929 | 43 | 2 | 51 | 7 | — | 7 | — | — | — | — | — | — | — | — | 935 | 2 | 937 |
| 三池 | 1,326 | — | 1,326 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,326 | — | 1,326 |
| 福井 | 1,593 | 92 | 1,691 | 132 | 2 | 134 | 12 | — | 12 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,744 | 94 | 1,838 |
| 大分 | 377 | — | 377 | 28 | 1 | 29 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 407 | 1 | 408 |
| 熊本 | 1,055 | — | 1,055 | 58 | 1 | 59 | 4 | — | 4 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,120 | 1 | 1,121 |
| 鹿兒島 | 482 | 6 | 488 | 30 | 3 | 33 | 11 | — | 11 | — | — | — | — | — | — | — | — | 523 | 9 | 532 |
| 宮崎 | 378 | — | 378 | 17 | 3 | 20 | 3 | — | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | 398 | 4 | 402 |
| 宮崎 | 28 | 7 | 295 | 50 | — | 50 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 338 | 7 | 345 |
| 宮崎 | 836 | 59 | 895 | 55 | 3 | 58 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 893 | 62 | 955 |
| 福岡 | 373 | — | 373 | 46 | 1 | 47 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 419 | 1 | 420 |
| 山形 | 281 | — | 281 | 22 | 1 | 23 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 305 | 1 | 306 |
| 山形 | 435 | — | 435 | 21 | 1 | 22 | 2 | — | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 458 | 1 | 459 |
| 秋田 | 284 | — | 284 | 31 | 7 | 38 | 2 | 1 | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | 317 | 8 | 325 |
| 青森 | 1,115 | 71 | 1,186 | 102 | 3 | 105 | 8 | — | 8 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,226 | 74 | 1,300 |
| 札幌 | 611 | — | 611 | 25 | 2 | 27 | 6 | — | 6 | — | — | — | — | — | — | — | — | 642 | 2 | 644 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-----|--------|-------|-----|-------|-----|---|-----|---|---|----|--------|-----|--------|--|--|-----|-----|
| 函 館 Hakodate | 579 | | 379 | 92 | | 22 | 3 | | | | | | | | | | | 404 | 404 |
| 網 走 Abashiri | 602 | | 602 | 2 | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | 605 | 605 |
| 釧 路 Kushiro | 349 | | 349 | 6 | | 6 | 1 | | | | | | | | | | | 356 | 356 |
| 小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents) | 303 | | 303 | 6 | | 6 | | | | | | | | | | | | 309 | 309 |
| 川 越(同) Kawagoye (ditto) | 333 | | 333 | | | | | | | | | | | | | | | 333 | 333 |
| 姫 路(同) Himeji (ditto) | 192 | | 192 | | | | | | | | | | | | | | | 192 | 192 |
| 岡 崎(同) Okazaki (ditto) | 247 | | 247 | 19 | 1 | 20 | 1 | | | | | | | | | | | 267 | 268 |
| 岩 國(同) Iwakuni (ditto) | 311 | | 311 | 15 | | 15 | | | | | | | | | | | | 326 | 326 |
| 久留米(同) Kurume (ditto) | 384 | | 384 | 20 | | 20 | 1 | | | | | | | | | | | 405 | 405 |
| 盛 岡(同) Morioka (ditto) | 133 | | 133 | | | | | | | | | | | | | | | 133 | 133 |
| 北 浜(同) Hokkai (ditto) | 144 | | 144 | | | | | | | | | | | | | | | 144 | 144 |
| 總 計 Sum Total | 28,631 | 792 | 39,423 | 3,231 | 114 | 3,345 | 210 | 4 | 214 | 3 | 7 | 10 | 42,075 | 917 | 42,992 | | | | |

●●●●●●●●●●

[藝 文 罪 犯]

山 本 有 三 氏 作

「 嬰 兒 こ ろ し 」 梗 概

お あ さ の つ み

近 江 春 彦

●●●●●●●●●●

この戯曲は山本氏のもう一分以前の作。生活問題とか社会問題とか、唱へ出されたころの所産であるが、當時非常な好評で、何度も上演された。一番始に手つけたのが松本幸四郎で幸四郎の巡査小山に故人宗之助のおあさ、それから澤田の巡査に久松のおあさ、それから高橋の巡査に五月の女土方、また松竹で映画化されて五月のおあさに岩田祐吉の巡査の配役であつたかと思ふ。

人物
巡査小山 圭介
娘 つぎ

百姓
層屋
隣の女房
酒屋の小僧
女土方杉原あさ

時代
現代 春

場所
市に接した郡部

多分東京の郊外目黒邊りと想像されます。住居を兼ねた巡査駐在所、もう五十を越してゐるかとも思はれる位に老けたお巡さんの小山が見巡りから歸つて来た、「どうも、ひどい埃だ」

「外はずいぶん賑やかでせうね花見の人が通りますわ」
「ウム明日は非難だから、お前花見でもしておいで」
「花見なんかしたくありません、何だか力が抜けてしまつて、少しも面白くないんですもの」
こんな會話を父娘がしてゐるとそこへ層屋が来る、と小山は押込から行李を出して古着を六七枚出す、それは女物である、それに子供のものも交つてゐる。實は小山の家では、つい先頃女房に死なれ、續いて長男がなくなつた、古着は大して高くも買つて呉れなかつた。
「何だか賣つてしまつて惜しいような氣がしますわね。」
「それはそうだが、あると却つて思ひ出していけないから、思ひ切つて賣つてしまつたのだ、それに薬代と拂はなくてはならないしね」
貧乏な小山は二人も病人をかまへて思ふやうに醫者にもかけられなかつたことを悔んでゐる、そして、せめて病

人だけでも、金に不自由なく看護の川
来るやうに世の中がなつてくれたらと
黒痴を云ふ。

かくして小山が豆のお茶で飯をかき
込んでみると、百姓が飛び込んで来た
「えれいことが出来たんで、ちよつと
旦那に來て載きてえと思つて」

えれいこと云ふのは、その男が竹
山へ這入つて竹の子を堀つてゐると、
死んだ赤ん坊が鐵の先に引かゝつて出
て來たと云ふ事件なのである。

小山はすぐに制服に著換へてとび出
して行つた。

生活難の聲は何處にも漲ぎつてゐた。
隣りの女房は

「今日も工場でマツチの箱を貼りなが
らつく／＼考へたんですがね、今のや
らぢや、あたし人間のやうな氣が少し
もしせんわ、いくら廻り合せだからつ
て、こんな風ぢやあたしマツチになつ

た方が余程いゝ位だと思ひます、笑ひ
ごとぢやないんですと全く、第一マツ
チはお腹がへらないでせうだから働か
なくつてもようござんすし、監督に叱
られる氣遣ひもなし、本當に氣樂な身
ぢやありませんか、」

雄辯な女房のべちやくちやが續いて
ゐる最中に酒屋の小僧が來て、變に椽
の下をのぞいてゐるから譯を聞くと、
犬がわやしないかと思つてと云ふ、その
犬と云ふのは、成金の家の飼犬なんだ
が、逃げだしたので懸賞五百円をかけ
てさがしてゐるのだとの話、しかもそ
の犬は毎日牛肉を食つてるときかんに

生活難や社會の矛盾が語られる。
かみさんが歸つた後へ小山が事件を
一先づ處理して歸つて來た。

入れ違ひに娘のつぎが裏口から風呂
へゆかうとすると、何かゐると云つて
恐しさうに馳けて來る、小山が行つて
見ると薄ぎたない女土方がもぢ／＼し

てゐるのだ、入れて見て用事をきくと、
何にも云はない先に菓子折を出して
「つまらないものですが」と云ふ、「折
入つてお願ひがござえますんで」

「用事があるなら何でも聞くが、官吏
は物を貰つてはいけないのだから、そ
んなものは出さなくてもよい」
女はおど／＼してゐる、うなだれて
ゐる、何か譯がありさうだ。

一旦那さま、子供が生れたら届けなく
ちやいけないでせうか、すぐ死んだの
なら届けなくてもよかねえでせうか」
女はそんなことから、口をきり出し
た、しかし小山が届け出はどうしても
せねばならぬ、おくれではゐるがわし
が居けてやらう、届けないと罪になる
から、と云ふのだが、女は「旦那どうか
旦那御一人のご料見にして戴く譯には
いかぬものでせうか、どうか罪になら
ねえやうにして下さい、お慈悲です」
眼には涙が光つてゐる、菓子折を突出

す女の腕をグツと捉へて小山は鋭く、

「貴様、兒を殺したな」

「と、とんでもねえ、決してそんな」

女と小山との間に、眞剣な押問答が
つゞいた。

「病氣で死んだ？　そしてその死体
をどうした」

と小山巡査に詰問された女は矢庭に
捉へられてゐる手をふり切つて逃げだ
さうとする。

「貴様、太い奴だ」

とうとう女は縛られてしまつた、今
しばられちや……女はもう何も云ふこ
とは出來ないのでした。たゞ余りにむ
ごい運命をうらまらずにゐられないので
あつた。

女はこの下目黒に住む女土方で杉原
あさと云つた、おあさの亭主と云ふの
は肺病でもう一年半も前から働きに出
ることは出來なかつた、それでおあさ

は女の身ではあるが老人と亭主と三人
の子供のために女土方として働かねば
ならなかつた。

「三日も四日もおまんまを食はなか
つたことが何度もあります、」
それほど苦しんだが、亭主はとう／＼
三月前に死んでしまひ、引續いて二人
の子供も血を吐いて亭主の後を追つた

「子供も同じ病氣で無暗に血を吐く
のです、それが咽喉につかへちや苦し
がるもんですから、何度も咽喉の中に手
を入れてやつて、血のこぼりを引張り
出してやりました。」

亭主が死んで間もなく腹の子が生れ
出た、その子をおあさは何故殺した
か、おあさはかう云ふのです。
「全く子供は可愛うございます、い
くら貧乏しても子を思ふ親心に違ひは
ござえませんが、子を大事にするのが親
の勤めでござえます、全くそうするの
が世間の親の習はしでござえます、し

かしわし等のところでは世間様のやうに
はまいりません、わし等の子供は生か
しておくよりも死なした方が却て功德
なのでござえます、なまじ苦しい浮世
を見せるよりも何にも知らずに死なす
方が思ひやりが深いのでござえます、
それにうちには子供の外に片輪の年寄
がゐます、年寄りには機械に手を引込ま
れて片輪になつてしまつたんです、そ
れでどうしても私が働かなくつちやな
らないんです、わたしは働きました、
子供の生れる前の日まで一生懸命に働
きました、しかし旦那の前ですが、赤
ん坊が生れて見るといくら貧乏してゐ
ても子供はやつぱり可愛いでございま
す、碌すつば乳もやらないのに、わた
しの顔を見てはにつこり笑つたりなん
かすると食ひつきたいほど可愛うござ
えます、けれど世間様のやうに子供に
かまけてゐた日にはわし達は口が乾上
つてしまひます。それも自分丈ならよ

うございですが、年寄や病氣の子供がそんなことでは過しては行かれません、……實は腹にあるうちおろさうかと思つたんですが、そんなことをして、わしの身体にどうこうあつちやいゝえわたしは死んだ方がどんなに樂かされませんが、わたしはどうしても死なれませんわたくしが死なうものなら、病氣の子供と年取つた親爺が乾干しになつてしまひます、赤ん坊が邪魔になるといふ譯ではありませんが、あれがゐた日にはとても手足纏で稼ぐことが出来ません、……旦那、どうも何とも申譯がありません」

しかし更に、犯行當時の状況を聞かれて、おあさは、うめくやうに云つた「今日と同じやうに仕事の歸りてござえました、赤ん坊を背負つて行人坂の近くへ來ると、赤ん坊が焼きつくやうに泣くんです、乳をやりたいにも乳は

なく困つてしまひました、この五六日食物が入らないためにばつたり乳が出なくなつてしまつたんです。それで爲方がねえから、乳が出なくなつても乳房を口へふくませてやりました、それから暫く泣いてゐましたが、いつかお乳を離して眠つてしまひました……」

あゝおあさの頭に犯行の瞬間がまざまざと思ひ浮べられた時途に彼女は腦貧血を起して倒れてしまつた。が小山巡査親娘の手當で息をふき返した彼女は、もうすつかり罪の恐しさにおのゝきなながらも、かうした運命をぢつとこらへるだけの余裕は出来てゐました。

「ほんとうに人は悪いことは出来ねえもんで、知らない振りをして適さうと思つたんですが、どうしてもそれは出来ません、赤ん坊の顔が夜も晝も私の頭にこびりついてゐて離れねえんでござえます、綱を持つて地形をしてゐると、埋めた赤ん坊の頭をこづいてゐるやうな氣がしてゐても立つてもゐら

れねえやうになるんです、」

かう告白するのであつた。小山巡査は全く直接手を下したか何うかの違ひで自分もこの女も同じやうな罪を犯してゐると自覚して、一時は同情の涙を催したが、法をまげる譯にはゆかなかつた、職務を怠ることは出来なかつた。

のがれられぬものなら、さう思つて歎願してゐたおあさも、今はすべてを諦めて——運命に逆ふべき力もなくなつて家に残した子に會ふこともせず、また掘出した赤ん坊を見ることもせず、懷中に残つてゐた日當の残りを小山巡査にこづけて、とぼとぼとひかれて行つた……

筆者はこの戯曲一篇のあらはす内容に對して、とやかく説明がましいことは申しませぬ。たゞ讀者諸君に對してかうした痛ましい犯罪問題、社會問題のあるのをお訴へするばかりなのです。

記後輯編

いよ／＼梅雨が來ました、青葉はますます繁る、初夏の候が、われわれにとつては、この初夏は問題のシーズンであります、外界の刺激をうけて人間の氣分の動き易い頃であるだけに、いろいろの事件の起り易い時です、まあいはゞ心理的に云つて、非常に複雑した注意をむけねばならぬ時であります、云々換へれば、人間の血があらされるときであるだけに、余ほどデリケートな心づけを必要とします。

は大分注文があまりますこの機會を脱がさずにどしどし御注文下さい

悪質文は幾々發表してゐますが、これも各方面で好評で、一つ自分もこれから購募して見やうと後ればせながら云つてゐる方もあります、是非この次の時には、以前に増して投稿されんことを希望いたします。

巻頭言は、いつも行刑上の大きな問題を論ぜられてゐるのすから、特に精讀されたいと思ひます、そしてそれに對する諸君のお考を御遠慮なく御發表願ひたいと思ひます、本誌には富井氏の駁論が掲げられてゐます。

先生方の研究資料の附録が一寸途切れてをりますが、またどなたかにお願ひして載せることにしませう。

本誌はひとり行刑上のことばかり載せるのではなく、一般時事問題常論問題についても掲載したいと思ひます、かう云ふものを御希望のものをどしどし、申込んで下さい。

讀者のページはお座す「行刑實務講話」

(R生)

| | | |
|--|---|--|
| 定規文注 | 廣告料 | 定價表 |
| ●御注文は總て前金のこと。 ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されたし | 五號活字半段 一行 一 一頁 金 一 二 一頁 金 四 三 一頁 金 五 普 通 一頁 金 十 | 一 冊(稅 共) 金 一圓二十錢 六 冊(稅 共) 金 一圓四十錢 十二冊(稅 共) 金 二圓四十錢 |

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和二年五月二十六日印刷
昭和二年六月一日發行

東京市麴町區西日比谷町一番地
編輯人 香川 又二郎
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人 五島 林太郎
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
副所 刑務協會印刷部
東京市麴町區西日比谷町壹番地
發行所 刑務協會
電話 銀座 一三四四、三八二五番

Volume XI.

Number 6

THE KEI SEI

The Journal of the Japanese Prison Association

June 1, 1927

PRINCIPAL CONTENTS

The Sencibility of a Prisoner awaiting Trial (Editorial)

Don't let Anybody tell you different Convict 49,063

Ohio Penitentiary

The American Prison Congress Emory Lyon

Central Howard As-
sociation, Chicago

The Problem of establishing a Comuission

concerning Penal Administration A. Masaki

The Soul of Our Country Dr. K. Kakehi

Foreign News

Prison Statistics

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.